

社会的養育の推進に向けて

1. 社会的養護の現状	1
2. 社会的養護の基本理念と原理	10
3. 平成28年改正児童福祉法を踏まえた「新たな子ども 家庭福祉」の構築	14
4. 里親委託等の推進	22
5. 乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、 小規模かつ地域分散化の推進	53
6. 自立支援の充実	69
7. 社会的養護経験者の自立支援に関する取組事例集	82
8. 社会的養護の質の向上、親子関係再構築支援の充実、 権利擁護など	117
9. 養子縁組制度等	138
10. 子ども・子育て支援新制度と社会的養護	153
(参考) 里親制度、施設等の概要	159
(参考) 統計表等	169

1. 社会的養護の現状

(1) 里親数、施設数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万5千人。

里親	家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム	養育者の住居において家庭養護を行う(定員5~6名)	
			12,315世帯	4,379世帯	5,556人		ホーム数	372か所
	区分 (里親は 重複登録 有り)	養育里親	10,136世帯	3,441世帯	4,235人			
		専門里親	702世帯	193世帯	223人			
		養子縁組里親	4,238世帯	317世帯	321人			
親族里親		588世帯	558世帯	777人				
					委託児童数	1,548人		

施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	140か所	605か所	50か所	58か所	226か所	176か所
定員	3,857人	31,826人	1,985人	3,609人	4,672世帯	1,148人
現員	2,678人	24,908人	1,366人	1,226人	3,735世帯 児童6,333人	643人
職員総数	5,048人	18,869人	1,384人	1,815人	2,084人	858人

小規模グループケア	1,790か所
地域小規模児童養護施設	423か所

※里親数、F Hホーム数、委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・母子生活支援施設の施設数・定員・現員は福祉行政報告例(平成31年3月末現在)

※児童自立支援施設・自立援助ホームの施設数・定員・現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(平成30年10月1日現在)

※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(平成30年10月1日現在)

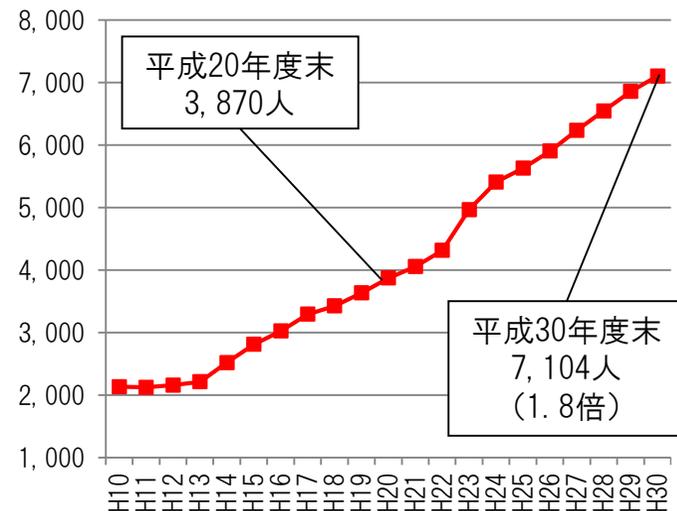
※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ(平成31年3月1日現在)

※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

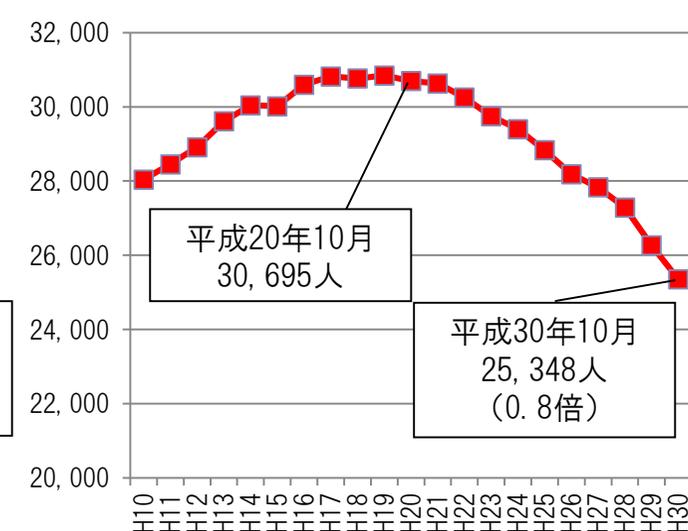
(2) 要保護児童数の推移

過去10年で、里親等委託児童数は約2倍、児童養護施設の入所児童数は約2割減、乳児院が約1割減となっている。

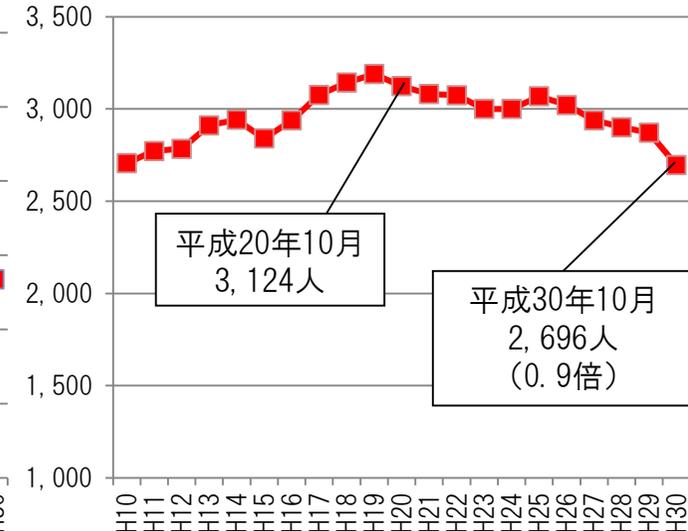
○ 里親・ファミリーホームへの委託児童数



○ 児童養護施設の入所児童数

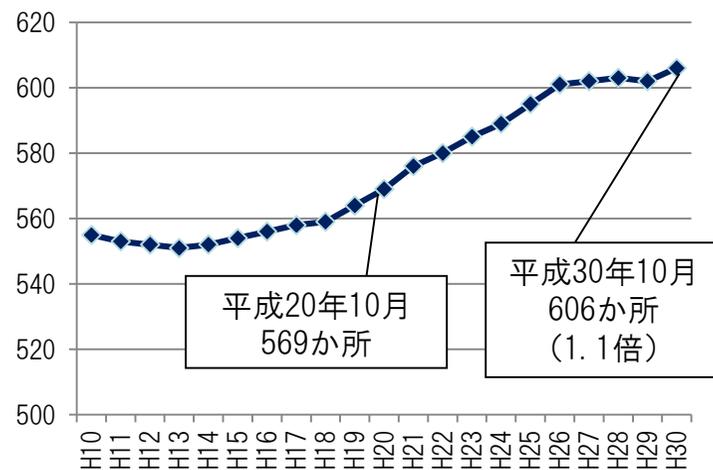


○ 乳児院の入所児童数

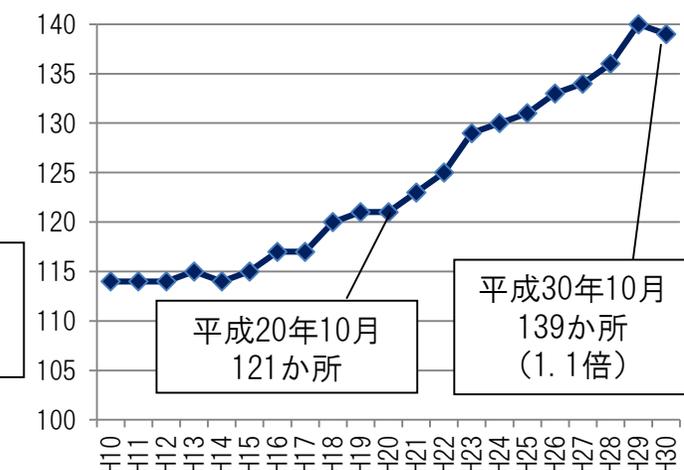


(注) 児童養護施設・乳児院については各年度10月1日現在(社会福祉施設等調査、平成21年度以降は家庭福祉課調べ)
里親・ファミリーホームについては、各年度3月末日現在(福祉行政報告例)

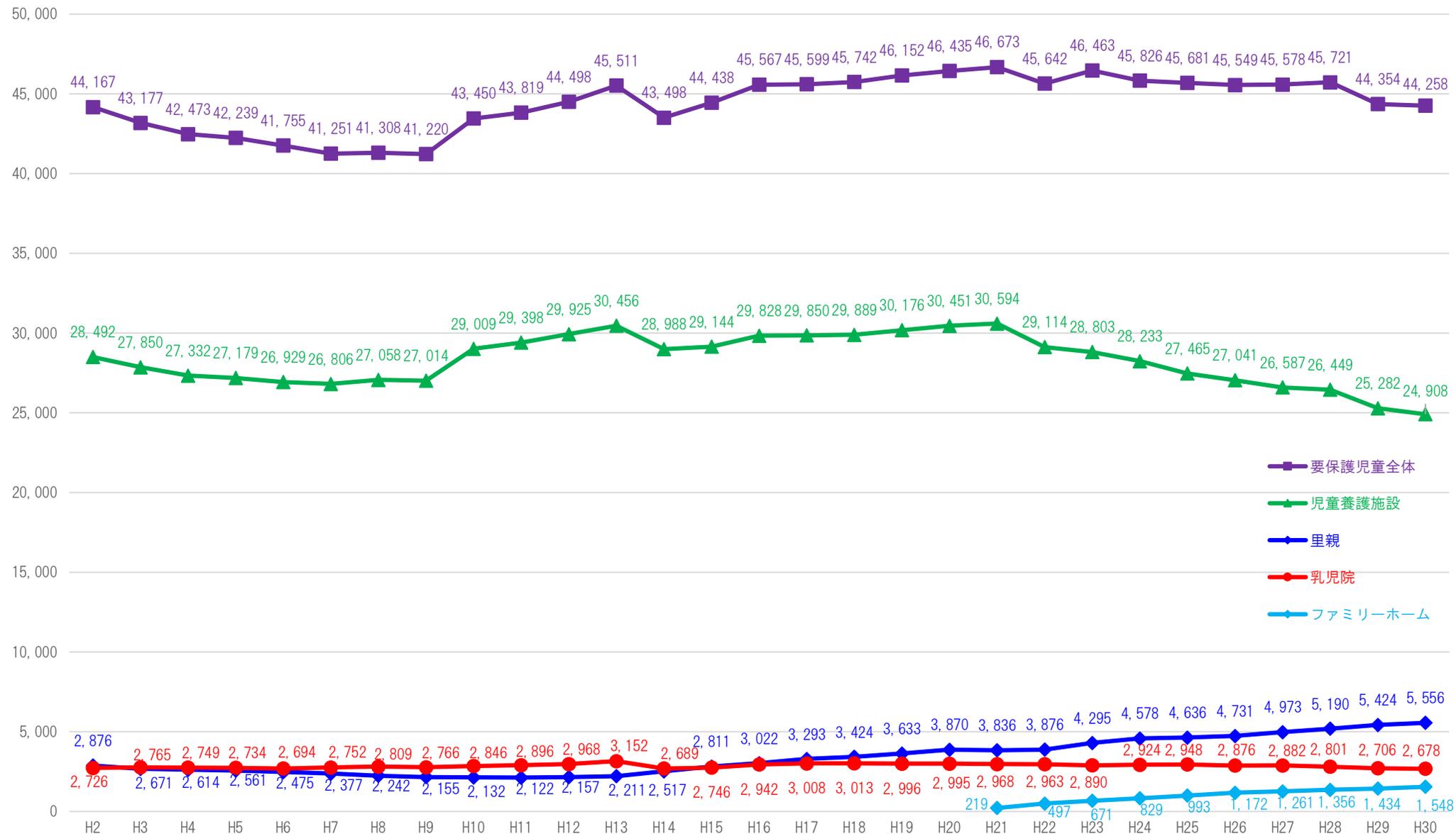
○ 児童養護施設の設置数



○ 乳児院の設置数



(参考) 要保護児童数 (全体) の推移



(注) 要保護児童数は、里親・ファミリーホームの委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設・自立援助ホームの入所児童数の合計（ファミリーホームは平成21年度以降、自立援助ホームは平成15年度以降の数）

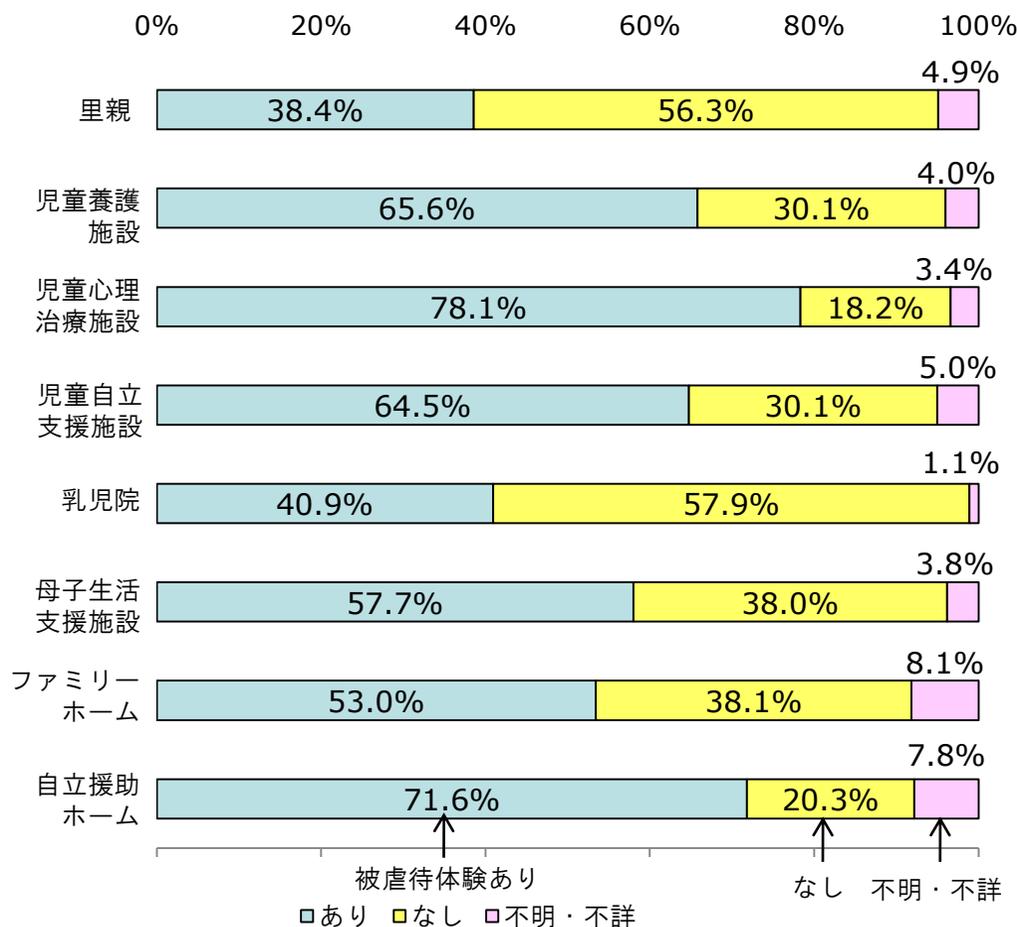
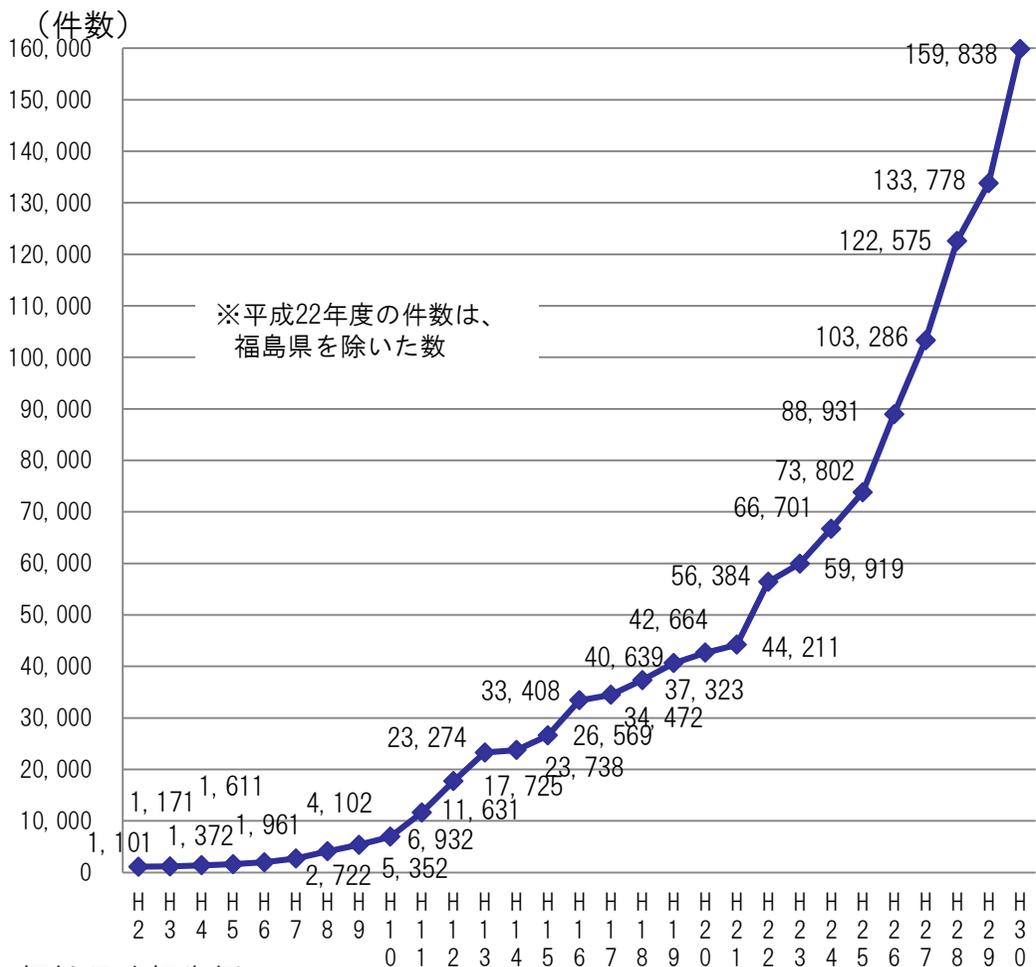
(出典)
 ・里親、ファミリーホーム、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設は、福祉行政報告例（各年度3月末現在）
 ・児童自立支援施設は、平成20年度までは社会福祉施設等調査、平成21年度以降は家庭福祉課調べ（各年度10月1日現在）
 ・自立援助ホームは、家庭福祉課調べ（平成19年度、平成20年度は全国自立援助ホーム連絡協議会調べ）

(3) 虐待を受けた児童の増加

児童虐待の増加等に伴い、児童虐待防止対策の一層の強化とともに、虐待を受けた子どもなどへの対応として、社会的養護の量・質ともに拡充が求められている。

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成30年度には約13.7倍に増加。

○ 里親に委託されている子どものうち約4割、乳児院に入所している子どものうち約4割、児童養護施設に入所している子どものうち約6.5割は、虐待を受けている。



(参考) 児童養護施設の児童の年齢、在所期間、措置理由

① 児童養護施設の児童の年齢

単位：人数（人）、[] 構成割合（％）

	在籍児の年齢				入所時の年齢			
	H30	H25	H15	H4	H30	H25	H15	H4
0歳～ 5歳	3,232 [12.0]	4,047 [13.5]	5,421 [17.8]	4,128 [15.4]	13,567 [50.2]	15,864 [52.9]	16,704 [54.9]	14,330 [53.6]
6歳～ 11歳	9,431 [34.9]	10,899 [36.4]	12,408 [40.8]	10,138 [37.9]	8,821 [32.6]	9,923 [33.1]	10,010 [32.9]	9,124 [34.1]
12歳～ 17歳	12,418 [46.0]	13,401 [44.7]	11,448 [37.6]	11,597 [43.4]	4,245 [15.7]	4,143 [13.8]	3,642 [12.0]	3,247 [12.1]
18歳 以上	1,914 [7.1]	1,607 [5.4]	1,119 [3.7]	856 [3.2]	19 [0.1]	14 [0.0]	9 [0.0]	— —
総数	27,026 [100.0]	29,979 [100.0]	30,416 [100.0]	26,725 [100.0]	27,026 [100.0]	29,979 [100.0]	30,416 [100.0]	26,725 [100.0]
平均年齢	11.5歳	11.2歳	10.2歳	11.1歳	6.4歳	6.2歳	5.9歳	6.4歳

注) 総数には年齢不詳を含む。

② 在籍児童の在所期間

単位：人数（人）、[] 構成割合（％）

	H30	H25	H15	H4
4年未満	13,327 [49.3]	14,842 [49.5]	17,415 [57.3]	13,709 [51.3]
4年以上～ 8年未満	7,047 [26.1]	8,143 [27.2]	7,705 [25.3]	7,237 [27.1]
8年以上～ 12年未満	4,184 [15.5]	4,733 [15.8]	3,737 [12.3]	4,346 [16.3]
12年以上	2,116 [7.8]	2,105 [7.0]	1,530 [5.0]	1,415 [5.3]
総数	27,026 [100.0]	29,979 [100.0]	30,416 [100.0]	26,725 [100.0]
平均期間	5.2年	4.9年	4.4年	4.7年

注) 総数には期間不詳を含む。

③ 児童の措置理由（養護問題発生理由）

単位：人数（人）、[] 構成割合（％）

	H30	H25	H15	H4		H30	H25	H15	H4
(父・母・父母の) 死亡	684[2.5]	663[2.2]	912[3.0]	1,246[4.7]	(父・母の) 就労	1,171[4.3]	1,730[5.8]	3,537[11.6]	2,968[11.1]
(父・母・父母の) 行方不明	761[2.8]	1,279[4.3]	3,333[11.0]	4,942[18.5]	(父・母の) 精神疾患等	4,209[15.6]	3,697[12.3]	2,479[8.2]	1,495[5.6]
父母の離婚	541[2.0]	872[2.9]	1,983[6.5]	3,475[13.0]	虐待(放任・怠惰、虐待・酷使、棄児、養育拒否)	12,210[45.2]	11,377[37.9]	8,340[27.4]	4,268[16.0]
父母の不和	240[0.9]	233[0.8]	262[0.9]	429[1.6]	破産等の経済的理由	1,318[4.9]	1,762[5.9]	2,452[8.1]	939[3.5]
(父・母の) 拘禁	1,277[4.7]	1,456[4.9]	1,451[4.8]	1,083[4.1]	児童問題による監護困難	1,061[3.9]	1,130[3.8]	1,139[3.7]	1,662[6.2]
(父・母の) 入院	724[2.7]	1,304[4.3]	2,128[7.0]	3,019[11.3]	その他・不詳	2,733[10.1]	4,476[14.9]	2,400[7.9]	1,199[4.5]
					総数	27,026[100.0]	29,979[100.0]	30,416[100.0]	26,725[100.0]

児童相談所での虐待相談の内容別件数の推移

○ 平成30年度は、心理的虐待の割合が最も多く、次いで身体的虐待の割合が多い。

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
平成20年度	16,343(38.3%)	15,905(37.3%)	1,324(3.1%)	9,092(21.3%)	42,664(100.0%)
平成21年度	17,371(39.3%)	15,185(34.3%)	1,350(3.1%)	10,305(23.3%)	44,211(100.0%)
平成22年度	21,559(38.2%)	18,352(32.5%)	1,405(2.5%)	15,068(26.7%)	56,384(100.0%)
平成23年度	21,942(36.6%)	18,847(31.5%)	1,460(2.4%)	17,670(29.5%)	59,919(100.0%)
平成24年度	23,579(35.4%)	19,250(28.9%)	1,449(2.2%)	22,423(33.6%)	66,701(100.0%)
平成25年度	24,245(32.9%)	19,627(26.6%)	1,582(2.1%)	28,348(38.4%)	73,802(100.0%)
平成26年度	26,181(29.4%)	22,455(25.2%)	1,520(1.7%)	38,775(43.6%)	88,931(100.0%)
平成27年度	28,621(27.7%)	24,444(23.7%)	1,521(1.5%)	48,700(47.2%)	103,286(100.0%)
平成28年度	31,925(26.0%)	25,842(21.1%)	1,622(1.3%)	63,186(51.5%)	122,575(100.0%)
平成29年度	33,223(24.8%)	26,821(20.0%)	1,537(1.1%)	72,197(54.0%)	133,778(100.0%)
平成30年度	40,238(25.2%) (+7,015)	29,479(18.4%) (+2,658)	1,730(1.1%) (+193)	88,391(55.3%) (+16,194)	159,838(100.0%) (+26,060)

※ 割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

平成30年度 児童虐待相談対応の内訳

相談対応件数 159,838件※1

一時保護 24,864件※2

施設入所等 4,641件※3、4



内訳

内訳															
児童養護施設 2,441件				乳児院 736件				里親委託等 651件				その他施設 813件			
20年度	21年度	22年度	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度
2,563件	2,456件	2,580件	2,697件	679件	643件	728件	713件	282件	312件	389件	439件	638件	620件	739件	650件
24年度	25年度	26年度	27年度	24年度	25年度	26年度	27年度	24年度	25年度	26年度	27年度	24年度	25年度	26年度	27年度
2,597件	2,571件	2,685件	2,536件	747件	715件	785件	753件	429件	390件	537件	464件	723件	789件	778件	817件
28年度	29年度			28年度	29年度			28年度	29年度			28年度	29年度		
2,651件	2,396件			773件	800件			568件	593件			853件	790件		

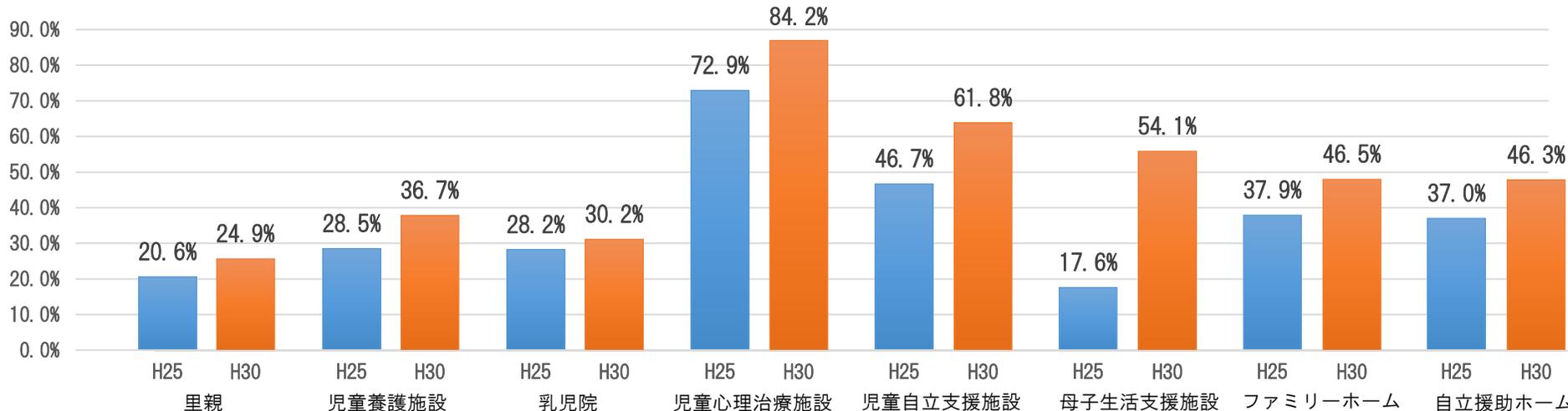
※平成22年度の相談対応件数、一時保護件数及び施設入所等件数は東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

- ※1 児童相談所が児童虐待相談として対応した件数（延べ件数）
- ※2 児童虐待を要因として一時保護したが、平成30年度中に一時保護を解除した件数（延べ件数）
- ※3 児童虐待を要因として、平成29年度中に施設入所等の措置がなされた件数（延べ件数）
- ※4 平成30年度 児童虐待以外も含む施設入所等件数 10,365件

(4) 障害等のある児童の増加

社会的養護を必要とする児童においては、全体的に障害等のある児童が増加しており、里親においては24.9%、児童養護施設においては36.7%が、障害等ありとなっている。

○社会的養護を必要とする児童のうち、障害等のある児童の割合



○障害等のある児童数（里親・児童養護施設・乳児院・児童心理治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設・ファミリーホーム・自立援助ホームの総数）

年度	総数	該当あり	心身の状況(重複回答)																				
			身体虚弱	肢体不自由	重度心身障害	視聴覚障害	視覚障害	聴覚障害	言語障害	知的障害	てんかん	外傷後ストレス障害(PTSD)	反応性愛着障害	注意欠陥多動性障害(ADHD)	学習障害(LD)	広汎性発達障害(自閉症スペクトラム)	チック	吃音症	発達性強調運動障害	高次脳機能障害	その他の障害等	LGBT	
H30	45,551	17,961	881	208	46		247	142	360	5,144	467	599	2,494	3,914	758	4,235	454	240	207	44	2,568	51	
	100.0%	39.4%	1.9%	0.5%	0.1%		0.5%	0.3%	0.8%	11.3%	1.0%	1.3%	5.5%	8.6%	1.7%	9.3%	1.0%	0.5%	0.5%	0.1%	5.6%	0.1%	
H25	47,776	13,569	1,357	250		386		504	5,043	563				2,242	551	2,764						4,002	
	100.0%	28.4%	2.8%	0.5%		0.8%		1.1%	10.6%	1.2%				4.7%	1.2%	5.8%						8.4%	
H20	48,154	11,655	1,771	300		417		618	3,940	586				1,249	526	1,374						3,904	
	100.0%	24.2%	3.7%	0.6%		0.9%		1.3%	8.2%	1.2%				2.6%	1.1%	2.9%						8.1%	
H15	45,407	9,181	1,731	274		365		636	3,147	591				816								3,834	
	100.0%	20.2%	3.8%	0.6%		0.8%		1.4%	6.9%	1.3%				1.8%								8.4%	
H10	41,257	4,811	1,464	262		358		445	1,417	544												1,605	
	100.0%	11.7%	3.5%	0.6%		0.9%		1.1%	3.4%	1.3%												3.9%	

ADHD（注意欠陥多動性障害）については、平成15年より、広汎性発達障害およびLD（学習障害）については、平成20年より、赤字部分については、平成30年より調査。それまではその他の心身障害へ含まれていた可能性がある。

2. 社会的養護の基本理念と原理

社会的養護の基本理念と原理

社会的養護の基本理念

- ① 子どもの最善の利益のために
 - ・ 児童福祉法第1条「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」
 - ・ 児童の権利に関する条約第3条「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」
- ② 社会全体で子どもを育む
 - ・ 社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うもの。

社会的養護の原理

- ① 家庭養育と個別化：
 - ・ すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって養育されるべき。「あたりまえの生活」を保障していくことが重要。
- ② 発達の保障と自立支援：
 - ・ 未来の人生を作り出す基礎となるよう、子ども期の健全な心身の発達の保障を目指す。愛着関係や基本的な信頼関係の形成が重要。自立した社会生活に必要な基礎的な力を形成していく。
- ③ 回復をめざした支援：
 - ・ 虐待や分離体験などによる悪影響からの癒しや回復をめざした専門的ケアや心理的ケアが必要。安心感を持てる場所で、大切にされる体験を積み重ね、信頼関係や自己肯定感（自尊心）を取り戻す。
- ④ 家族との連携・協働：
 - ・ 親と共に、親を支えながら、あるいは親に代わって、子どもの発達や養育を保障していく取り組み。
- ⑤ 継続的支援と連携アプローチ：
 - ・ アフターケアまでの継続した支援と、できる限り特定の養育者による一貫性のある養育。様々な社会的養護の担い手の連携により、トータルなプロセスを確保する。
- ⑥ ライフサイクルを見通した支援：
 - ・ 入所や委託を終えた後も長くかかわりを持ち続ける。虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切っていけるような支援。

社会的養護の基盤づくり

- 家庭養育優先原則に基づき、家庭での養育が困難又は適当でない場合は、養育者の家庭に子どもを迎え入れて養育を行う里親やファミリーホーム（家庭養護）を優先するとともに、児童養護施設、乳児院等の施設についても、できる限り小規模かつ地域分散化された家庭的な養育環境の形態（家庭的養護）に変えていく。
- 大規模な施設での養育を中心とした形態から、一人一人の子どもをきめ細かく育み、親子を総合的に支援していけるよう、ハード・ソフトともに変革していく。
- 施設は、社会的養護の地域の拠点として、家庭に戻った子どもへの継続的なフォロー、里親支援、自立支援やアフターケア、地域の子育て家庭への支援など、高機能化及び多機能化・機能転換を図る。
- ソーシャルワークとケアワークを適切に組み合わせ、家庭を総合的に支援する仕組みづくりが必要。

家庭と同様の環境における養育の推進【公布日施行（平成28年6月3日）・児童福祉法】

課題

- 児童が心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境での養育の推進を図ることが必要。
- しかしながら、社会的養護を必要とする児童の約9割が施設に入所しているのが現状。
- このため、児童相談所が要保護児童の養育環境を決定する際の考え方を法律において明確化することが必要。

改正法による対応

- 国・地方公共団体（都道府県・市町村）の責務として家庭と同様の環境における養育の推進等を明記。
 - ①まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援。
 - ②家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置。
 - ③②の措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置。
- ※ 特に就学前の児童については、②の措置を原則とすること等を通知において明確化。

良好な家庭的環境

家庭と同様の養育環境

家庭

施設

施設（小規模型）

養子縁組（特別養子縁組を含む。）

小規模住居型
児童養育事業

里親

実親による養育

児童養護施設

大舎（20人以上）
中舎（13～19人）
小舎（12人以下）
1歳～18歳未満
（必要な場合 0歳～20歳未満）

地域小規模児童養護施設
（グループホーム）

本体施設の支援の下で地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う

小規模グループケア（分園型）

- ・ 地域において、小規模なグループで家庭的養護を行う
- ・ 1グループ6～8人（乳児院は4～6人）

小規模住居型児童
養育事業（ファミリーホーム）

- ・ 養育者の住居で養育を行う家庭養護
- ・ 定員5～6人

里親

- ・ 家庭における養育を里親に委託する家庭養護
- ・ 児童4人まで

乳児院

乳児（0歳）
必要な場合幼児（小学校就学前）

里親等
委託率

$$= \frac{\text{里親} + \text{ファミリーホーム}}{\text{養護} + \text{乳児} + \text{里親} + \text{ファミリーホーム}}$$

平成31年3月末 20.5%

家庭養育優先原則に基づく取組等の推進

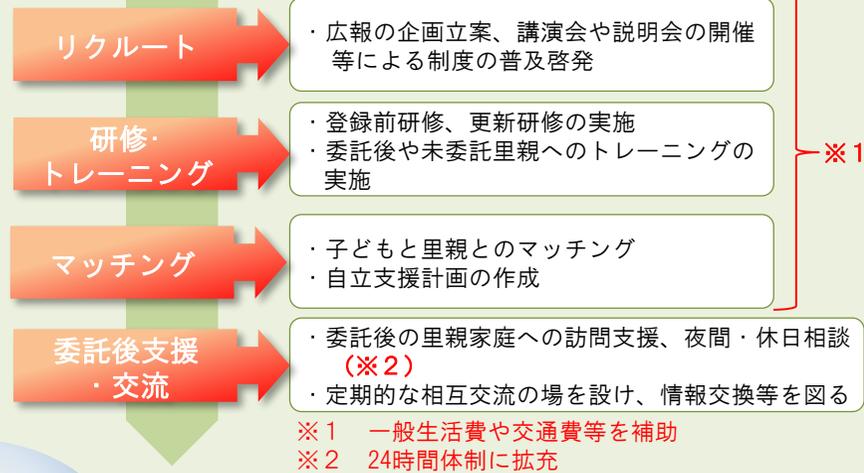
- ・ 児童入所施設措置費等1,355億円の内数 **(拡充)**
- ・ 児童虐待・DV対策等総合支援事業183億円の内数 **(拡充)**
- ・ 里親制度等広報啓発事業81百万円 **(拡充)**
- ・ 里親養育包括支援（フォスタリング）職員研修事業33百万円
- ・ 養子縁組民間あっせん機関職員研修事業20百万円
- ・ 社会的養護出身者ネットワーク形成事業（仮称）12百万円 **(創設)**

I 包括的な里親養育支援体制の構築

- ・ 里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援に至るまでの一貫した里親養育支援に関する相談・支援を総合的に実施する事業に要する費用を補助。
- ・ 里親家庭に対し、一時的に子どもを預かるサービスの利用による負担軽減や子どもを養育するために必要な費用を補助。

令和2年度予算における拡充内容

- フォスタリング機関の体制整備
 - ・ 24時間の相談体制及び緊急対応体制を整備
- 里親家庭への支援の充実
 - ・ 里親委託前の交流期間の一般生活費等の補助
 - ・ 2人目以降の里親手当の拡充 等



里親

養子縁組

施設

II 特別養子縁組の推進

- ・ 民間養子縁組あっせん機関に対して、研修受講費用、第三者評価受審費用等を助成するとともに、養親希望者等の負担軽減等に向けた支援体制の構築に向けたモデル事業等を実施する。

令和2年度予算における拡充内容

- 民間あっせん機関における支援体制の強化
 - ・ 比較的年齢の高い養子とその養親への支援体制の構築
 - ・ 職員の資質向上
- 養親希望者の負担軽減
 - ・ 養親希望者の手数料負担の更なる負担軽減の実施

III 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換等に向けた取組の推進

- ・ 児童養護施設・乳児院等の小規模かつ地域分散化、職員配置基準の強化を含む高機能化及び家庭養育支援への機能転換などの社会的養育の迅速かつ強力に推進する。

令和2年度予算における拡充内容

- 母子生活支援施設等の多機能化
 - ・ 特定妊婦等を受け入れた場合の生活費等の補助
- 児童養護施設等における職員配置の充実
 - ・ 施設内における性暴力等へ対応するための補助者の配置
 - ・ 小規模かつ地域分散化された生活単位の養育体制を充実（子ども：職員＝6：4→最大6：6）

IV 自立支援の充実

自立支援

- ・ 里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に応じて18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供する事業に要する費用を補助。
- ・ 施設における自立支援体制の強化など子どもの自立に向けた継続的・包括的な支援体制を構築する。

令和2年度予算における拡充内容

- 児童養護施設等の体制強化
 - ・ 児童養護施設等における進学・就職等の自立支援や退所後のアフターケアを担う職員の配置
 - ・ 児童養護施設等の退所者が気軽に集まれる場を常設

3. 平成28年改正児童福祉法を踏まえた 「新たな子ども家庭福祉」の構築

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の概要

（平成28年5月27日成立・6月3日公布）

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士的配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

（検討規定等）

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

施行期日

平成29年4月1日（1、2（3）については公布日、2（2）、3（4）（5）、4（1）については平成28年10月1日）

新しい社会的養育ビジョン

(「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」 平成29年8月2日とりまとめ公表)

経緯

平成28年児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であること、実親による養育が困難であれば、里親や特別養子縁組などで養育されるよう、家庭養育優先の理念等が規定された。この改正法の理念を具体化するため、厚生労働大臣が参集し開催された有識者による検討会(※)で「新しい社会的養育ビジョン」がとりまとめられた。

※「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」(座長：国立成育医療研究センター奥山眞紀子こころの診療部長)

ポイント

①市区町村を中心とした支援体制の構築、②児童相談所の機能強化と一時保護改革、③代替養育における「家庭と同様の養育環境」原則に関して乳幼児から段階を追っての徹底、家庭養育が困難な子どもへの施設養育の小規模化・地域分散化・高機能化、④永続的解決(パーマネンシー保障)の徹底、⑤代替養育や集中的在宅ケアを受けた子どもの自立支援の徹底などをはじめとする改革項目について、速やかに平成29年度から着手し、目標年限を目指し計画的に進める。

これらは子どもの権利保障のために最大限のスピードをもって実現する必要がある、その工程において、子どもが不利益を被ることがないよう、十分な配慮を行う。

＜工程で示された目標年限の例＞

- ・遅くとも平成32年度までに全国で行われるフォスタリング機関事業の整備を確実に完了する。
- ・愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現する(平成27年度末の里親委託率(全年齢)17.5%)。
- ・施設での滞在期間は、原則として乳幼児は数か月以内、学童期以降は1年以内。(特別なケアが必要な学童期以降の子どもであっても3年以内を原則とする。)
- ・概ね5年以内に、現状の約2倍である年間1000人以上の特別養子縁組成立を目指し、その後も増加を図る。

1. 今回の計画策定の位置付け

- ・ 「社会的養護の課題と将来像」を基に、各都道府県で行われてきた取組については全面的に見直し、子どもの権利保障のために、できるだけ早期に、平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくことが求められている。
- ・ その過程においては、子どもの最善の利益を念頭に、すべての子どもが健全に養育される権利を持っていることを十分踏まえ、子どもが不利益を被ることがないよう、十分な配慮が必要である。そのような取組が計画的かつ速やかに進められるよう、2019年度末までに策定する新たな計画について、国として、策定要領を示すものである。

2. 基本的考え方

- ・ 今般の見直しの対象は、在宅での支援から特別養子縁組、普通養子縁組、代替養育や自立支援などが網羅されている。これらの項目すべては緊密につながっており、一体的かつ全体的な視点をしっかりと持って進めていく必要がある。
- ・ 都道府県や市区町村、特別養子縁組の養親、里親、乳児院等の児童福祉施設などの関係者に抜本的な改正となる平成28年改正児童福祉法の理念等が徹底されるとともに、何よりも子ども達の最善の利益のために着実に進めていくことが必要である。
- ・ 各都道府県においては、これまでの地域の実情は踏まえつつも、子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであること、及び国における目標を十分に念頭に置き、計画期間中の具体的な数値目標と達成期限を設定し、その進捗管理を通じて、取組を強化する。
- ・ 国においては、毎年、各都道府県における計画の取組及び「評価のための指標」等を取りまとめ、進捗のモニタリング及び評価を行い、公表するとともに、進捗の検証を行って取組の促進を図る。
- ・ 今後、都道府県の計画が着実に実施できるよう、様々な施策に必要な財政支援の在り方が課題となってくる。厚生労働省としては、これらの課題への対応について、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力していく。

3. 都道府県推進計画の記載事項

- | | |
|------------------------------------|--|
| (1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像 | (6) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組 |
| (2) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー） | (7) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組 |
| (3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組 | (8) 一時保護改革に向けた取組 |
| (4) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み | (9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組 |
| (5) 里親等への委託の推進に向けた取組 | (10) 児童相談所の強化等に向けた取組 |
| | (11) 留意事項 |

4. 項目ごとの策定要領

(1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

- ・ 平成28年改正児童福祉法の理念及び「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益の実現に向けて、各都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方と全体像を策定すること。
- ・ 国においては、必要な指標を提示し、毎年、計画の各取組の指標を取りまとめ、進捗のモニタリング及び評価を行う。

(2) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

- ・ 措置された子どもや一時保護された子どもの権利擁護の観点から、当事者である子どもからの意見聴取や意見を酌み取る方策、子どもの権利を代弁する方策について、各都道府県の実情に応じた取組を進めること。
- ・ 併せて社会的養護に関する施策を検討する際にも、当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）の複数の参画を求めることとし、第三者による支援により適切な意見表明ができるような取組を行うこととする。

(3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

①市区町村の相談支援体制等の整備に向けた都道府県の支援・取組

- ・ 子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点の普及、市区町村の支援メニュー（ショートステイ、トワイライトステイ）の充実、母子生活支援施設の活用について、都道府県の行う支援・取組を盛り込んだ計画を策定すること。
- ・ 子ども家庭支援に携わる職員の人材育成支援策に関する計画（都道府県の行う取組）を策定すること。

②児童家庭支援センターの機能強化および設置促進に向けた取組

- ・ 児童家庭支援センターの機能強化の計画および設置に向けた計画（設置時期・設置する地域）を策定すること。

(4) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

- ・ 代替養育を必要とする子ども数を見込むこと。

＜代替養育を必要とする子ども数の見込みの推計方法の例＞

子どもの人口（推計・各歳毎）×代替養育が必要となる割合（潜在的需要を含む。）＝代替養育を必要とする子ども数

- ・ 算式1・算式2※により算出された数値をそれぞれ明らかにした上で、里親等委託が必要な子ども数を見込むこと。

代替養育を必要とする子ども数（年齢区分別）×里親等委託が必要な子どもの割合※＝里親等委託が必要な子ども数

※算式1 乳児院に半年以上、児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数等を基に機械的に算出

算式2 現に施設入所している全ケース（又は一部）のうち、里親等委託が必要な子ども数を洗い出して算出

（注）里親等委託が必要な子ども数については、家庭養育優先原則の理念に基づき、現状における委託可能な里親数等にとらわれず、子どもの状態や希望等に基づき判断すること。

(5) 里親等への委託の推進に向けた取組

① フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築

- ・ 都道府県が行うべき里親に関する業務（フォスタリング業務）の実施体制の構築に向けた計画を策定すること。
- ・ 2020年度までに、各都道府県において、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の業務（フォスタリング業務）の包括的な実施体制を構築すること。

② 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み

- ・ 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込みを推計すること。その上で、乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の里親等委託率の実現に向けて、2024年度時点及び2029年度時点における里親等委託率の目標を設定するとともに、必要な里親数等が確保されるべき時期の見込みを明らかにすること。
- ・ 国においては、「概ね7年以内（3歳未満は概ね5年以内）に乳幼児の里親等委託率75%以上」、「概ね10年以内に学童期以降の里親等委託率50%以上」の実現に向けて、取組を推進する。都道府県においては、これまでの地域の実情は踏まえつつも、子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであること、及び上述した数値目標を十分に念頭に置き、個々の子どもに対する十分なアセスメントを行った上で、代替養育を必要とする子どもの見込み等を踏まえ、数値目標と達成期限を設定する。なお、数値目標の設定は、子どもが健やかに養育される権利を保障する環境を整えるために必要な取組を計画的に進めるためのものである。個々の子どもに対する具体的な措置は、児童相談所における「家庭養育優先原則」を十分踏まえたアセスメントの結果によって、子どもの最善の利益の観点から行われるものであって、里親等委託率の数値目標達成のために機械的に措置が行われるべきものではない。

国としては、必要な支援策を講じるとともに、委託率の引き上げの進捗と子どもの状況について丁寧にフォローの上、都道府県の代替養育を必要とする子どもの状況や里親等委託の取組状況を評価し、支援の在り方や進め方について検証する。進捗状況は、毎年、公表する。

(6) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

- ・ 特別養子縁組の推進・支援及び養子縁組支援のための体制の構築に向けた計画を策定すること。
- ・ 子どもにとって永続的に安定した養育環境を提供することが重要であることから、特に、棄児、保護者が死亡し又は養育を望めず、他に養育できる親族等がない子どもや、新生児・乳幼児で長期的に実親の養育が望めない子ども、長期間にわたり親との交流がない子ども、虐待等の理由で親子分離され、その後の経過からみて家族再統合が極めて困難と判断された子どもなど、特別養子縁組の検討対象となる子どもの数を把握すること。その上で、実際の縁組には、実親との関係が子どもにとってどのような意味を持つのかという点を含め、十分なアセスメントとマッチング等を行いつつ、特別養子縁組によるパーマネンシー保障を優先して検討すること。
- ・ 国としても、各都道府県における特別養子縁組の成立件数の集計・公表を行うとともに、特別養子縁組制度のより一層の活用を検討を促していく観点から、概ね5年以内に年間1,000人以上の縁組成立を目指し、それらの情報を基に、制度への理解を進めるための広報の展開や養子縁組に関わる制度の在り方の検討、民間機関への支援などを講じていく。

(7) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

①施設で養育が必要な子ども数の見込み

- ・ 「代替養育を必要とする子ども数の見込み」から、(4)の算式1及び算式2で算出された「里親等委託が必要な子ども数」をそれぞれ減じて算出された数値を明らかにした上で、施設で養育が必要な子ども数の見込みを算出すること。
- ・ 算出された必要数が現状を下回る場合、パーマネンシー保障が確立し、里親養育推進が実現するまでの間、保護が必要な子どもの行き場がなくなることを防ぐよう、十分な受け皿を確保することに留意し、見込みを算出すること。

②施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- ・ 代替養育全体の在り方に関する計画を立て、それに基づいて施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた計画を策定すること。
- ・ 児童福祉法第3条の2の規定に則り、「できる限り良好な家庭的環境」を確保すべきであり、質の高い個別的なケアを実現するとともに、小規模かつ地域分散化された施設環境を確保することが重要である。
- ・ こうした考え方のもと、今後計画される施設の新築や改築、増築の際には、小規模かつ地域分散化された施設の設置を優先して進めていくこと。
- ・ なお、大舎から小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を進める過程で、人材育成の観点から、本体施設から順次分散化施設を独立させていく方法や、過渡的に本体施設のユニット化を経て独立させていく方法が考えられるが、どちらの場合にも、概ね10年程度で地域分散化及び多機能化・機能転換を図る計画を、人材育成も含めて策定すること。過渡的にユニット化する場合でも
 - ・ 同一敷地内での戸建て住宅型又はグループごとに独立した玄関のある合築型の施設内ユニットとするなど、生活単位を独立させるとともに
 - ・ 地域社会との良好な関係性の構築を十分に行うといった工夫を行うこと。
- ・ 既存の施設内ユニット型施設についても、概ね10年程度を目標に、小規模かつ地域分散化を進めるための人材育成計画を含めた計画を立てる。その際、既存ユニットは一時保護やショートステイのための専用施設や里親のレスパイト・ケアなど、多機能化・機能転換に向けて、積極的に活用を進めていくことが求められる。また、下記のような心理職や医師、看護師などの即時対応ができるケアニーズが非常に高い子どもへの専門的なケア形態への転換を図ることも可能である。
- ・ 小規模かつ地域分散化の例外として、ケアニーズが非常に高い子どもに専門的なケアを行うため、心理職や医師、看護師などの専門職の即時の対応が必要な場合には、生活単位が集合する場合もあり得る。このような場合においては、十分なケアが可能になるように、できるだけ少人数（将来的には4人まで）の生活単位とし、その集合する生活単位の数も大きくならない（概ね4単位程度まで）ことが求められている。そのため、厚生労働省としては、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力していく。

(8) 一時保護改革に向けた取組

- ・ 「一時保護ガイドライン」を踏まえた既存の一時保護所の見直し項目及び見直し時期、一時保護所の必要定員数、一時保護専用施設や一時保護委託が可能な里親等・児童福祉施設等における確保数及び一時保護に関わる職員の育成方法と実施する時期等、一時保護改革に向けた計画を策定すること。

(9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- ・ 平成28年改正児童福祉法により自立のための支援が必要に応じて継続されるための仕組みが整備されたこと等を踏まえて、社会的養護自立支援事業及び就学者自立生活援助事業の実施に向けた計画（実施予定時期、実施メニュー）及び自立援助ホームの実施など、社会的養護の子ども自立支援策の強化のための取組について、実施に向けた計画を策定すること。

(10) 児童相談所の強化等に向けた取組

①中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組

- ・ 平成28年改正児童福祉法附則第3条の趣旨は全ての中核市・特別区が児童相談所を設置できるようにすることであることから、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、各都道府県における具体的な計画を策定すること。

②都道府県（児童相談所）における人材確保・育成に向けた取組

- ・ 児童相談所における各都道府県等（児童相談所）職員の配置など、子ども家庭福祉人材の確保・育成のための、具体的な計画を策定すること。

(11) 留意事項

- ・ 各都道府県においては、この計画策定要領を基に、計画の全面的な見直しに向けた準備や検討を進め、2019年度末までに新たな計画の策定を行うこと。なお、計画の策定を待つことなく、2018年度から
 - ① フォスタリング機関による包括的な里親養育支援体制の構築に向けて、児童相談所の体制強化や民間機関の積極的活用を含めて、実施機関やその配置の調整・検討
 - ② 乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模化・地域分散化に向けて、各施設の意向の確認等、計画策定に向けた調整・検討
 - ③ これらに従事する人材の専門性の向上に向けた、人材育成の機会の確保のための取組
 - ④ 里親等委託が必要な子ども数の調査 等について、可能なものから、順次速やかに取組を進めること。
- ・ なお、国としても、児童虐待防止対策の強化に向けた更なる対応を検討していくこととしており、具体的な内容については追ってお示しする。その内容も踏まえて、速やかに取組を進めること。
- ・ 全面的な見直し後の計画期間は2029年度を終期とし、2020年度から2024年度、2025年度から2029年度ごとの各期に区分して策定すること。計画の進捗状況について、毎年度検証するとともに、2020年度から2024年度の期末及び各期の中間年を目安として、進捗状況の検証結果を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行って取組の促進を図ること。なお、国においては、区分された期間内でも毎年度ごとの都道府県の進捗状況を把握、評価し、公表するとともに、必要な支援策を検討する。

4. 里親委託等の推進

(1) 里親委託の推進

里親委託の役割

- 里親委託は、次のような効果が期待できることから、**社会的養護では里親委託を優先して検討**。
 - (a) 特定の大人との**愛着関係**の下で養育され、**安心感**の中で**自己肯定感**を育み、**基本的信頼感**を獲得できる
 - (b) **適切な家庭生活**を体験する中で、**家族のありよう**を学び、**将来、家庭生活を築く上でのモデル**にできる
 - (c) **家庭生活の中で人との適切な関係の取り方**を学んだり、**地域社会の中で社会性を養う**とともに、**豊かな生活経験を**通じて**生活技術を獲得**できる
- 里親は、委託解除後も関係を持ち、いわば**実家的な役割**を持つことができる。
- 養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親の4つの類型の特色を生かしながら推進。

里親委託の推進

①里親等委託率の引上げ

- ・日本の社会的養護は、里親等への委託率が20.5%と施設養護が多くを占めている。
- ・しかし、日本でも、新潟市では里親等への委託率が55.9%を占め、また、さいたま市では過去10年間で6.2%から40.0%(+33.8%)へ増加するなど、里親等への委託を積極的に推進している自治体もある。
- ・里親等委託率を増加させている自治体においては、児童相談所への専任の里親担当職員の設置、里親支援機関の充実、体験発表会、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力が行われている。
- ・平成23年4月に「里親委託ガイドライン」を策定。委託率を伸ばした県市の取組事例を普及させるなど、取組を推進。
 - 平成24年3月に里親委託ガイドラインを改正し、里親支援の充実、体制整備を促進
 - 平成28年の児童福祉法の改正において、家庭養育優先原則が規定されたことを踏まえ、平成29年3月及び30年3月に改正

②新生児里親、親族里親、週末里親等の活用

- ・予期せぬ妊娠による出産で養育できない保護者の意向が明確な場合は、妊娠中からの相談に応じ、「特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託」の方法が有用。新生児の遺棄・死亡事例等の防止のためにも、関係機関の連携と社会的養護の制度の周知が重要。
- ・親族里親の活用により経済的支援を行わなければ、親族による養育が期待できず施設措置を余儀なくされる場合には、親族里親を積極的に活用。扶養義務のない親族には、養育里親制度を適用する見直し。
 - 平成23年9月の省令改正で、扶養義務のないおじ、おばには養育里親を適用して里親手当を支給できるように改正
- ・家庭的生活を体験することが望ましい児童養護施設の入所児童に対し、週末や夏休みを利用して養育里親への養育委託を行う「週末里親」「季節里親」を活用。

(2) 里親等委託率の推移

- 里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度
 ○里親等委託率は、平成21年3月末の10.5%から、平成31年3月末には20.5%に上昇

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成20年度末	29,818	81.3	2,995	8.2	3,870	10.5	36,683	100
平成21年度末	29,548	80.8	2,968	8.1	4,055	11.1	36,571	100
平成22年度末	29,114	79.9	2,963	8.1	4,373	12.0	36,450	100
平成23年度末	28,803	78.6	2,890	7.9	4,966	13.5	36,659	100
平成24年度末	28,233	77.2	2,924	8.0	5,407	14.8	36,564	100
平成25年度末	27,465	76.2	2,948	8.2	5,629	15.6	36,042	100
平成26年度末	27,041	75.5	2,876	8.0	5,903	16.5	35,820	100
平成27年度末	26,587	74.5	2,882	8.0	6,234	17.5	35,703	100
平成28年度末	26,449	73.9	2,801	7.8	6,546	18.3	35,796	100
平成29年度末	25,282	73.9	2,706	7.8	6,858	19.7	34,846	100
平成30年度末	24,908	71.8	2,678	7.7	7,104	20.5	34,690	100

※ 「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム（養育者の家庭で5～6人の児童を養育）を含む。
 ファミリーホームは、平成30年度末で372か所、委託児童1,548人。

里親等委託率

(資料) 福祉行政報告例(各年度末現在) ※ 平成22年度の福島県の数値のみ家庭福祉課調べ

(3) 都道府県市別の里親等委託率の差

69都道府県市別里親等委託率（平成30年度末）

里親等委託率は、自治体間の格差が大きい

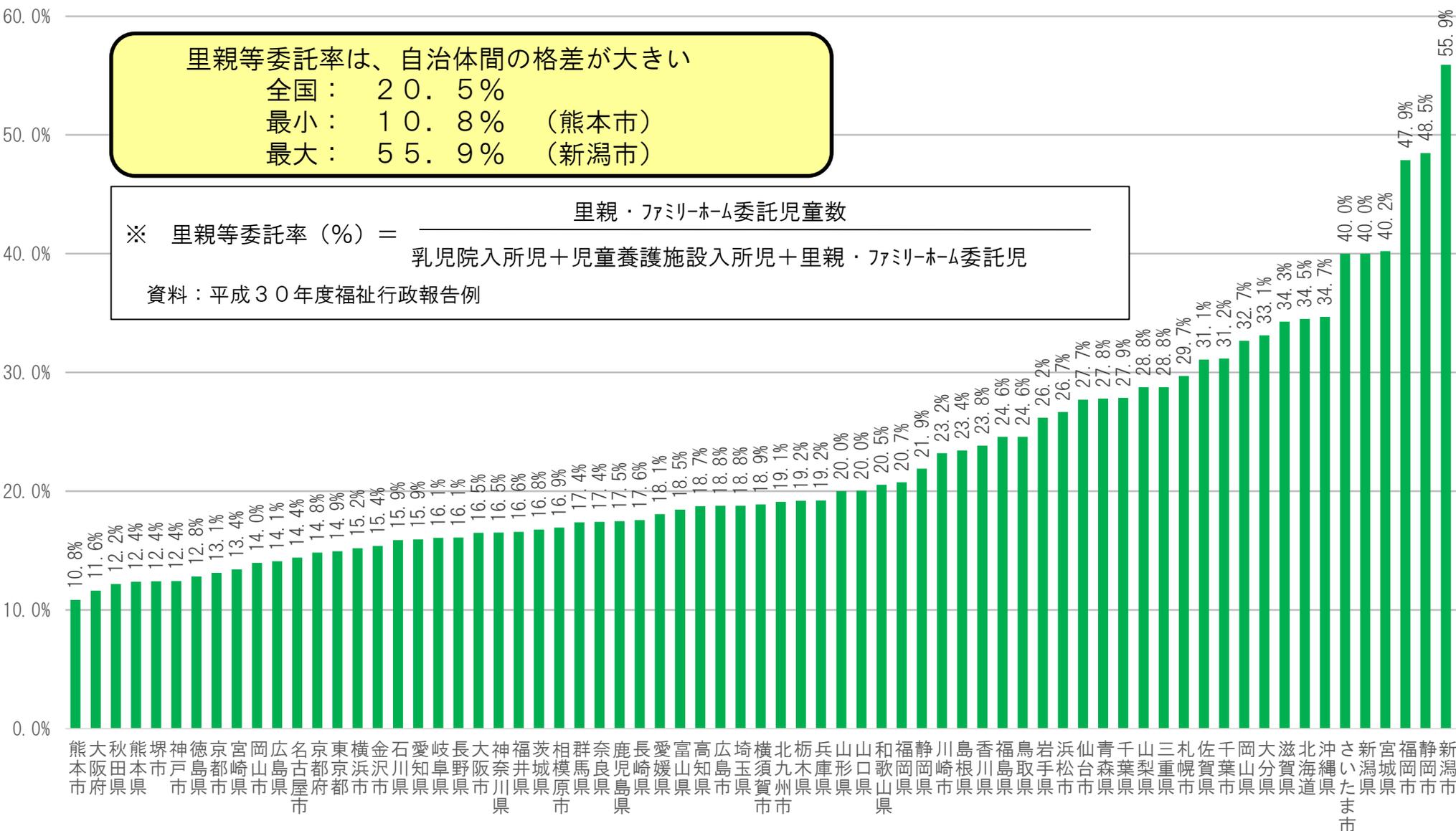
全国： 20.5%

最小： 10.8%（熊本市）

最大： 55.9%（新潟市）

※ 里親等委託率（%） =
$$\frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院入所児} + \text{児童養護施設入所児} + \text{里親・ファミリーホーム委託児}}$$

資料：平成30年度福祉行政報告例



(参考) 都道府県別の里親等委託、乳児院、児童養護施設の児童数と割合

(資料) 福祉行政報告例 (平成31年3月末現在)

	里親等			乳児院		養護施設		計
	数(人)	率	③	④	⑤	⑥	⑦	
	①	② (①/⑦)						(③/⑦)
北海道	599	32.7%	(6)	42	2.3%	1,193	65.0%	1,834
青森県	89	27.8%	(11)	25	7.8%	206	64.4%	320
岩手県	99	26.2%	(14)	31	8.2%	248	65.6%	378
宮城県	182	34.3%	(3)	62	11.7%	286	54.0%	530
秋田県	25	12.2%	(46)	25	12.2%	155	75.6%	205
山形県	48	20.0%	(23)	14	5.8%	178	74.2%	240
福島県	104	24.6%	(16)	9	2.1%	310	73.3%	423
茨城県	120	16.8%	(34)	56	7.8%	540	75.4%	716
栃木県	119	19.2%	(24)	69	11.1%	432	69.7%	620
群馬県	85	17.4%	(32)	35	7.2%	369	75.5%	489
埼玉県	394	22.0%	(20)	164	9.2%	1,229	68.8%	1,787
千葉県	354	28.3%	(10)	88	7.0%	808	64.6%	1,250
東京都	570	14.9%	(41)	369	9.7%	2,874	75.4%	3,813
神奈川県	355	17.5%	(30)	189	9.3%	1,489	73.2%	2,033
新潟県	138	44.8%	(1)	28	9.1%	142	46.1%	308
富山県	24	18.5%	(26)	8	6.2%	98	75.4%	130
石川県	42	15.7%	(39)	18	6.7%	208	77.6%	268
福井県	33	16.6%	(35)	14	7.0%	152	76.4%	199
山梨県	86	28.8%	(9)	32	10.7%	181	60.5%	299
長野県	98	16.1%	(36)	47	7.7%	464	76.2%	609
岐阜県	87	16.1%	(37)	34	6.3%	420	77.6%	541
静岡県	207	27.3%	(12)	70	9.2%	482	63.5%	759
愛知県	276	15.3%	(40)	131	7.3%	1,395	77.4%	1,802
三重県	145	28.8%	(8)	32	6.3%	327	64.9%	504

	里親等			乳児院		養護施設		計
	数(人)	率	③	④	⑤	⑥	⑦	
	①	② (①/⑦)						(③/⑦)
滋賀県	96	34.3%	(4)	30	10.7%	154	55.0%	280
京都府	96	13.8%	(42)	69	9.9%	529	76.2%	694
大阪府	396	13.7%	(43)	291	10.1%	2,200	76.2%	2,887
兵庫県	257	17.1%	(33)	112	7.5%	1,130	75.4%	1,499
奈良県	58	17.4%	(31)	22	6.6%	253	76.0%	333
和歌山県	77	20.5%	(21)	34	9.1%	264	70.4%	375
鳥取県	60	24.6%	(15)	26	10.7%	158	64.8%	244
島根県	41	23.4%	(19)	21	12.0%	113	64.6%	175
岡山県	113	23.9%	(17)	15	3.2%	345	72.9%	473
広島県	121	15.9%	(38)	42	5.5%	598	78.6%	761
山口県	101	20.0%	(22)	25	5.0%	378	75.0%	504
徳島県	35	12.8%	(45)	24	8.8%	214	78.4%	273
香川県	41	23.8%	(18)	18	10.5%	113	65.7%	172
愛媛県	88	18.1%	(27)	39	8.0%	360	73.9%	487
高知県	68	18.7%	(25)	17	4.7%	278	76.6%	363
福岡県	406	27.1%	(13)	109	7.3%	981	65.6%	1,496
佐賀県	78	31.1%	(7)	19	7.6%	154	61.4%	251
長崎県	78	17.6%	(28)	20	4.5%	346	77.9%	444
熊本県	87	11.8%	(47)	50	6.8%	602	81.5%	739
大分県	166	33.1%	(5)	14	2.8%	321	64.1%	501
宮崎県	57	13.4%	(44)	26	6.1%	342	80.5%	425
鹿児島県	133	17.5%	(29)	53	7.0%	575	75.6%	761
沖縄県	172	34.7%	(2)	10	2.0%	314	63.3%	496
全 国	7,104	20.5%		2,678	7.7%	24,908	71.8%	34,690

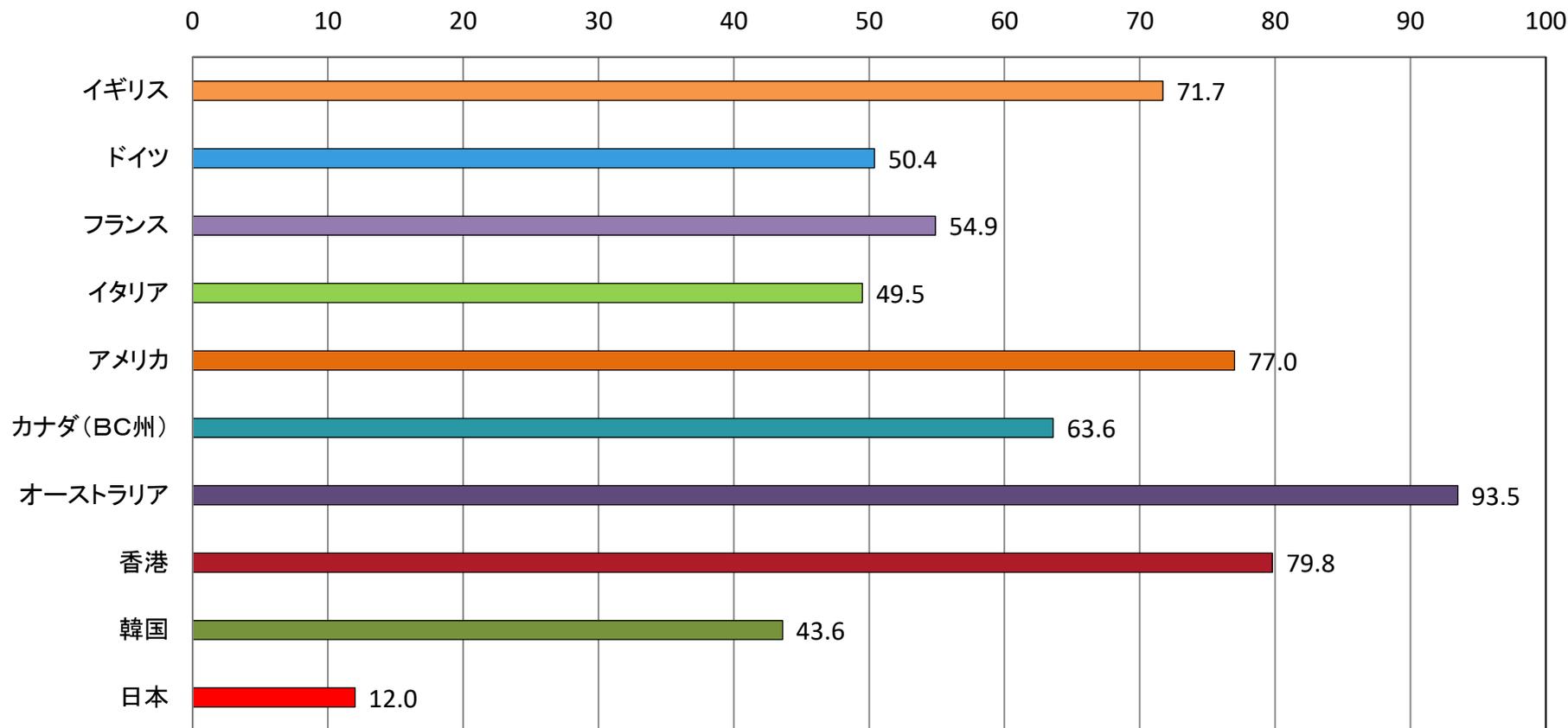
(注1) 「里親等」にはファミリーホームへの委託児童数を含む。

(注2) 各道府県の児童数と割合には、その区域内に所在する指定都市及び児童相談所設置市を含む。

(参考) 諸外国における里親等委託率の状況

○制度が異なるため、単純な比較はできないが、欧米主要国では、概ね半数以上が里親委託であるのに対し、日本では、施設：里親の比率が9：1となっており、施設養護への依存が高い現状にある。

各国の要保護児童に占める里親委託児童の割合(2010年前後の状況)(%)



※ 「家庭外ケア児童数及び里親委託率等の国際比較研究」主任研究者 開原久代(東京成徳大学子ども学部)(平成23年度厚生労働科学研究「社会的養護における児童の特性別標準的ケアパッケージ(被虐待児を養育する里親家庭の民間の治療支援機関の研究)」)

※ 日本の里親等委託率12.0%は、平成22年度末(2011年3月末)

※ 里親の概念は諸外国によって異なる。

(4) 里親制度等の改正の経緯

昭和23年1月 児童福祉法施行

- ・「里親家庭養育運営要綱」制定（昭和23年10月4日事務次官通知）

昭和63年1月 特別養子縁組制度施行

- ・民法等一部改正により特別養子縁組制度実施（昭和62年9月26日公布、昭和63年1月1日施行）
- ・「里親等家庭養育運営要綱」制定（昭和62年10月31日事務次官通知）
- ・養子縁組あっせん事業届出制度実施

平成14年10月 里親制度改正

- ・「里親の認定等に関する省令」及び「里親が行う養育に関する最低基準」を制定
- ・専門里親、親族里親の創設（養育里親、親族里親、短期里親、専門里親の4類型）
- ・「里親支援事業」実施（里親研修事業、里親養育相談事業）、「一時的休息のための援助（レスパイトケア）」実施

- ・平成16年児童福祉法改正で、里親による監護、教育、懲戒について児童福祉施設と同様の規定を追加
- ・子ども子育て応援プラン（平成16年12月）で、里親委託率を平成21年度に15%とする目標
- ・里親支援事業に、里親養育援助事業、里親養育相互援助事業を追加（平成16年4月～）
- ・里親委託推進事業実施（平成18年4月～）（児童相談所に「里親委託推進員」、「里親委託推進委員会」を設置）

平成20年児童福祉法改正と里親制度の充実

- ・里親制度の改正（養育里親と養子縁組希望里親を制度上区分。養育里親の研修の義務化。里親支援の法定化。養育里親、専門里親、養子縁組希望里親、親族里親の4類型。里親認定省令に代わり、児童福祉法・施行令・施行規則に規定。）
- ・ファミリーホーム制度創設（平成21年4月～）
- ・里親支援機関事業実施（平成20年4月～）（「里親支援事業」及び「里親委託推進事業」を統合）
- ・里親手当の倍額への引上げ（平成21年4月～）

- ・少子化社会対策大綱（平成27年3月）でファミリーホームを含めた里親等委託率を平成31年度に22%の目標

平成23年度の取組み

- ・「里親委託ガイドライン」の策定（里親委託優先の原則など）（4月）
- ・ファミリーホームの措置費を新規開設半年間は、定員払いに（4月～）
- ・「社会的養護の課題と将来像」（7月）で、ファミリーホームを含めた里親等委託率を今後10数年で3割以上を目標に
- ・養育里親の欠格条項の改正（5月～、同居人が成年被後見人等となったときを欠格条項から外す改正）
- ・親族里親の定義変更（9月～、おじ・おばには、里親手当が支給される養育里親を適用）
- ・「里親及びファミリーホーム養育指針」の策定、里親委託ガイドライン改正、ファミリーホームの要件改正（3月末）

平成28年児童福祉法改正

- ・児童を「家庭」において養育することが困難であり又は適当でない場合は、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、また、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合は、児童が「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう、必要な措置を講ずることとされた。（家庭養育優先原則）（公布日（平成28年6月3日）施行）
 - ※「家庭」とは実父母や親族等を養育者とする環境を、「家庭における養育環境と同様の養育環境」とは養子縁組による家庭・里親家庭・ファミリーホームを、「できる限り良好な家庭的環境」とは小規模かつ地域分散化された施設における家庭に近い環境を指す。
- ・里親の普及啓発から里親の選定及び里親と児童との間の調整並びに児童の養育に関する計画の作成までの一貫した里親支援を都道府県（児童相談所）の業務として位置付け（平成29年4月1日施行）
- ・養子縁組里親の法定化及び研修義務化（平成29年4月1日施行）

平成28年児童福祉法改正を踏まえた取組

- ・「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、今後の社会的養育の在り方を示す「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられ、平成28年改正児童福祉法の理念等を具体化するとともに、実現に向けた改革の工程と具体的な数値目標（※）が示された。（平成29年8月）
 - ※・愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現する。
 - ・遅くとも平成32年度までに全国で行われるフォスタリング機関事業の整備を確実に完了する。等
- ・平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくため、各都道府県に対し、「都道府県社会的養育推進計画」を2019年度末までに策定いただくとともに、2018年度から可能なものから、順次速やかに取組を進めていただくよう依頼。（平成30年7月）
- ・質の高い里親養育を実現するため、都道府県が行うべきフォスタリング業務の在り方を具体的に提示するとともに、フォスタリング業務を民間機関に委託する場合における留意点や、民間機関と児童相談所との関係の在り方を示した「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」を策定。（平成30年7月）

I. ガイドラインの目的

- 平成28年改正によって児童福祉法に明記された家庭養育優先原則を受け、質の高い里親養育を実現するため、都道府県が行うべきフォスタリング業務の在り方を具体的に提示するとともに、フォスタリング業務を民間機関に委託する場合における留意点や、民間機関と児童相談所との関係の在り方を示すもの。

II. フォスタリング業務とその重要性

- 質の高い里親養育を実現し、維持するとともに、関係機関による支援ネットワークを形成することにより、子どもの最善の利益の追求と実現を図ることが目的。このため、
 - ・ 委託可能な里親を開拓・育成する
 - ・ 相談しやすく、協働できる環境を作る
 - ・ 安定した里親養育を継続できる（不調を防ぐ）ことを成果目標とする。
- フォスタリング業務とは、児童福祉法第11条第1項第2号に掲げる業務に相当する以下の業務。
 - ・ 里親のリクルート及びアセスメント
 - ・ 登録前、登録後及び委託後における里親に対する研修
 - ・ 子どもと里親家庭のマッチング
 - ・ 里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）
- フォスタリング業務は、一貫した体制の下に、継続的に提供されることが望ましい。

III. フォスタリング機関と児童相談所

- 一連のフォスタリング業務を包括的に実施する機関を「フォスタリング機関」といい、都道府県知事から一連のフォスタリング業務の包括的な委託を受けた民間機関を「民間フォスタリング機関」という。
- フォスタリング業務は都道府県（児童相談所）の本来業務であり、まずは児童相談所がフォスタリング機関となることが想定されるが、民間機関への委託も可能。
- 一連の業務の包括的な委託を受ける民間フォスタリング機関の活用を積極的に検討し、地域の実情に応じた実施体制を構築。
- 民間機関への委託の可否について、都道府県は、民間機関を育成するという視点をもって、将来的な民間フォスタリング機関への委託可能性も含めて検討。
- フォスタリング業務全体の最終的な責任は児童相談所が負う
- 民間フォスタリング機関と児童相談所は、信頼関係に基づく良好なパートナーシップを構築。情報共有を徹底し、協働して問題解決に当たる。
- 児童相談所の体制強化は引き続き必要であることに留意。

IV. フォスタリング機関の担い手及びチーム養育

- 民間フォスタリング機関には、
 - ・ 民間ならではのリクルート手法による多様な里親の開拓
 - ・ 児童相談所と異なる立場からのサポート等
 - ・ 継続性・一貫性のある人材育成、里親との継続的關係構築といったメリットがある。乳児院や児童養護施設等は有力な担い手として期待される。
- 里親とフォスタリング機関が、チームを組みつつ子どもの養育を行う「チーム養育」が必要。

IV. フォスタリング機関の担い手及びチーム養育（つづき）

- 子どもに関係する市区町村、保健センター、教育委員会、学校、保育所等、医療機関、乳児院、児童養護施設等の関係機関についても支援者として「応援チーム」に位置づけ、里親養育を理解し支援する地域ネットワークの構築に努める。

V. フォスタリング機関の職員体制とそれぞれの業務内容

- 職員体制については、統括者・ソーシャルワーカー・リクルーター・心理職・事務職員の配置が考えられる。
- フォスタリング機関のソーシャルワーカーの業務は、以下のとおり。
 - ・ 里親養育の心理的・実務的サポート
 - ・ 里親養育に関するスーパービジョン（自立支援計画の作成・共有や進捗把握、養育水準向上に向けた助言・指導など）
 - ・ 里親養育の状況に応じた支援のコーディネート（地域における関係機関を含めた支援体制構築や、レスパイト・ケアの利用勧奨など）
- フォスタリング業務を担う人材の育成に取り組む。

VI. フォスタリング業務の実施方法

※ 民間フォスタリング機関による実施を念頭に、具体的事例を交えつつ記載

- ① 里親のリクルート及びアセスメント
 - ・ 認知度向上に向けた取組を含む「攻めるリクルート」による登録候補者獲得
 - ・ 里親になることへの不安や負担感を軽減する説明
 - ・ 家庭訪問の実施を含めた丁寧な適性評価

- ② 登録前、登録後及び委託後における里親に対する研修
 - ・ 里親のスキルアップを目指すとともに、アセスメントの機会としても活用。マッチングに活かす
 - ・ 実践的内容とするとともに、里親同士の互助関係の醸成に努める
- ③ 子どもと里親家庭のマッチング
 - ・ マッチングは里親委託の成否を左右する極めて重要な要素
 - ・ フォスタリング機関と児童相談所が情報を持ち寄り、細部にわたって共有しながらマッチングを図る
- ④ 里親養育への支援
 - ・ 定期的な家庭訪問や電話によるフォローを実施し、状況を把握
 - ・ 里親養育の状況に応じて、関係機関による支援をコーディネートする
 - ・ 実親との協働の大切さを見失うことのないよう、子どもと実親の関係性に関する支援を行い、子どもと里親の不安を緩和する
 - ・ 里親家庭での養育が不安定になった場合や虐待など不適切な養育があった場合に、要因に応じて適切に対応する
 - ・ 里親委託が不調となった場合には、子どもと里親の双方に対する十分なフォローを行う
 - ・ 委託解除時は、里親の喪失感を軽減できるように配慮する

VII. 「里親支援事業」の活用

- 都道府県における積極的活用

(5) 里親委託を推進する上での課題と取組

里親委託を進める上での課題

- 登録里親確保の問題
 - ・ 里親制度の社会的認知度が低く、新規委託可能な登録里親が少ない。
 - ・ 里親の希望する条件（性別、年齢、養子縁組可能性等）と合わない。
 - ・ 信頼関係の構築が難しく、児童相談所として信頼できる里親に限られる。里親の養育技術向上。
 - ・ 里子が万一のトラブルや事故に遭遇した時の里親としての責任が心配で、登録申請に至らない。等
- 実親の同意の問題
 - ・ 里親委託に対する実親の同意を得ることが難しい。（施設等なら同意するが、里親の場合に同意しない）等
- 児童の問題の複雑化
 - ・ 発達障害等児童の抱える問題等が複雑化しており、里親への委託が困難なケースが増えている等
- 実施体制、実施方針の問題
 - ・ 児童福祉司が虐待対応業務に追われていることから、里親委託への業務に十分に関わっていない。
 - ・ 里親専任担当職員が配置されていないなど、里親を支援するための体制の整備が十分でない。
 - ・ 未委託里親の状況や里親委託を検討できる児童の情報など、県内全児相での情報共有が必要
 - ・ 職員の意識の問題として、失敗を恐れると委託に消極的になり、無難な施設を選択する等の問題等

里親委託を推進する取り組み例

- 広報・啓発
 - ・ 区町村や里親会等との連携・協力
 - ・ 里親子による体験発表会（里親の実情を知ってもらう）
 - ・ 一日里親体験、里親希望者と施設児童との交流事業 等
- 実親の理解
 - ・ 養子縁組を希望する里親のイメージが強い中で、養育里親の普及を進める
 - ・ 養育里親についての里親の意識
 - ・ 実親の理解が得やすいファミリーホームへの委託 等
- 里親の支援
 - ・ 里親交流会で体験談を語り、コミュニケーションを深める
 - ・ 里親の孤立化を防止、訪問支援
 - ・ 里親研修、養育技術の向上
 - ・ 地域との連携をつくり、里親によい養育環境をつくる 等
- 実施体制、実施方針
 - ・ 里親支援機関事業を外部に委託し、里親支援体制を充実
 - ・ 里親会の強化
 - ・ 里親担当職員の増員等
 - ・ 里親委託のガイドラインの策定
 - ・ 里親委託等推進委員会を設置し、関係機関・団体の中で里親委託に対する共通認識を持ち、委託推進の機運を高める
 - ・ 相談ケースごとに里親委託の検討。施設入所児童の中から、委託可能な児童を掘り起こし 等

（平成22年10月、各都道府県市へのアンケート結果より）

(6) 里親等委託率の過去10年間の増加幅の大きい自治体

- 過去10年間で、さいたま市が6.2%から40.0%へ増加するなど、里親等委託率を大幅に伸ばした県・市も多い。
- これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力が行われている。

		増加幅 (H20→H30比較)	里親等委託率	
			平成20年度末	平成30年度末
1	さいたま市	+ 33.8%	6.2%	40.0%
2	福岡市	+ 29.5%	18.3%	47.9%
3	新潟市	+ 28.6%	27.4%	55.9%
4	岡山県	+ 27.4%	5.3%	32.7%
5	宮城県	+ 25.8%	14.5%	40.2%
6	佐賀県	+ 25.6%	5.6%	31.2%
7	静岡市	+ 20.7%	27.7%	48.5%
8	大分県	+ 18.2%	14.9%	33.1%
9	千葉市	+ 16.9%	14.3%	31.2%
10	青森県	+ 16.1%	11.8%	27.8%

里親委託推進の取組事例

具体的な取組事例（福岡市）

○ 平成16年当時、福岡市内の児童養護施設は満杯。児童養護施設を新設するにしてもお金も時間もかかる。「施設がいっぱいなので、行き先確保のために里親を増やそう」

○ 平成16年12月、日本子どもの虐待防止研究会福岡大会が開催。子どもの課題に取り組むネットワークづくりを行っているNPO法人が市民フォーラムを関連事業として開催。2日間で1,000人の市民が集まる。それを目の当たりにした行政は「里親開拓にNPO法人のネットワークを活用できないか?」と考え、「里親制度普及促進事業」を委託

NPO

児童相談所

○ **最初にイメージを作る。**事業名を「新しい絆プロジェクト」、実行委員会の名称を「ファミリーシップふくおか」（「里親＝暗いイメージ」を払しょくし、明るく、素晴らしいイメージに。→プロのデザイナーとコピーライターに依頼）
○ **里親を知ってもらう市民フォーラムの開催。**広報啓発は分かりやすく、親しみやすいイメージで統一、**感動でつながっていく仕組みづくり**（音楽・絵本の朗読から、里親の体験談に）、**里親だけでなく協力者も募集**（協力者になることで市民意識が醸成）、**子どもプログラム**（子どもが参加したいと大人も付いてくる）
⇒参加者に、「子どもは、みんな社会の子」という認識がうまれた。
社会的養護の社会化 がはかれる。

○ **児相職員の意識の変化**
「まず里親を探そう」
職員の「**里親に委託して良かった**」という成功体験によって、里親委託優先の意識が高まる。
しかし、施設には、心理士などの専門職がいるが、里親家庭の場合はすべて児童相談所が行うことになるため、**里親委託は大変。**

○ 里親委託率が上がると、里親への委託児童数が増える。

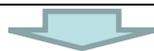
里親家庭内において、子どもや里親の様々な問題や課題が頻回に発生。児相では、毎日、毎週が里親、里子のニーズに沿った相談支援の連続になった。**里親家庭への支援体制が欠かせない。**このため、児相に里親支援の専従班をつくり、里親制度だけに専念できる組織及びケース数に応じた相談支援職員を配置し、体制を整備。

まとめ

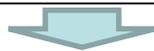
NPOの力を活用して感動やイメージづくりを行い、協力者を募集するなど市民参加型の普及活動を広く市民に働きかけるとともに、児童相談所に里親支援専従班を配置するなどの支援体制の強化を行うことにより、里親委託率の増加を行った。

具体的な取組事例（大分県）

○ 平成12年～13年当時、児童養護施設等が満杯。県として、要保護児童の措置先の選択肢の乏しさや集団生活に
適応できない子の存在があった。平成14年の国による里親制度の改革があり、「子どもの最善の利益を確保する」
という児童の権利条約に基づいた視点から、児童相談所内で里親制度の有効性を取りまとめることとなった。

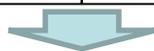


○ **里親委託の成功体験を共有。**里親委託してみると子どもたちの表情などに変化が見られ、有効と考えるようになった。これが児童相談所全体にとって「里親委託の成功体験」につながった。大分県では、児童福祉司を専門職にしてい
ないが、児童相談の経験を持つ者をスーパーバイザーの立場で再度赴任させるなど、児童相談所の専門性の確保に
努め、組織的に里親委託を推進した。



○ **施設との連携・相互理解を県の事業展開の大きな柱に。**乳児院や児童養護施設の理解を得るとともに施設による
里親への支援が不可欠と考え、児相の呼び掛けで施設職員が里親研修に参加。里親への肯定的理解が高まる。

○ 大分県では、一中学校区に一里親家庭を目標に、平成17年度から里親制度説明会を全市町村で継続的に開催。
市町村広報の2～3週間後に説明会を実施すると人が集まりやすい。真剣に考えて里親になってくれる人にしっ
かりとした情報を届ける。併せて市町村へ継続的にアプ
ローチ。



○ **里親支援を丁寧に行う。**里親制度にかかわる児童相談所の人員を増やし体制強化（里親専任職員の配置）
里親専任職員を置くことで専門性の向上、里親研修やレスパイトケア、里親登録証の発行など。

○ **里親の社会的養護の担い手としての意識を高める。**里親会への里親サロンの委託や措置費の請求を里親自身が行う取
り組み。

まとめ

里親になることを真剣に考える人に対象を絞り、参加者の興味や理解にあわせて情報を届ける活動および里親専任職
員を置くなどの児童相談所の里親支援体制の強化を、10年間かけて、着実かつ継続的に行うことにより、里親委託率の
増加を行った。

具体的な取組事例（大分県をはじめとする複数自治体）

大分県をはじめとする複数の自治体において、児童相談所によって里親として登録（認定）されたことを、公的に証明するための「里親証明書」を発行する取組が行われている。

- 市役所において、委託児童の転入手続きや転校の手続きなどをする際、里親としての身分を証明することができず、関係性を確認するために、余計に時間がかかってしまったり、里親制度を理解してもらえなかったりするなどの事例が発生。

- 従来より、里親研修を修了した際には修了証書を交付することとされている。
- また、独自の取組として、里親として登録（認定）された際には、里親登録（認定）通知書を交付している自治体もある。
- しかし、これらは主にA4サイズの文書であることが多く、持ち運びには不便。

- 里親であることを公的に証明する「里親証明書」を発行することで、市役所等における手続きが円滑に行えるようになった。
- その際、市販の名刺印刷用紙を活用してラミネート加工を施すなどし、持ち運びが便利な形態とした。

【参考】様式例（各自治体からの情報をもとに、厚生労働省において作成）

<表>

〇〇里親登録（認定）証明書

氏名
生年月日
住所

上記の者は、児童福祉法第6条の4の規定に基づく里親として登録（認定）されている者であることを証明する。

登録（認定）番号 第 号
登録（認定）年月日 平成 年 月 日
有効期限 平成 年 月 日

平成 年 月 日 〇〇〇県知事 印

※サイズは名刺サイズなど、持ち運びしやすいサイズ

<裏>

（参考）児童福祉法第6条の4

この法律で、里親とは、養育里親及び厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者であつて、養子縁組によつて養親となることを希望するものその他のこれに類する者として厚生労働省令で定めるもののうち、都道府県知事が第27条第1項第3号の規定により児童を委託する者として適当と認めるものをいう。

発行元 〇〇県〇〇局〇〇課
住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇—〇—〇
電話 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

まとめ

- 「里親証明書」によって、公的に里親であることを証明することで、市役所や学校等において、里親が委託児童に関する手続を行う際に、里親と委託児童との関係性が理解されやすく、円滑に手続を進めることができる。
- 持ち運びしやすい形態とし、様々な手続の場面で活用されることで、里親に対する社会の理解が広まり、里親制度の普及啓発にもつながる。

具体的な取組事例（横浜市（「（一社）こどもみらい横浜」））

横浜市では（一社）こどもみらい横浜（里親会）、乳児院、児童家庭支援センターが、それぞれの強みを活かした里親支援機関事業に取り組んでいる。中でも「こどもみらい横浜」では、里親当事者の望む支援を具体化する取組を進めている。

- 里親会の体制、里親支援機関としての展開を検討した結果、一般社団法人化し、当事者団体としての里親支援、家庭養護推進を目指すこととした。
- 養育里親、養子縁組里親、養子縁組成立後の親子等、家庭の状況や子どもの年齢はさまざま。
- 当初計画した「里親メンター（助言者）事業」（先輩里親が各里親宅を訪問して助言する里親支援）について、里親たちから「ベテラン里親より経験の近い里親に相談したい」という声が上がった。

○会の基本理念

1. 育ての親及びこどものこころのよりどころとなり、居場所とする。
2. こどもの健やかな成長と自立の支えとなる会とする。
3. 育ての親及びこどもが相談でき、交流できる会とする。
4. 特別養子縁組・養育里親・親族里親等を区別することなく支え合う会とする。
5. 里親支援機関として、当事者団体の利点を活かした支援を行う会とする。

○実施事業

1. 支え合い・共育事業
 2. 啓発・推進事業
 3. 交流事業
 4. 広報事業
 5. 研究事業
- ※一部を横浜市委託事業として実施

- 里親自身が里親に寄り添い支えるスキルを身につけるための【傾聴研修】を年間シリーズで実施し、「みんなで支え合う場」として地域ごとの【こどもみらいサロン】を開催。
- 会専属の臨床心理士を登用し、サロンに毎回参加して個別に養育相談に応じる取組の実施。
- 子どもも共に育つことを目指し、里親に対する研修時には子どもプログラム（ミニ遠足や施設見学等）を実施し、会の活動に子どもたちの参加を促す。これにより、「ちょっと大変そうだな」という子どもや里親の様子に気づき、里親相互でレスパイトなど具体的な支援につなげることができる。また、子どもたちにとっても大切な居場所ができる。
- 法定研修ではカバーできない里親の状況に応じた「課題別研修」を実施。未委託里親や養子縁組、子どもの年代別等、それぞれのニーズに応えつつ、里親が参加してよかったと実感できる場を作るとともにスキルアップを図っている。
- 当事者目線の調査研究事業を行い、里親や子どもたちのニーズをより具体的に把握し、今後必要な支援の提言につなげるなど、幅広く事業に取り組むとともに、里親会の活動の方向性を議論し、2015年には「こどもみらい横浜中長期ビジョン」を策定。

まとめ

里親支援機関を里親当事者が担うという強みを活かし、里親が孤立することなく「みんなで子育て」をするための居場所づくりと、里親が「今、求める支援」を柔軟に提供できる仕組みを作り、里親委託を促進。

具体的な取組事例（静岡市）

○ 2005年度（平成17年度）に政令指定都市に移行した時点では、里親等委託児童数は18人、里親等委託率は14.9%。

▶ NPO法人への業務委託、里親会との連携

- ・ 平成22年に開設された「NPO法人静岡市里親家庭支援センター」が、措置権を除く里親支援業務全般を受託し、「啓発」・「研修」・「相談・支援」を三本柱に活動を展開。
- ⇒ 静岡市里親家庭支援センターは、里親会が立ち上げた経緯があり、各種行事の開催にあたっては里親会とセンターが互いに協力して補完するなど、里親会と非常に連携が強い。例えば、里親会が実質的に運営するサロン（里親サロン、ちびっこサロン）で里親の声を拾い上げたり、先輩里親を研修講師として派遣するなど、協力・協働している。

▶ 委託前から委託解除後までの支援

<委託前からの支援>

- ・ サロンへの参加の案内。里親登録後、乳児院等での食事・排泄・入浴などの介助、遊びやお散歩などのボランティアへの参加。乳児委託前の30時間の乳児受託前実習など、委託前からの積極的な関わりと、センターへの全面的な業務委託により、顔が見える関係の中でマッチングを含めた一貫した支援を実施。

<委託中の支援>

- ・ 里親相談員による訪問と支援。ベテランの里親が研修を受けて里親相談員となり、センターからの委嘱で里親宅への相談業務（主に家庭訪問・傾聴）を行う。
- ・ 児童相談所で委託式を開催。社会的養護に関わるという意識を高める。委託式をきっかけにセンターの訪問が行いやすくなるほか、子どもの背景などの情報を、児童相談所・センター・里親で共有。
- ・ 児童相談所の心理司が子どもの誕生日月に面談を行う。センターによる日々の相談業務を補完。

<委託解除後の支援>

- ・ センターの独自事業として就職や進学等の際に自立費用を支給している他、子どもの自立後の連絡・訪問などの支援をセンターが中心となって実施。

NPO法人へ全面的な業務委託をはじめ、里親会の活発な活動や、児童相談所を含めた各機関の積極的な連携により、2005年度（平成17年度）当時には14.9%だった里親等委託率が、その後の約10年間で委託率は約3倍に大きく上昇。

里親支援機関の取組事例

滋賀県：乳児院・児童養護施設を持つ里親支援機関「小鳩会」の取組み

里親委託児童心理的ケア指導員を配置し、里子の心理的ケアを行い、里親や子どもの集まる機会を提供する支援を行う

小鳩会では里親委託等推進員の他に、里親委託児童心理的ケア指導員を配置し、被虐待児を養育する里親へ助言するとともに、里親里子の関係性把握、里子の心理状態把握と心理的ケアを行っている。里親支援の重要な役割はコーディネートであるとして、里親には「ピア・カウンセリング」等を実施、思春期の女兒には集団療法を取り入れた支援を実施している。また、「施設入所児童ホームステイ事業」をコーディネートし、子どもの家庭体験の機会とするとともに、新規里親の開拓にも効果を上げている。

東京都：「二葉乳児院」の取組み

児童相談所に里親委託等推進員を派遣し、密接な連携を行うとともに、外部スーパーバイザーによる指導を受けて里親支援を行う

東京都では児童相談センター（中央児童相談所）にて、平成20年度に里親支援機関事業のモデル事業を二葉乳児院に委託して開始した。平成24年度からは都内11の児童相談所全域で、3つの民間団体に里親支援機関事業を委託している。二葉乳児院は4か所の児童相談所で委託を受けている。4名の里親委託等推進員は傾聴やともに考えるという姿勢に加え、里親からの相談内容に応じて、他の社会的資源と繋げるソーシャルワークを行っている。また、月1回のグループ・スーパービジョンにおいて、実践の振り返りと課題の整理をするとともに、お互いの専門性から学び、次への取り組みに視点を向けることに役立てている。また、里親の集まりのコーディネートや家庭訪問、養子縁組里親に着目した事業など、幅広く事業に取り組んでいる。

和歌山県：乳児院内にある里親支援機関「なでしこ」の取組み

里親への研修や施設の子どもの家庭体験の機会を作るなどの支援を行う

和歌山乳児院内に開設された「なでしこ」は平成24年から和歌山県の里親支援機関事業を受託するとともに、和歌山県里親会の事務局も引き受けている。乳児院の院長は養育里親、里親委託等推進員（なでしこでの職名は里親支援員）は専門里親という里親制度への理解のもとで、里親に施設職員とともに受ける研修を年間10回企画開催し、施設職員と里親の交流の場及び社会的養護の子どもたちの養育の技術向上を図る場を提供している。

また、施設の子どもたちに家庭体験の機会を提供する「なでしこセカンドファミリー」を平成25年から開始し、子どもたちと地域の一般家庭と繋ぐ試みを行っている。

里親支援専門相談員の取組事例

大分県の取り組み

児童相談所と里親支援専門相談員が定期連絡会により一貫した支援

児童相談所職員と里親支援専門相談員が週に1回定期連絡会を持ち、情報共有、家庭訪問の計画調整、ケース報告などを行っている。定期連絡会は相談援助の方向性を確認し、支援の方法について意見交換することで、児童相談所の里親担当職員と相談員が一貫した支援を行うことができるとともに、里親支援専門相談員の研修的な役割も担っている。

今年度は、定期連絡会で、里親更新研修で行うロールプレイ「関わり方の悪い例、好ましい例」を検討し、研修では里親支援専門相談員が里親役、子ども役を演じる取り組みを行っている。

神奈川県での取り組み

施設による里親支援をベースに、里親支援に関わる検討会で役割分担を行うとともに、里親支援専門相談員の研修等の実施

神奈川県では昭和43年から児童養護施設による里親の養育支援を開始し、施設と里親の交流が図られている。このような中里親支援専門相談員制度ができたので、里親支援専門相談員配置の作業はスムーズに行われた。

旧来から里親支援を行う施設と児童相談所との連絡会議をベースに、県の担当課が里親支援専門相談員を含めた里親支援に関する検討会を立ち上げ、その活動内容やそれぞれの機関の役割分担等を検討。県担当課が企画し、里親支援専門相談員や里親相談員（ベテラン里親による当事者支援）、里親支援を行う施設向けの研修会を開催するなど、活動促進を図っている。

千葉県での取り組み

支援体制の構築を目指した里親支援検討会を立ち上げ、共通理解をつくとともに、里親応援ミーティングを実施

千葉県では平成24年度に児童家庭支援センターと児童相談所の連絡会を「里親支援検討会」と位置づけ4回実施し（4か所の里親支援専門相談員が参加）、「（仮称）千葉県里親支援マニュアル～里親子関係不調による措置変更ゼロを目指す～」の案をまとめた。また、中央児童相談所では「不調による措置変更ゼロ」を目指し、子どもを委託する前後1か月間に、里親支援専門相談員も含めた里親の地域の関係者を集めて話し合う「里親応援ミーティング」を開いている。

山梨県の取り組み

児童相談所と里親支援専門相談員が情報共有して里親支援を行う

児童相談所が里親支援専門相談員に対して、専用のファイルを用意し、里親支援に必要な情報を提供している。里親支援専門相談員は、家庭訪問等の前に必ず情報を確認。また、里親にも委託された子どもについての里親用のファイルが用意されている。県内2名の里親支援専門相談員は里親から求められて、自立支援計画等にある専門用語を説明するなど、ファイル中の情報の理解を援助する。児童相談所、里親、里親支援専門相談員間で情報の共有を図り、スムーズに連携を図れる仕組みにしている。

ファミリーホーム事例集について

【取りまとめの経緯】

ファミリーホームの設置運営の促進ワーキンググループ（座長：青山学院女子短期大学教授 横堀昌子）
子どもの最善の利益のため、良質なファミリーホームを設置していくため、個人・法人によるファミリーホームの設置事例、ファミリーホーム実態調査、設置を進めるための留意事項等を取りまとめた。

【ファミリーホームのおかれている状況】

- ファミリーホームが制度として事業化されたのは、平成21年度からであるが、平成25年10月時点で200か所を超え、その運営や養育者及び補助者の資質、人数など、ファミリーホーム間で差が生じている。
- 児童養護施設によるファミリーホームの開設或いは支援や、NPO等法人や施設職員経験者によるファミリーホームの開設が増加傾向にあるため、里親から大きくなったファミリーホームだけではない、様々な形態によるファミリーホームが増えることが予想される。
- ファミリーホームが家庭養護としての役割を果たすために、ファミリーホーム関係者は様々な取り組み・議論等を行っている。

【ファミリーホーム事例集等の取りまとめ内容】

- ファミリーホームの課題についてワーキンググループで議論し、以下のような内容を取りまとめた。
 - ① ファミリーホームの開設手続きについて、養育者の条件、地域住民の理解、申請書類等に関する内容を、具体的に明示したこと。
 - ② ファミリーホームの養育の質の確保を前提として設置を進めるべきとの方向性に基づき、養育における留意事項等について具体的に明示したこと。
 - ③ ファミリーホームそのものの課題だけでなく、それを取り巻く施設や関係機関との連携支援における課題があるため、現時点で取り組むことのできる課題を明記し、その解決については、今後の取り組みの中で検討することとしたこと。
 - ④ 今後は、ファミリーホームの設置について、児童相談所など自治体関係者及びファミリーホーム関係、施設関係者が「チーム社会的養護」となって連携を深めながら、子どもの最善の利益のために、あるべきファミリーホームとは何かを検討しながら設置を進める際の参考となるものとする。

ファミリーホームについての主な考え方

ファミリーホームについて：ファミリーホームは家庭養護の一類型で里親を大きくしたもの。施設を小さくしたものではない。養育者は夫婦が原則。地域で一家庭として機能する。

子どもの人数について：ファミリーホームは、里親に比べ家族の人数が多いのが特徴であるが、これは、子ども同士が家族関係の良いモデルとして、ともに成長していくことができることが利点である。子どもの人数が多いので、養育者の力量が問われる。

里親とファミリーホームについて：実親の中には里親に委託することに対して親と対比されることを意識するため、委託の同意に抵抗がある場合があるが、ファミリーホームは比較的その意識が薄まることから委託に同意しやすい場合がある。

措置費等について：里親が大きくなったものだが、里親と異なり、都道府県市から措置費の監査を受けるので、事務処理能力が求められる。法人設置の場合、法人と養育者との雇用関係が発生するので、人事関係の事務が必要。



ファミリーホームと関係施設・機関との連携支援

：ファミリーホームの養育者を孤立させないよう地域に開かれた仕組みが必要。

地域の関係施設・機関との連携支援によりファミリーホームの養育者の質の向上にも寄与。

児童養護施設

児童養護施設がファミリーホームを開設するには事例が少なく、今後の実践を踏まえ引き続き検討。施設職員退職者がファミリーホームを設置した際、以前勤務していた児童養護施設と連携した事例があることから、そのような支援を推進。

乳児院

乳児院は里親委託の経験があることから、養育の連続性・多様性の観点からファミリーホームへの委託支援についても推進。

児童相談所

児童相談所は措置権を有していることから、ファミリーホームの状況をよく踏まえながら、児童を委託。また、各種相談を受けながらファミリーホームを支援。

里親

ファミリーホームは里親を大きくしたものであることから相互に支援。

里親支援機関

ファミリーホームが地域に開かれ、安定的に運営できるよう支援。



(7) 里親登録(認定)の要件

基本的な要件

- ① 要保護児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること。
- ② 経済的に困窮していないこと(親族里親は除く。)
- ③ 里親本人又はその同居人が次の欠格事由に該当していないこと。
 - ア 成年被後見人又は被保佐人(同居人にあつては除く。)
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 児童福祉法等、福祉関係法律の規定により罰金の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - エ 児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者



養育里親

- ・ 養育里親研修を修了していること。

※年齢に一律の上限は設けない。養育可能な年齢であるかどうかを判断。

専門里親

- ・ 専門里親研修を修了していること。
- ・ 次の要件のいずれかに該当すること
 - ア 養育里親として3年以上の委託児童の養育の経験を有すること。
 - イ 3年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事が適当と認めたものであること。
 - ウ 都道府県知事がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者であること。
- ・ 委託児童の養育に専念できること。

※年齢に一律の上限は設けない。養育可能な年齢であるかどうかを判断。

養子縁組里親

- ・ 養子縁組里親研修を修了していること。
- ※一定の年齢に達していることや、夫婦共働きであること、特定の疾病に罹患した経験があることだけをもって排除しない。子どもの成長の過程に応じて必要な気力、体力、経済力等が求められることなど、里親希望者と先の見通しを具体的に話し合いながら検討。

親族里親

- ・ 要保護児童の扶養義務者及びその配偶者である親族であること。
- ・ 要保護児童の両親等が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態となったことにより、これらの者による養育が期待できない要保護児童の養育を希望する者であること。

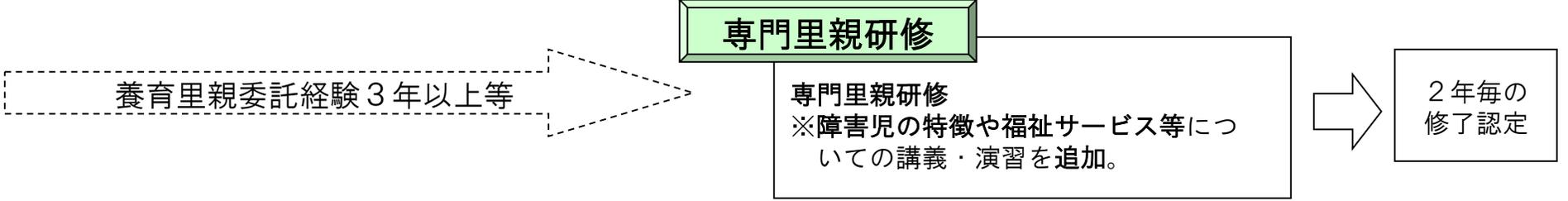
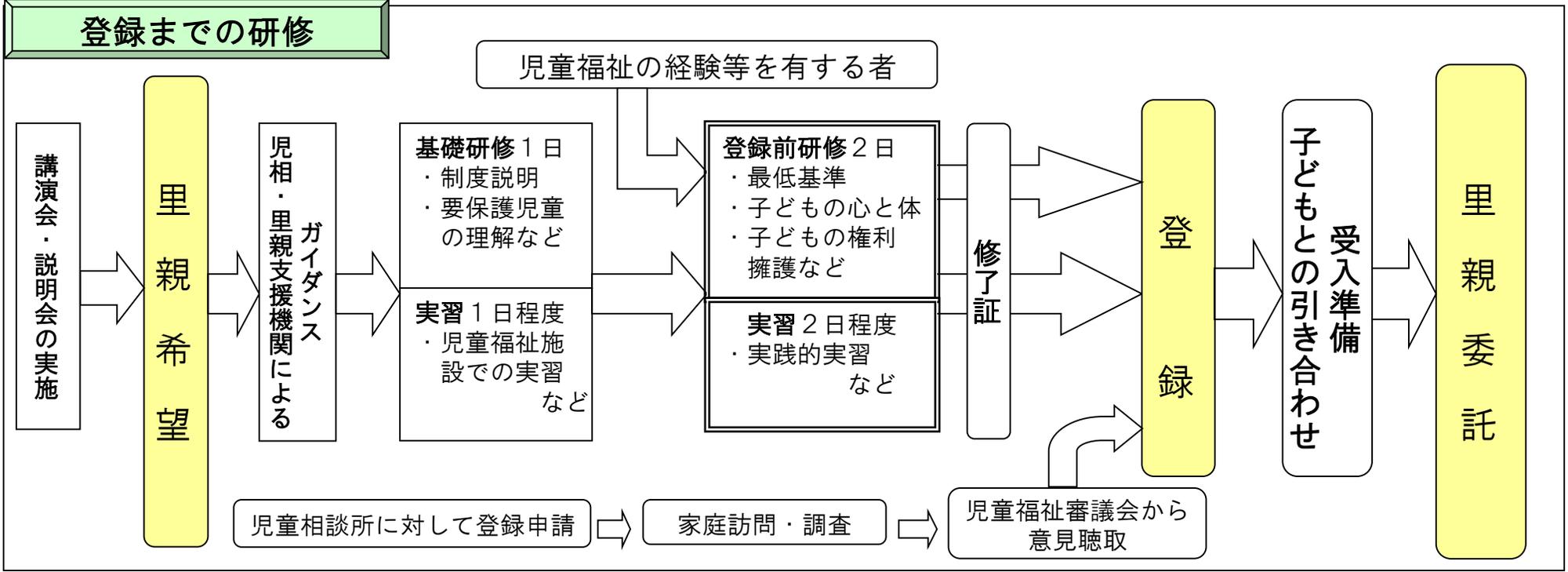
都道府県児童福祉審議会の意見聴取

里親名簿への登録

親族里親の認定

5年ごとの登録の更新(更新研修の受講) ※専門里親は2年ごと

① 養育里親の里親研修と登録の流れ



②里親研修カリキュラム(例)

・ ・ ・ 実施機関は、都道府県（法人、NPO等に委託可）

	目 的	期 間	内 容
<p>(1) 基礎研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 養育里親を希望する者を対象とした基礎研修 	<p>①社会的養護における里親制度の意義と役割を理解する</p> <p>②今日の要保護児童とその状況を理解する（虐待、障害、実親がいる等）</p> <p>③里親にもとめられるものを共有する（グループ討議）</p>	<p>1日 + 実習1日程度</p>	<p>①里親制度の基礎Ⅰ</p> <p>②保護を要する子どもの理解について（ex保護を要する子どもの現状、児童虐待問題）</p> <p>③地域における子育て支援サービス（ex地域における子育て相談・各種支援サービス等）</p> <p>④先輩里親の体験談・グループ討議（ex里親希望の動機、里親にもとめられるもの）</p> <p>⑤実習（児童福祉施設の見学を主体にしたもの）</p>
<p>(2) 認定前研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎研修を受講し、里親について概要を理解した上で、本研修を受講する ・ 本研修を修了、養育里親として認定される 	<p>社会的養護の担い手である里親として、子どもの養育を行うために必要な知識と子どもの状況に応じた養育技術を身につける</p>	<p>2日 + 実習2日程度</p>	<p>①里親制度の基礎Ⅱ（里親が行う養育に関する最低基準）</p> <p>②里親養育の基本（マッチング、交流、受託、解除までの流れ、諸手続等）</p> <p>③子どもの心（子どもの発達と委託後の適応）</p> <p>④子どもの身体（乳幼児健診、予防接種、歯科、栄養）</p> <p>⑤関係機関との連携（児童相談所、学校、医療機関）</p> <p>⑥里親養育上の様々な課題</p> <p>⑦児童の権利擁護と事故防止</p> <p>⑧里親会活動</p> <p>⑨先輩里親の体験談・グループ討議</p> <p>⑩実習（児童福祉施設、里親）</p>
<p>(3) 更新研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録または更新後5年目の養育里親 ・ 登録有効期間内に受講し登録更新する 	<p>養育里親として児童の養育を継続するために必要となる知識、新しい情報等を得る。</p>	<p>1日程度</p> <p>※未委託の里親の場合は、施設実習（1日）が必要</p>	<p>①社会情勢、改正法など（ex 子どもをとりまく最新情勢、児童福祉法・児童虐待防止法改正等の制度改正）</p> <p>②児童の発達と心理・行動上の理解など（ex子どもの心理や行動についての理解）</p> <p>③養育上の課題に対応する研修（ex受講者のニーズに考慮した養育上の課題や対応上の留意点）</p> <p>④意見交換（ex受講者が共通に抱えている悩みや課題についての意見交換）</p>

里親養育包括支援（フォスタリング）事業

【令和2年度予算】183億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

1. 事業内容

里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）に至るまでの一貫した里親養育支援及び養子縁組に関する相談・支援を総合的に実施する事業に要する費用を補助。

①里親制度等普及促進・リクルート事業

里親のリクルートに向けた現状分析や企画立案を行うとともに、それらを踏まえた積極的な広報啓発活動の実施により新たな里親を開拓する。

②里親研修・トレーニング等事業

里親に対する登録前研修や更新研修を実施するとともに、未委託里親や委託後の里親に対して、事例検討やロールプレイ、実習などのトレーニングを実施することにより、養育技術の維持、向上を図る。また、フォスタリング業務を担当する職員の研修への参加を促進し、資質向上を図る。

③里親委託推進等事業

子ども、実親及び里親家庭のアセスメントを踏まえた情報を基に、委託先の候補となる里親家庭の選定、委託の打診と丁寧な説明、子どもと里親の面会等を実施するとともに、委託後の子どもの自立に向けて、子どもや里親等の意向を踏まえた効果的な自立支援計画を作成する。

④里親訪問等支援事業<<拡充>>

里親家庭等への定期的な訪問や夜間・休日の相談窓口の開設等により、相談に応じるとともに、子どもの状態の把握や里親等への援助を行う。また、里親等が集い、養育についての話し合い等相互の交流を定期的に行い、情報交換や養育技術の向上を図る。

【拡充内容】

- ・ 里親養育支援体制の更なる充実を図るため、フォスタリング機関が24時間の相談体制及び緊急時に里親家庭へ駆けつけられる緊急対応体制を整備する。

⑤共働き家庭里親委託促進事業

企業に働きかけ、里親委託と就業の両立が可能となるような仕組みづくりを官民連携の下、共有し、分析・検証し、その成果を全国的に普及拡大する。

2. 実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市（設置予定市区）（民間団体等に委託して実施することも可）

3. 補助率

国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

4. 補助基準額

①統括責任者加算	1 か所当たり	5,826千円
②里親制度等普及促進・里親リクルート事業		
都道府県等が実施する場合	1 自治体当たり	1,996千円
委託して実施する場合	1 か所当たり	1,331千円
里親リクルーター配置加算	1 か所当たり	5,693千円加算
新規里親登録件数		
15件以上25件未満	1 か所当たり	1,272千円加算
25件以上35件未満	1 か所当たり	1,816千円加算
35件以上	1 か所当たり	2,360千円加算
③里親研修・トレーニング等事業		
都道府県等が実施する場合	1 自治体当たり	7,740千円
委託して実施する場合	1 か所当たり	5,160千円
里親トレーナー配置加算（常 勤）	1 か所当たり	5,388千円加算
里親トレーナー配置加算（非常勤）	1 か所当たり	2,604千円加算
研修代替要員費	1 人当たり	38千円
④里親委託推進等事業	1 か所当たり	6,433千円
新規里親委託件数		
15件以上30件未満	1 か所当たり	1,092千円加算
30件以上45件未満	1 か所当たり	2,836千円加算
45件以上	1 か所当たり	3,890千円加算
⑤里親訪問等支援事業	1 か所当たり	9,692千円
里親等委託児童数		
20人以上40人未満	1 か所当たり	2,283千円加算
40人以上60人未満	1 か所当たり	4,216千円加算
60人以上80人未満	1 か所当たり	7,606千円加算
80人以上	1 か所当たり	10,267千円加算
心理訪問支援員配置加算（常 勤）	1 か所当たり	5,055千円加算
心理訪問支援員配置加算（非常勤）	1 か所当たり	1,552千円加算
面会交流支援加算	1 か所当たり	2,195千円加算
夜間・土日相談対応強化加算		
24時間365日の相談支援体制を整備する場合	1 か所当たり	6,067千円加算<<拡充>>
上記以外	1 か所当たり	2,855千円加算
⑥共働き家庭里親委託促進事業	1 自治体当たり	3,749千円

里親養育包括支援（フォスタリング）事業イメージ

リクルート、研修、マッチング、支援等を通じた一貫した里親支援体制

統括責任者<<常勤>>

リクルート

- ・ 広報の企画立案、講演会や説明会の開催等による制度の普及啓発

里親リクルーター<<常勤>>、リクルーター補助員<<非常勤>>

研修・トレーニング

- ・ 登録前研修、更新研修の実施
- ・ 委託後や未委託里親へのトレーニングの実施

里親トレーナー<<常勤又は非常勤>>

マッチング

- ・ 子どもと里親とのマッチング
- ・ 自立支援計画の作成

里親等委託調整員<<常勤>>、委託調整補助員<<非常勤>>

委託後支援・交流

- ・ 委託後の里親家庭への訪問支援、夜間・休日相談
- ・ 定期的な相互交流の場を設け、情報交換等を図る

里親等相談支援員<<常勤>>、相談支援員補助員<<非常勤>>、
心理訪問支援員<<常勤又は非常勤>>



都道府県
(児童相談所)

事業の全部又は
一部を委託可能



社会福祉法人
NPO 等



「里親月間（里親を求める運動）」について

1. 目的

厚生労働省及び関係団体が主唱し、毎年10月を「里親月間（里親を求める運動）」と定め、都道府県、指定都市、児童相談所設置市が管内市町村や、児童福祉施設、里親支援機関、各地域の里親会や社会福祉協議会等の関係機関並びに関係団体の協力を得ながら、①地域の実情に応じて里親制度に関する広報活動を展開、②新規里親の開拓を行うなど里親委託を促進、③里親家庭において適切な養育を確保し里親を孤立させることのないよう里親支援の充実を図り、併せて、④里親組織の育成等に取り組むことにより、里親制度の一層の推進を図ることを目的とする。

2. 主唱・協力

主唱：厚生労働省、公益財団法人全国里親会、一般社団法人日本ファミリーホーム協議会

協力：都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村、社会福祉法人全国社会福祉協議会、全国児童養護施設協議会、全国乳児福祉協議会、全国母子生活支援施設協議会、全国児童自立支援施設協議会、全国児童心理治療施設協議会、全国自立援助ホーム協議会、全国児童家庭支援センター協議会、公益財団法人日本財団、全国児童相談所長会、全国民生委員児童委員連合会、全国保育協議会、公益社団法人全国私立保育園連盟、社会福祉法人日本保育協会、公益社団法人日本PTA全国協議会、一般財団法人児童健全育成推進財団、全国地域活動連絡協議会、NPO法人子育てひろば全国連絡協議会

3. 取組方針

月間期間中、以下の基本的な方針により取り組む。

- (1) 里親制度の普及啓発の強化を図り、児童福祉関係機関・施設はもとより病院や学校、企業・事業所、地域住民等への理解を促すことにより、社会全体で里親を支援する気運づくりを行う。
- (2) 新規里親を積極的に開拓するとともに、併せて未委託里親への委託を進めるなど、里親委託数を増加させる。
- (3) 里親等への研修等を充実し、里親の養育技術の一層の向上を図る。
- (4) 児童相談所、里親支援機関、児童家庭支援センター等による里親支援の一層の拡充を図る。
- (5) 里親組織等を育成するとともに、活動の活性化を図る。

(配付先)

- ・自治体（都道府県・市区町村）
- ・鉄道会社（東急、京王、小田急、西武、京成、東武） ※10月の全部又は一部期間中、駅構内への掲示を依頼
- ・都道府県中小企業団体中央会
- ・地方厚生（支）局

(ポスター)

はじめての「里親制度」
知るとできることがある

子育て未経験OK 共働き週末のみOK 養育費医療費など支給有

里親制度は、
健やかな育ちの場を必要とする
「子どものため」の制度です。

里親制度があることにより、子どもたちに家庭環境のあたたかさのもとで育つ機会をプレゼントすることができます。

実は、里親制度には、知見のある家庭や経験のある方がいます。まずは、里親制度について知ってみませんか？

いろいろな里親のかたち

里親になるまでの4ステップ

1.相談
2.研修・家庭訪問
3.登録
4.子どもとの出会い

里親委託

はじめての「里親制度」特設サイト
https://ybs.yomiuri.co.jp/mhlw/satooya/

お近くの児童相談所にお問い合わせください。
全国児童相談所一覧 ☎ 多摩県 189

(リーフレット)

はじめての「里親制度」
知るとできることがある

家で育つあたたかさも、子どもたちへ。
里親になってみませんか？

ポイント

いろいろな里親のかたちがあります！

ポイント

知るとできることがある

里親制度は、
健やかな育ちの場を必要とする
「子どものため」の制度です。

はじめての「里親制度」特設サイト
お近くの児童相談所にお問い合わせください。

<表面・裏面（制度概要）>

- ・「里親の種類」や、「里親になるまでの流れ」、「里親への支援」などについて紹介

里親体験談

1 双子の育児に戸惑い、重宝を一挙「休養」
心のリセットで得た笑顔と成長の姿

2 「お父さん、お母さん」と呼ぶうれしさ
その成長の大きな変化に感涙をしい

3 いい親にならなくていい一歩進んでいた私
子育てを大人「得てあげる大場」知る

Webサイトにインタビュー公開!

はじめての「里親制度」特設サイト
お近くの児童相談所にお問い合わせください。

<中面（インタビュー記事）>

- ・「双子の里親になった方」、「里親家庭で育った方」、「今まで8人の里親になった方」などの声を紹介

②広報媒体やSNSを活用した各種広報の実施

(補助事業等により実施するもの(株)読売新聞社)

- ・新聞広告(9月30日読売新聞夕刊、10月1日読売新聞朝刊)
- ・里親制度に関する特設サイト設置
- ・里親月間中、BS日テレにてCM放映
- ・Youtube動画制作

(政府広報等)

- ・報道発表 ※月間中の広報・イベント活動、地方自治体の取り組み事例等を紹介
- ・厚生労働省twitter
- ・厚生労働省facebook
- ・広報誌「厚生労働」(記事掲載)
- ・広報誌「共同参画」(情報掲載)
- ・政府広報Yahoo!バナー広告
- ・首相官邸メールマガジン(情報掲載)
- ・厚生労働省HPカラーセル枠(情報掲載)

令和2年度予算(里親及び特別養子縁組の推進、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等の推進等)

○ 里親及び特別養子縁組の推進

- 里親家庭への支援の充実

< ~令和元年度 >

養育里親

1人目 : 86,000円
2人目以降 : 43,000円 等



< 令和2年度予算 >

里親手当について、手当額に庁費相当分を上乗せするとともに、複数人の子どもを養育する場合の2人目以降の手当額を拡充する。

養育里親

1人目 : 90,000円
2人目以降 : 90,000円 等

- フォスタリング機関における24時間の相談体制等の緊急対応体制を整備するための補助単価の拡充

< ~令和元年度 >

夜間・土日相談対応強化加算
1カ所当たり2,815千円



< 令和2年度予算 >

夜間・土日相談対応強化加算
1カ所当たり6,067千円

- 里親委託前の養育期間における諸経費に係る補助の創設

< ~令和元年度 >

—



< 令和2年度予算 >

生活費等支援 5,180円 (日額)
研修受講支援 3,490円 (日額)

○ 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等の推進等

- 小規模かつ地域分散化された生活単位(地域小規模児童養護施設及び定員6名の分園型小規模グループケア)の養育体制の充実
地域小規模児童養護施設及び定員6名の分園型小規模グループケアの養育体制の充実を図るため、職員を加配した場合の費用を支弁する。

< ~令和元年度 >

子ども : 職員 = 6 : 4



< 令和2年度予算 >

子ども : 職員 = 最大6 : 6

5. 乳児院・児童養護施設の高機能化及び 多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の推進

(1) 児童養護施設の小規模化の意義と課題

(平成24年11月「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」より抜粋)

小規模化の意義・・・「家庭的養護と個別化」を行い、「あたりまえの生活」を保障

- 一般家庭に近い生活体験を持ちやすい。
- 子どもの生活に目が届きやすく、個別の状況にあわせた対応をとりやすい。
- 生活の中で子どもたちに家事や身の回りの暮らし方を普通に教えやすい。
- 調理を通じ、食を通じたかかわりが豊かに持てる。
- 近所とのコミュニケーションのとりかたを自然に学べる。
- 集団生活によるストレスが少なく、子どもの生活が落ち着きやすい。
- 日課や規則など管理的になりやすい大舎制と異なり、柔軟にできる。
- 安心感のある場所で、大切にされる体験を提供し、自己肯定感を育める。
- 家庭や我が家のイメージを持ち、将来家庭を持ったときのイメージができる。
- 少人数のため行動しやすい。
- 地域の中にグループホームを分散配置することにより、地域での社会的養護の理解が深まる。

(2) 小規模かつ地域分散化の状況（形態ごとの定員数）

	定員総数*	大・中・小舎	敷地内		敷地外		
			小規模グループケア				地域小規模 児童養護施設
			本体施設内	別棟	分園型		
児童養護 施設	29,939人 [100%]	16,944人 [56.6%]	7,233人 [24.1%]	2,240人 [7.5%]	984人 [3.3%]	2,538人 [8.5%]	
乳児院	3,545人 [100%]	2,295人 [64.7%]	975人 [27.5%]	179人 [5.0%]	96人 [2.7%]	—	

* 暫定定員を組んでいる場合は暫定定員

(参考) 形態ごとの入所児童数

	入所児童 総数	大・中・小舎	敷地内		敷地外		
			小規模グループケア				地域小規模 児童養護施設
			本体施設内	別棟	分園型		
児童養護 施設	25,348人 [100%]	13,606人 [53.7%]	6,543人 [25.8%]	1,984人 [7.8%]	864人 [3.4%]	2,351人 [9.3%]	
乳児院	2,696人 [100%]	1,637人 [60.7%]	808人 [30.0%]	179人 [6.6%]	72人 [2.7%]	—	

※平成30年10月1日現在（家庭福祉課調べ）

（施設数：児童養護施設606か所、乳児院139か所）

(3) 地域小規模児童養護施設、小規模グループケアの実施か所数の推移

① 地域小規模児童養護施設の推移

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	施設数	実施数										
合計	201	269	217	298	230	329	244	354	264	391	278	423
1か所実施	147	147	151	151	148	148	152	152	158	158	158	158
2か所実施	45	90	56	112	71	142	80	160	92	184	105	210
3か所以上実施	9	32	10	35	11	39	12	42	14	49	15	55

② 小規模グループケア実施状況の推移（児童養護施設）

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数
合計	396	814	419	928	432	1,042	446	1,141	456	1,352	468	1461
1か所実施	154	154	140	140	135	135	123	123	110	110	106	106
2か所実施	170	340	179	358	171	342	176	352	156	312	143	286
3か所実施	20	60	34	102	34	102	36	108	35	105	38	114
4か所実施	20	80	26	104	31	124	39	156	45	180	55	220
5か所実施	12	60	16	80	27	135	30	150	46	230	50	250
6か所以上実施	20	120	24	144	34	204	42	252	64	415	76	485

③ 小規模グループケア実施状況の推移（乳児院）

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	施設数	実施数										
合計	64	113	67	128	73	148	76	166	85	210	86	202
1か所実施	34	34	28	28	27	27	23	23	22	22	19	19
2か所実施	22	44	29	58	32	64	34	68	33	66	38	76
3か所実施	4	12	5	15	7	21	9	27	15	45	16	48
4か所実施	0	0	0	0	1	4	4	16	4	16	7	28
5か所実施	1	5	3	15	4	20	4	20	5	25	5	25
6か所以上実施	3	18	2	12	2	12	2	12	6	36	7	42

(資料) 家庭福祉課調べ (各年10月1日現在)

(参考) 児童養護施設の形態例

大舎制の例

相談室		児童居室 (4人部屋)
ホール 兼食堂		児童居室 (4人部屋)
		児童居室 (4人部屋)
男子トイレ		児童居室 (4人部屋)
洗面所		児童居室 (4人部屋)
女子トイレ		
洗濯場		
脱衣場		
浴室		児童居室 (個室)
宿直室		児童居室 (個室)
		児童居室 (個室)
	児童居室 (個室)	

- ・ 児童数20名以上
- ・ 原則相部屋、高年齢児は個室の場合もある。
- ・ 厨房で一括調理して、大食堂へ集合して食べる。

小規模グループケアの例

児童居室 (2人部屋)	児童居室 (個室)	児童居室 (個室)
児童居室 (個室)	リビング 兼 食堂	
児童居室 (個室)		
洗濯機		
洗面所		
風呂		
キッチン		職員 宿直室
トイレ		

- ・ 児童数6～8名
- ・ 原則個室、低年齢児は2人部屋など
- ・ 炊事は個々のユニットのキッチンで職員が行い、児童も参加できる。

- ※ 「大舎」：1 養育単位当たり定員数が20人以上
「中舎」：同13～19人
「小舎」：同12人以下
「小規模グループケア」：6～8名

(4) 小規模化を推進する上での課題と取り組み

小規模化を進める上での課題

- 職員が1人で多様な役割をこなすため、職員の力量が問われる。新人の育成が難しい。
- ホーム内のできごとが周囲に伝わりにくく、閉鎖的あるいは独善的なかわりになる危険性がある。
- 人間関係が濃密となり、子どもと深くかかわれる分、やりがいもあるが、職員の心労も多い。
- 小規模化の当初は、集団内で押さえられていた子どもの感情が表に出やすくなり、衝突も増える。
- 大きな課題を持つ子どもがある場合、少人数の職員で対応しづらく、子ども集団への影響が多い。
- 家庭的養護のため、職員に調理や家事の力が求められる。
- 従来の配置方法では、宿直回数が多くなりがちで、勤務時間が長くなりがち。



小規模化を推進する取り組み例

- 職員が課題を1人で抱え込まない組織運営を行う。職員が対応に困ったときに、定期的に相談できる場、すぐに相談できる人を決め、職員の不安を防ぐ。コミュニケーション不足による孤立、不安を防ぐ。
- 小規模グループケアやグループホームごとに、担当職員の勤務時間を調整して全員が集まれる時間を作り、週1回以上のホーム担当職員会議を行う。
- 1施設全体の職員会議を、月に1～2回行い、グループホームを含め、できる限り多くの職員が参加できるようにする。
- スーパービジョンのシステムを確立し、職員の交流と研修を十分行う。職員同士が議論して取組を作り上げていくことを支援し、職員のモチベーションを高めるスーパーバイズを行う。
- 施設長や基幹的職員も、時々グループホームに泊まったり、食事を一緒にとる機会を設ける。心理職、栄養士などもホームに積極的に入るなど、施設全体でホームをサポートする体制をつくる。
- 非常勤職員の配置を利用して、宿直支援や家事支援を行う。
- 施設全体でフリーの応援職員を確保し、職員の病気、休暇、研修等や、緊急時の対応や、新人のサポートができる体制を整備する。

※ 施設の小規模化の事例を、

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/dl/working5.pdf に掲載。

(平成25年3月「施設の小規模化等事例集」)

児童養護施設等の小規模化における現状・取組の調査・検討報告書

平成29年3月

全国の児童養護施設、乳児院に対してアンケート調査、小規模化に積極的に取り組む施設や自治体に対するヒアリング調査を実施。

小規模化の取組状況についての実態を把握し、小規模化に取り組んだ結果としての子どもの生活の変化、効果や課題を整理し、更なる小規模化の推進に向けて課題を分析、検討

(考察の要点)

○ 児童養護施設、乳児院の小規模化の効果

- ・ 個別の職員との関わりが増え、関係性が構築されることで、子どもの愛着形成や感情表出などが促されること
- ・ 子どもの自由な時間、静かな時間や、プライバシーが守られるなど、個別の生活環境が確保されること
- ・ 料理や買い物などを含め、日常生活の全般において経験・体験を積む機会が増加すること

○ 現場の声（課題）

- ・ 小規模化により子ども同士、また子どもと職員の距離が密接になることで、課題の大きい子どもがユニットに入った際の影響が大きくなることがある
- ・ 子どもの行動に巻き込まれて適切な支援が行えなくなることがある
- ・ 小規模化の実施における人材育成・人材確保
- ・ 特に、乳児院で小規模化を進めるためには、健康面でのケアを特に求められること等の乳児院の特性から生じる課題に、職員配置や施設設備面で課題がある

○ 更なる小規模化の推進に向けて

- ・ 職員の孤立や職員による課題の抱え込みを防ぐシステムが重要（職員がお互いをフォローできる体制の構築、管理者や経験年数の長い職員によるスーパービジョンの実施等）
- ・ 地域の特性等に応じた方法での人材確保・人材育成に関する取り組みが重要

児童養護施設等の配置基準及び配置改善について

○ 施設の人員配置については、被虐待児の増加などを踏まえ、これまで、加算職員の配置の充実に努めており、平成24年度には基本的人員配置の引上げ等を行い、27年度予算においては、児童養護施設等の職員配置の改善(5.5:1→4:1等)に必要な経費を計上したところ。

① 児童養護施設

人員配置

基本部 分		加 算 部 分
<ul style="list-style-type: none"> ・施設長 1人 ・家庭支援専門相談員 1人 ・個別対応職員 1人 ・小規模施設加算 1人(定員45人以下) ・栄養士 1人(定員41人以上) ・調理員等 4人(定員90人以上30人ごとに1人を加算) ・事務員 1人 ・管理宿直専門員(非常勤、1人) ・医師1人(嘱託) 	<p>【児童指導員、保育士】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・0・1歳児 1.6:1(1.5:1、1.4:1、1.3:1) ・2歳児 2:1 ・年少児(3歳～) 4:1(3.5:1、3:1) ・少年(就学～) 5.5:1(5:1、4.5:1、4:1) <p>※()内は加算にて対応。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・里親支援専門相談員加算 1人 ・心理療法担当職員加算 1人 ・看護師加算 1人 ・職業指導員加算 1人 ・小規模グループケア加算 グループ数×(常勤1人+宿直管理等職員(非常勤)1人) <p>等</p>

人員配置改善の推移

～23年度	24年度～26年度(施設の人員配置基準)	27年度～(「社会的養護の課題と将来像」の目標水準)
児童指導員・保育士 0歳児： 1.7:1 1・2歳児： 2:1 3歳以上幼児： 4:1 小学校以上： 6:1	児童指導員・保育士 0・1歳児： <u>1.6:1</u> 2歳児： 2:1 3歳以上幼児： <u>4:1</u> 小学生以上： <u>5.5:1</u>	児童指導員・保育士 0・1歳児： <u>1.3:1</u> 2歳児： 2:1 3歳以上幼児： <u>3:1</u> 小学生以上： <u>4:1</u> ※小規模ケア加算等とあわせて概ね3:1ないし2:1相当

② 乳 児 院

人員配置 (乳幼児を10人以上入所させる乳児院)

基 本 部 分

- ・施設長1人
- ・家庭支援専門相談員 1人
- ・個別対応職員 1人
- ・定員20人以下加算 1人
- ・栄養士 1人
- ・調理員等 4人 (定員30人以上10人ごとに1人を加算)
- ・事務員 1人
- ・管理宿直専門員 (非常勤、1人)
- ・医師1人 (嘱託)

+

【児童指導員、保育士、看護師】

- ・0・1歳児
1.6:1 (1.5:1、1.4:1、1.3:1)
- ・2歳児
2:1
- ・年少児 (3歳～)
4:1 (3.5:1、3:1)

※ () 内は加算にて対応。

+

加 算 部 分

- ・里親支援専門相談員加算 1人
- ・家庭支援専門相談員加算 1人
- ・心理療法担当職員加算 1人
- ・定員35人以下指導員特別加算
(非常勤 1人)
- ・小規模グループケア加算
グループ数×(常勤1人+宿直
管理等職員(非常勤) 1人)

等

人員配置改善の推移

～23年度

24年度～26年度 (施設の人員配置基準)

27年度～ (「社会的養護の課題と将来像」の目標水準)

看護師・保育士・児童指導員

0・1歳児： 1.7:1

2歳児： 2:1

3歳以上幼児： 4:1

看護師・保育士・児童指導員

0・1歳児： 1.6:1

2歳児： 2:1

3歳以上幼児： 4:1

看護師・保育士・児童指導員

0・1歳児： 1.3:1

2歳児： 2:1

3歳以上幼児： 3:1

※小規模ケア加算等とあわせて概ね1:1相当

③ 児童心理治療施設等の人員配置改善の推移

児童心理治療施設の人員配置改善の推移

～23年度	24年度～26年度（施設の人員配置基準）	27年度～（「社会的養護の課題と将来像」の目標水準）
児童指導員・保育士 5 : 1 心理療法担当職員 10 : 1	児童指導員・保育士 <u>4.5 : 1</u> 心理療法担当職員 <u>10 : 1</u>	児童指導員・保育士 <u>3 : 1</u> 心理療法担当職員 <u>7 : 1</u>

児童自立支援施設の人員配置改善の推移

～23年度	24年度～26年度（施設の人員配置基準）	27年度～（「社会的養護の課題と将来像」の目標水準）
児童指導員・保育士 5 : 1 心理療法担当職員 10 : 1	児童指導員・保育士 <u>4.5 : 1</u> 心理療法担当職員 <u>10 : 1</u>	児童指導員・保育士 <u>3 : 1</u> 心理療法担当職員 <u>7 : 1</u>

母子生活支援施設の人員配置改善の推移

～23年度	24年度～26年度（施設の人員配置基準）	27年度～（「社会的養護の課題と将来像」の目標水準）
母子支援員 20世帯未満 1人 20世帯以上 2人	母子支援員 10世帯未満 1人 10世帯以上 2人 20世帯以上 3人	母子支援員 10世帯未満 1人 10世帯以上 2人 20世帯以上 3人 30世帯以上 4人
少年指導員 20世帯未満 1人 20世帯以上 2人	少年指導員 <u>20世帯未満 1人</u> <u>20世帯以上 2人</u>	少年指導員 <u>10世帯未満 1人</u> <u>10世帯以上 2人</u> <u>20世帯以上 3人</u> <u>30世帯以上 4人</u>

I 小規模かつ地域分散化された生活単位における対応

≪児童養護施設における小規模かつ地域分散化された生活単位（分園）における職員配置≫

(1) 分園型小規模グループケア

～平成30年度	
定員	6～8人
配置基準	概ね6：3（＝2：1）
※定員6人（小学生以上）の場合	
基本的人員配置	（4：1）→ 常勤1.5人
小規模グループケア加算	→ 常勤1人、非常勤1人加配

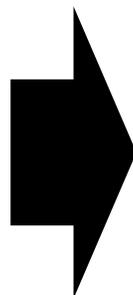


令和元年度	
定員	6人
配置基準	概ね6：4（＝1.5：1）
※定員6人（小学生以上）の場合	
基本的人員配置	（4：1）→ 常勤1.5人
小規模グループケア加算	→ 常勤1人、非常勤1人加配
小規模かつ地域分散化加算	⇒ 常勤1人加配

強化策① 小規模かつ地域分散化された生活単位における養育体制の充実
 ≧小規模かつ地域分散化された生活単位（分園型小規模グループケア又は地域小規模児童養護施設）に常勤1人を加配

(2) 地域小規模児童養護施設

～平成30年度	
定員	6人
配置基準	概ね6：3（＝2：1）
人員配置	→ 常勤2人、非常勤2人



令和元年度	
定員	6人
配置基準	概ね6：4（＝1.5：1）
人員配置	→ 常勤2人、非常勤2人
小規模かつ地域分散化加算	⇒ 常勤1人加配

II 高機能化された生活単位における対応

《児童養護施設における高機能化された生活単位における職員配置》

～平成30年度

定員 6～8人*

配置基準 概ね6：3（＝2：1）

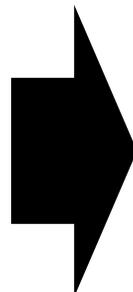
※定員6人（小学生以上）の場合

基本的人員配置（4：1）→ 常勤1.5人

小規模グループケア加算 → 常勤1人、非常勤1人加配

*現状、高機能化された生活単位（定員4人）に対応する予算措置無し

新設



令和元年度

定員：4人 《新設》

配置基準：概ね4：4（＝1：1）

人員配置 → 常勤3、非常勤2人

※新たに医療的ケア児等受入加算を創設

強化策② 医療的ケア児等のための「4人の生活単位」の類型の新設、当該生活単位における養育体制の充実

➢ 現行の小規模グループケアに対して常勤1人分を加配した水準とする

《乳児院における高機能化された生活単位における職員配置》

～平成30年度

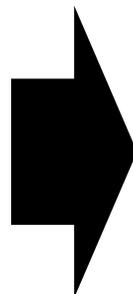
定員：4～6人

配置基準：概ね4：4（＝1：1）

※定員4人（0・1歳児）の場合

基本的人員配置（1.3：1）→ 常勤3人

小規模グループケア加算 → 常勤1人、非常勤1人加配



令和元年度

定員：4人

配置基準：概ね4：5（＝0.8：1）

人員配置 → 常勤5人、非常勤1人

※新たに医療的ケア児等受入加算を創設

強化策③ ケアニーズが非常に高い乳幼児のための「4人の生活単位」における養育体制の充実

➢ 現行の小規模グループケアに対して常勤1人分を加配した水準とする

民間児童養護施設等の職員の処遇改善

技能・経験に応じた処遇改善

支援部門を統括する業務内容を評価した処遇改善



- ① 支援部門を統括する業務内容を評価した処遇改善を行う。
→ 月額5千円の引上げ(④と合わせ1万円)
→ 一定の研修を修了し、主任児童指導員、主任保育士等として発令

職務分野別のリーダー的業務内容を評価した処遇改善



- ② 複数の小規模グループケアを統括し、円滑な運営を支援する業務内容を評価した処遇改善を行う。
→ 月3万5千円の引上げ(④と合わせ4万円)
→ 一定の研修を修了し、ユニットリーダー等として発令



- ③ 各々の職務分野でのリーダー的業務内容を評価した処遇改善を行う。
→ (a)月額5千円、(b)1万5千円の引上げ(④と合わせ1万円又は2万円)
→ 一定の研修を修了し、以下の職員として発令
(a)家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員等
(b)小規模グループケアリーダー等

業務の困難さを評価した処遇改善

虐待や障害等のある子どもへの支援を本務とし夜間を含む業務を行う困難さに着目した処遇改善



- ④ 虐待や障害等のある子どもへの夜間を含む業務内容を評価した処遇改善を行う。
→ 月額5千円の引上げ

+6%等の処遇改善



- ⑤ +3%→+2%等→+1%=合計+6%等の処遇改善を実施する。

民間児童養護施設等の職員の処遇改善のイメージ

○ 平成27年度予算において民間児童養護施設等の平均3%の職員給与の改善を実施するとともに、平成29年度予算において児童指導員及び保育士の夜間を含む業務を行う困難さの評価に加え、研修実績と職務分野別のリーダー的業務内容や支援部門を統括する業務内容を評価した処遇改善を実施。令和元年度予算においてさらに1%の処遇改善を行う。

平成27年度

平均3%
相当の
処遇改善



平成29年度

2%*の
処遇改善

* 里親手当
は定額での
改善



支援部門を統括する業務内容を
評価した処遇改善

職務分野別のリーダ
ー的業務内容を評価した
処遇改善

主任児童指導員・主任保育士
(月額5千円の処遇改善)
(☆と合わせて1万円)

ユニットリーダー

(月額3万5千円の処遇改善)
(☆と合わせて4万円)

小規模グループケアリーダー等

(月額1万5千円の処遇改善)
(☆と合わせて2万円)

家庭支援専門相談員
里親支援専門相談員 等

(月額5千円の処遇改善)
(☆と合わせて1万円)

児童指導員・保育士

一定の研修を受講

☆夜間を含む業務を行う困難さに着目した処遇改善

※ 施設長及び基幹的職員を除く

(月額5千円の処遇改善)

令和元年度

1%の
処遇改善



はじめに：高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けて目指すべき方向性

- ・ 乳児院や児童養護施設については、家庭養育優先原則を進める中においても、施設での養育を必要とする子どもの養育に関し、「できる限り良好な家庭的環境」において、高機能化された養育や保護者等への支援を行うとともに、里親や在宅家庭への支援等を行うことなど、施設の多機能化・機能転換を図ることにより、更に専門性を高めていくことが期待されている。
- ・ この「進め方」は、平成30年度予算において可能である措置費等の活用方法、職員配置、運営方法などについてとりまとめ、円滑に取組を進められるよう、施設及び自治体関係者向けのマニュアル、参考資料として提供。
- ・ 取組を更に進めていくためには、必要な財政支援の在り方が課題。厚生労働省は、これらの課題への対応について、2019年度以降の予算において、安定的な財源の確保に向けて、引き続き最大限努力し、それらを踏まえて、本書も逐次改正。

第Ⅰ 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けて目指すべき方向性

- ・ 改正児童福祉法に基づく家庭養育優先原則の下では、施設の役割・機能を縮小させるものではなく、これまで以上に専門的で幅広くしていくことが求められる。
- ・ 具体的には、乳児院・児童養護施設においては、地域におけるニーズや資源の状況、自らの「強み」・「弱み」も踏まえつつ、以下の具体的な姿を念頭に、施設長等のリーダーシップの下、施設職員とともに、「地域の社会的養育を支える専門的な拠点」となるよう、自らの施設を変革していくことを目指していくべき。

施設養育の高機能化の方向性

- ・ 家庭での養育が困難な子ども及び年長で今までの経緯より家庭的な生活をすることに拒否的になっている子どもに対して、早期の家庭復帰や里親委託等に向けた専門的な支援や自立支援を含め、更に専門性の高い施設養育を行うこと。
- ・ そのための専門性のある職員の配置及び小規模かつ地域分散化を推進すること。

多機能化・機能転換の方向性

- ・ 更に専門性を高めた上で、地域における家庭養育の支援を行うこと。
- ・ 具体的には、地域の実情等に応じ、以下に取り組むこと。
 - ①一時保護委託の受入体制の整備
 - ②養子縁組支援やフォスターリング機関（里親養育包括支援機関）の受託をはじめとする里親支援機能の強化
 - ③市区町村と連携した在宅支援や特定妊婦の支援強化

第Ⅱ 取組を進める上で活用可能な予算制度

- ・ 高機能化及び多機能化・機能転換に向けた以下の取組を進める上で、現在、活用可能な予算制度の要件や補助額等を紹介。
 1. 職員配置・専門職の配置の充実、小規模かつ地域分散化による養育機能の高機能化
 2. 在宅支援機能や里親支援機能をはじめとする多機能化・機能転換

第Ⅲ 改正児童福祉法や高機能化及び多機能化・機能転換を踏まえた小規模かつ地域分散化の更なる推進

1. 各施設が策定している小規模化・地域分散化に向けた計画を小規模かつ地域分散化に向けて見直し。
2. 今後計画される施設の新築や改築、増築の際には、小規模かつ地域分散化された施設の設置を優先。
3. 小規模かつ地域分散化等を進める過程で、人材育成の観点から、本体施設から順次分散化施設を独立させていく場合や、過渡的に本体施設のユニット化を経て独立させていく場合にも、概ね10年程度で地域分散化及び多機能化・機能転換を図る計画を、人材育成も含めて策定するよう求める。過渡的にユニット化する場合でも、
 - ・ 同一敷地内での戸建て住宅型又はグループごとに独立した玄関のある合築型の施設内ユニットとするなど、生活単位を独立させるとともに
 - ・ 地域社会との良好な関係性の構築を十分に行うといった工夫を行うよう求める。
4. 既存の施設内ユニット型施設についても同様に、概ね10年程度で地域分散化等を図る計画の策定を求める。その際、既存ユニットは、多機能化・機能転換に向けて積極的に活用を進めていく。

※小規模かつ地域分散化の例外

- ・ ケアニーズが非常に高い子どもに専門的なケアを行うため、心理職や医師、看護師などの専門職の即時の対応が必要な場合には、生活単位が集合する場合もあり得る。
- ・ このような場合においても、十分なケアが可能になるように、できるだけ少人数（将来的には4人程度まで）の生活単位とし、その集合する生活単位の数も大きくならない（概ね4単位程度まで）ことが求められている。そのため、厚生労働省としては、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力。

第Ⅳ 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた職員の人材育成

- ・ 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を通じて「地域の社会的養育を支える専門的な拠点」への変革を進めるうえでは、それを担う職員の人材育成や確保が必要不可欠。人材育成に向けて、現在、活用可能な予算制度等を紹介。
- ・ 厚生労働省においては、職員の人材育成に向けて、職員向けの研修プログラムの開発や指導者養成研修の実施等に取り組んでいくこととしており、都道府県等においても、人材育成の機会の確保に努める。

第Ⅴ 計画的な推進に向けて

- ・ 都道府県等においては、各施設の高機能化及び多機能化・機能転換に向けた計画や、小規模かつ地域分散化を進める計画の見直しの検討状況・課題等について随時ヒアリングを行うことにより、個々の実情を把握し、関係者との間で綿密な協議を重ねながら、適宜適切な助言や支援を行い、各施設において具体的かつ実現可能な計画が策定されるよう配慮。

6. 自立支援の充実

(1) 自立支援の充実

①自立生活能力を高める養育について

- ・ 安心感ある場所で、大切にされる体験を提供し、自己肯定感を育み自分らしく生きる力、他者を尊重し共生していく力、生活スキル、社会的スキルの獲得など、ひとりの人間として生きていく基本的な力を育む養育を行うことが必要

②特別育成費、大学等進学支度費、就職支度費の増額

- ・ 就職に役立つ資格の取得や、進学希望の場合の学習塾の利用もできるよう、高校生の特別育成費の充実や、大学等進学支度費、就職支度費の大幅な増額が必要
 - 平成24年度から、
 - a. 就職や進学に役立つ資格取得や講習等の経費を支給（55,000円→26年度～：56,570円）、
 - b. 就職支度費と大学進学等自立生活支度費を改善（216,510円→24年度：268,510円→26年度～：276,190円）
 - 平成27年度予算で、
 - a. 児童養護施設入所児童等に対する学習支援（小学生に対する学習ボランティア・高校生に対する学習塾代等）を充実、
 - b. 自立援助ホーム入所者について、就職支度費の支弁対象に追加
 - 平成29年度予算で、自立援助ホーム入居者について、大学進学等自立生活支度費の支弁対象に追加

③措置延長や、自立援助ホームの活用

- ・ 生活が不安定な場合は、18歳以降も、20歳に達するまでの措置延長を活用
- ・ 児童養護施設の中には、高校に進学しなかったり、高校を中退すると、18歳前でも退所させる施設もあるが、自立生活能力がないまま退所させることのないようにすべき
 - 平成23年12月に、措置延長、措置継続、再措置等の積極的な実施について自治体に通知
（児童養護施設の高校卒業児童に係る措置延長児童数
H23：182人、H24：263人、H25：231人、H26：293人、H27：275人、H28：278人、H29：292人、H30：324人）
- ・ 自立援助ホームは、児童の自立した生活を支援する場として、整備を推進（H22：73か所→H30：176か所）
- ・ 平成28年の児童福祉法改正において、自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加

④アフターケアの推進

- ・ 平成16年の児童福祉法改正で、各施設の業務に、退所者への相談支援を規定
- ・ 退所児童等アフターケア事業を推進。退所者等の自助グループを、施設単位や広域単位で育成
 - 平成27年度予算でアフターケアの強化として、自立援助ホームに心理担当職員を配置
 - 平成29年度予算で創設した社会的養護自立支援事業に退所児童等アフターケア事業を編入し、相談・支援体制を拡充
- ・ 身元保証人確保対策事業の活用
 - 平成24年度から、申込期間を1年に延長し、就職時の身元保証の期間を最長5年、賃貸住宅等の賃借時の連帯保証の期間を最長4年までに延長可能とした。
- ・ 奨学金の情報を施設団体に整理し、各施設へ提供
 - 平成29年度予算で創設した社会的養護自立支援事業に身元保証人確保対策事業を編入し、保証対象に大学等進学時の身元保証を加えるとともに、申込期間を2年に延長した。
- ・ 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業の活用
 - 児童養護施設等を退所し、就職や進学する者等の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を実現するため、5年間の就業継続により返還免除となる家賃相当額の貸付及び生活費の貸付並びに児童養護施設等の入所中の子ども等を対象に、2年間の就業継続により返還免除となる就職に必要な各種資格を取得するための経費の貸付を行うこととした。
- ・ 社会的養護自立支援事業の活用
 - 大学等に就学していない自立援助ホームの入居者や、里親に委託されている子ども、児童養護施設等に入所している子どもについても、原則22歳の年度末まで引き続き必要な支援を受けられることとする事業として、平成29年度予算で社会的養護自立支援事業を創設。

(2) 18歳以降の措置延長制度について

- 児童福祉法において、児童は18歳未満と定義されているが、児童養護施設や里親については、必要な場合には、20歳未満まで措置延長できることとされている。
- 実際の運用は、18歳の年度末（高校卒業時点）で、就職又は進学等により児童養護施設を退所するケースが多く、19歳で退所する児童は、1割以下（平成22年度高校卒業児童）となっていることから、平成23年12月に積極的活用を図るよう通知した。
※児童養護施設の高校卒業児童に係る措置延長児童数及び高校卒業児童に占める割合
H23：182人（11.8%）→H24：263人（16.2%）→H25：231人（13.4%）→H26：293人（16.3%）
→H27：275人（15.1%）→H28：278人（15.2%）→H29：292人（17.3%）→H30：324人（18.9%）

児童福祉法 第31条（保護期間の延長等）

- 2 都道府県は、第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、…、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満20歳に達するまで、引き続き同項第3号の規定による委託を継続し、若しくはその者をこれらの児童福祉施設に在所させ、又はこれらの措置を相互に変更する措置を採ることができる。

児童相談所運営指針（平成23.3.5 児発133）

（5）在所期間の延長

- ア 児童福祉施設等に入所した子どもが、18歳に達しても施設に入所を継続する必要がある場合には、20歳に達するまで更に施設入所を継続させることができる。（法第31条）
特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に在所期間の延長を行う。
- イ 在所期間の延長は、施設長及び関係機関の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者等の意向を確認するとともに、子ども等の状況を再判定した結果、延長することが適当と判断された場合に行う。この手続きは、18歳に達する日までに完了し、延長年限を付して保護者、施設長に通知する。（略）

児童養護施設等及び里親等の措置延長等について（平成23.12.28 雇児発1228第2号）

- 1 措置延長の積極的活用について 児童養護施設等に入所した児童や里親等に委託した児童については、…、満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行うことができることから、当該規定を積極的に活用すること。
具体的には、
- ① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等
 - ② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等
 - ③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童等であって継続的な養育を必要とするもの
- などの場合、児童養護施設等や里親等の意見を聴き、あらかじめ、児童等及びその保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合に活用すること。

(3) 進学、就職の状況

高校進学率は高くなったが、高校卒業後の進路は、一般に比べ進学率は低く、就職が多くなっている。

① 中学校卒業後の進路（平成30年度末に中学校を卒業した児童のうち、令和元年5月1日現在の進路）

	進 学				就 職		その他		
	高校等		専修学校等						
児童養護施設児	2,306人	2,175人	94.3%	43人	1.9%	43人	1.9%	45人	2.0%
(参考) 全中卒者	1,131千人	1,118千人	98.8%	2千人	0.2%	2千人	0.2%	7千人	0.7%

② 高等学校等卒業後の進路（平成30年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、令和元年5月1日現在の進路）

	進 学				就 職		その他		
	大学等		専修学校等						
児童養護施設児	1,752人	245人	14.0%	251人	14.3%	1,102人	62.9%	154人	8.8%
うち在籍児	333人	66人	3.8%	80人	4.6%	141人	8.0%	46人	2.6%
うち退所児	1,419人	179人	10.2%	171人	9.8%	961人	54.9%	108人	6.2%
(参考) 全高卒者	1,134千人	589千人	51.9%	246千人	21.7%	203千人	17.9%	96千人	8.5%

③ 措置延長の状況（予定を含む）

4月1日から6か月未満	20歳に到達するまで	その他
108人	139人	86人

児童養護施設児は家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）。全中卒者・全高卒者は学校基本調査（令和元年5月1日現在）。

※「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

※「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校高等課程

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

進学、就職の状況の推移（児童養護施設・里親）

①中学校卒業後の進路（各年度末に中学校を卒業した児童のうち、翌年度5月1日現在の進路）

		平成26年度 (H27. 5. 1)		平成27年度 (H28. 5. 1)		平成28年度 (H29. 5. 1)		平成29年度 (H30. 5. 1)		平成30年度 (R元. 5. 1)	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
児童養護施設児（単位：人）		2,462人	100.0%	2,333人	100.0%	2,258人	100.0%	2,342人	100.0%	2,306人	100.0%
進学	高校等	2,343人	95.2%	2,239人	96.0%	2,174人	96.3%	2,204人	94.1%	2,175人	94.3%
	専修学校等	45人	1.8%	35人	1.5%	40人	1.8%	40人	1.7%	43人	1.9%
就職		45人	1.8%	35人	1.5%	25人	1.1%	56人	2.4%	43人	1.9%
その他		29人	1.2%	24人	1.0%	19人	0.8%	42人	1.8%	45人	2.0%
里親委託児（単位：人）		310人	100.0%	345人	100.0%	348人	100.0%	344人	100.0%	343人	100.0%
進学	高校等	297人	95.8%	333人	96.5%	344人	96.0%	314人	91.3%	333人	97.1%
	専修学校等	4人	1.3%	5人	1.4%	9人	2.5%	13人	3.8%	3人	0.9%
就職		6人	1.9%	5人	1.4%	3人	0.9%	10人	2.9%	2人	0.6%
その他		3人	1.0%	2人	0.6%	2人	0.6%	7人	2.0%	5人	1.5%
（参考）全中卒者（単位：千人）		1,175千人	100.0%	1,169千人	100.0%	1,137千人	100.0%	1,152千人	100.0%	1,131千人	100.0%
進学	高校等	1,157千人	98.5%	1,154千人	98.7%	1,148千人	98.8%	1,138千人	98.8%	1,118千人	98.8%
	専修学校等	4千人	0.3%	4千人	0.3%	4千人	0.3%	2千人	0.2%	2千人	0.2%
就職		4千人	0.3%	3千人	0.3%	3千人	0.3%	3千人	0.3%	2千人	0.2%
その他		9千人	0.8%	8千人	0.7%	8千人	0.4%	7千人	0.6%	7千人	0.7%

家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）。全中卒者は学校基本調査。

※「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

進学、就職の状況の推移（児童養護施設・里親）

②高等学校等卒業後の進路（各年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、翌年度5月1日現在の進路）

		平成26年度 (H27. 5. 1)		平成27年度 (H28. 5. 1)		平成28年度 (H29. 5. 1)		平成29年度 (H30. 5. 1)		平成30年度 (R元. 5. 1)	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
児童養護施設児（単位：人）		1,800人	100.0%	1,818人	100.0%	1,684人	100.0%	1,715人	100.0%	1,752人	100.0%
進学	大学等	200人	11.1%	226人	12.4%	239人	14.2%	276人	16.1%	245人	14.0%
	専修学校等	219人	12.2%	211人	11.6%	217人	12.9%	253人	14.8%	251人	14.3%
就職		1,267人	70.4%	1,280人	70.4%	1,132人	67.2%	1,072人	62.5%	1,102人	62.9%
その他		114人	6.3%	101人	5.6%	96人	5.7%	114人	6.6%	154人	8.8%
里親委託児（単位：人）		270人	100.0%	269人	100.0%	327人	100.0%	350人	100.0%	375人	100.0%
進学	大学等	74人	27.4%	70人	26.0%	90人	27.5%	99人	28.3%	102人	27.2%
	専修学校等	59人	21.9%	65人	24.2%	72人	22.0%	61人	17.4%	81人	21.6%
就職		115人	42.6%	116人	43.1%	145人	44.4%	149人	42.6%	169人	45.1%
その他		22人	8.1%	18人	6.7%	20人	6.1%	41人	11.7%	23人	6.1%
（参考）全高卒者（単位：千人）		1,064千人	100.0%	1,137千人	100.0%	1,148千人	100.0%	1,136千人	100.0%	1,134千人	100.0%
進学	大学等	580千人	54.5%	593千人	52.2%	599千人	52.2%	592千人	52.1%	589千人	51.9%
	専修学校等	239千人	22.5%	249千人	21.9%	250千人	21.7%	246千人	21.7%	246千人	21.7%
就職		189千人	17.8%	205千人	18.0%	206千人	18.0%	203千人	17.9%	203千人	17.9%
その他		56千人	5.3%	89千人	7.8%	93千人	8.1%	95千人	8.4%	96千人	8.5%

家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）。全高卒者は学校基本調査。

※「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校高等課程

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

(4) 措置費による教育及び自立支援の経費

- 平成21年度に幼稚園費、学習塾費、部活動費を新設するなど、教育費の充実に努めている。
- 平成24年度に資格取得等のための高校生の特別育成費の加算を新設するとともに、就職・大学進学等支度費の増額を行った。
- 平成25年度には、特別育成費のうち就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費の支弁について義務教育終了児童のうち高等学校等に在学していないものも対象とした。
- 平成27年度には、特別育成費に補習費、補習費特別保護単価を創設。
- 令和元年度には、高等学校在学中の通学費を新設するとともに、補習費を増額した。

		支弁される額 (令和元年度)	
幼稚園費		実費	※平成21年度～
入進学支度費		小学校1年生： 50,600円(年額/1人)	中学校1年生： 57,400円(年額/1人)
教育費	学用品費等	小学校： 2,210円(月額/1人)	中学校： 4,380円(月額/1人)
	教材代	実費	
	通学費	実費	
	学習塾費	実費(中学生を対象)	※平成21年度～
	部活動費	実費	
特別育成費	公立高校： 23,330円(月額/1人) 私立高校： 34,540円(月額/1人) 通学費：実費 ※令和元年度～ 高等学校第1学年の入学時特別加算： 62,340円(年額/1人) 資格取得等のための特別加算(高校3年生)： 57,620円(年額/1人) ※平成24年度～ ※平成25年から義務教育終了児童のうち高等学校等に在学していないものも対象 補習費(学習塾費等)：20,000円(高校3年生は+5,000円)(月額/1人) ※平成30年度までは15,000円 補習費特別保護単価(個別学習支援)：25,000円(月額/1人)		
学校給食費	実費(小学生及び中学生を対象)		
見学旅行費	小学校6年生： 21,670円(年額/1人) 中学校3年生： 60,300円(年額/1人) 高等学校3年生： 111,290円(年額/1人)		
就職、大学進学等支度費	就職支度費・大学進学等自立生活支度費： 82,760円(1人1回) 特別基準(親の経済的援助が見込めない場合の加算)： 198,540円		合計281,300円

1. 事業内容

①社会的養護自立支援事業<<拡充>>

里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に応じて18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供する事業に要する費用を補助。

[拡充内容]

- ・児童養護施設等の退所者が気軽に集まれる場を常設する場合に必要な経費を補助する。

②身元保証人確保対策事業

児童養護施設や婦人保護施設等を退所する子どもや女性が就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結する。その保険料に対して補助を行う。

2. 実施主体

- ①都道府県・指定都市・児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）※母子生活支援施設：市及び福祉事務所設置町村
- ②都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

3. 補助基準額

①社会的養護自立支援事業

・支援コーディネーター配置	1か所当たり	6,181千円	
・居住費支援	1人当たり月額	里親86千円、児童養護施設383千円等	
・生活費支援	1人当たり月額	就学・就労をしていない者51,350円、就学している者11,190円、一般住宅（就学後中退した者）50,000円等	
・生活相談支援	賃金 事務費	1か所当たり 常勤2名以上配置10,111千円、左記以外6,875千円 1か所当たり 対象者が気軽に集まれる場を常設する場合4,785千円<<拡充>>、左記以外2,165千円	
・就労相談支援		1チーム当たり	5,735千円
・学習費等支援	特別育成費 基本額	1人当たり月額24,420円、資格取得等特別加算	1人当たり57,610円
	補習費	1人当たり月額20,000円	補習費特別分 1人当たり月額25,000円
	就職支度費	一般分 1人当たり82,760円、特別基準分	1人当たり198,530円
	大学進学等自立生活支度費	一般分 1人当たり82,760円、特別基準分	1人当たり198,530円

- ②身元保証人確保対策事業
 - ・就職時の身元保証 年間保険料10,560円
 - ・賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 年間保険料19,152円
 - ・大学・高等学校等入学時の身元保証 年間保険料10,560円

4. 補助率

国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2

国：1/2、都道府県：1/4、市及び福祉事務所設置町村：1/4

<児童相談所等>



①支援コーディネーター（全体を統括）

- ※ 児童の措置解除前に、支援担当者会議を開催し、退所後の生活等を考慮した継続支援計画を作成
- ※ 関係機関と連携しながら、継続支援計画に基づく支援状況を把握し、生活状況の変化などに応じて計画を見直し

<民間団体への委託等> ②生活相談支援担当職員（生活相談支援）



- ※ 居住、家庭、交友関係・将来への不安等に関する生活上の相談支援
- ※ 対象者が気軽に集まる場を提供する等の自助グループ活動の育成支援 等
⇒ 児童養護施設等の退所者が気軽に集まれる場を常設する場合に必要なとなる経費の補助を創設

③就労相談支援担当職員（就労相談支援）

- ※ 雇用先となる職場の開拓 ・就職面接等のアドバイス
- ※ 事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップ 等

対象者の状況に応じて必要な支援を実施

措置解除

（家庭復帰又は自立した児童）



（施設等の入所児童）

- ※ 措置費による支弁



- ※ 家庭復帰・自立した者の家賃・生活費については、「自立支援資金貸付事業」の活用が可能



（引き続き施設等に居住する児童）

- ④住居費支援（里親・施設の住居費を支援）
- ⑤生活費支援（大学進学者等の生活費を支援）
- ⑥学習費等支援（進学希望者の学習塾費等を支援）

- ※ 措置解除後も特に支援の必要性が高く、施設等において居住の場を提供する場合、措置費に準じて居住費等を支給。

身元保証人確保対策事業について

1. 事業内容

児童養護施設等を退所する子どもや女性が就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約の保険料に対して補助を行う。

- 対象施設等…児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、里親、ファミリーホーム、児童相談所一時保護所（一時保護委託含む）、自立援助ホーム、母子生活支援施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護所（一時保護委託含む）
- 対象者…上記施設等を退所（措置解除）する子どもや女性で、就職やアパート等を賃借する際に、身元保証人を確保できない者
- 対象となる…①施設長（②～⑤を除く）、②里親：児童相談所長、③ファミリーホーム：養育者又は児童相談所長、④自立援助ホーム：設置（経営）主体の代表者又は児童相談所長、⑤一時保護所（児童・婦人）：それぞれの所長

2. 補助単価 就職 [10,560円/1人]、アパート等賃借 [19,152円/1人]、大学等入学 [10,560円/1人]

- 保証範囲…①就職：被保証人が雇用主のためにその業務を遂行するにあたり又は自己の職務上の地位を利用して雇用主またはその他の者に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対する保証
 - ②アパート等賃借：被保証人との間で締結された賃貸借契約に基づき、貸主に対して負担する債務のうち、家賃・原状回復費用等が履行されないことにより連帯保証人が被った損害に対する保証
 - ③大学等入学：被保証人が大学などの教育機関における就学に関し、学費の滞納など教育機関に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対する保証
- 保証限度額…①就職：200万円、②アパート等賃借：120万円、③大学等入学：200万円

3. 実施主体 都道府県、市及び福祉事務所設置町村

運営主体 全国社会福祉協議会

4. 補助根拠 予算補助 ※児童虐待・DV対策等総合支援事業

5. 補助率 国1/2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2）

※母子生活支援施設について、一般市及び福祉事務所設置町村が措置した場合は、
国1/2、都道府県1/4、一般市及び福祉事務所設置町村1/4

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業

平成27年度補正予算：67.4億円、平成30年度補正予算（第2号）：20.3億円

【目的】

児童養護施設や自立援助ホーム等を退所した者であって就職した者又は大学等へ進学した者のうち、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者又はそれが見込まれる者に対して、家賃相当額の貸付や生活費の貸付を行うことで安定した生活基盤を築き、これらの者の円滑な自立を支援することを目的とする。

また、児童養護施設や自立援助ホーム等に入所中の者等に対して、就職に必要な各種資格を取得するために必要となる費用の貸付を行うことで、これらの者の円滑な自立を支援することを目的とする。

【貸付対象者及び貸付額等】

- ①就職者：就職により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者。
【貸付額：家賃貸付として家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）】
【貸付期間：2年】
- ②進学者：大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等であって保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者。
【貸付額：家賃貸付として家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）、生活費貸付として月額5万円】
【貸付期間：正規修学年数】
- ③資格取得希望者：児童養護施設等に入所中の者等であって、就職に必要な各種資格を取得することを希望する者。
【貸付額：資格取得貸付として実費（上限25万円）】

【貸付金の返還免除】

一定の条件（家賃貸付及び生活費貸付は5年間の就業継続、資格取得貸付は2年間の就業継続）を満たした場合には返還免除

【貸付事業の実施主体】

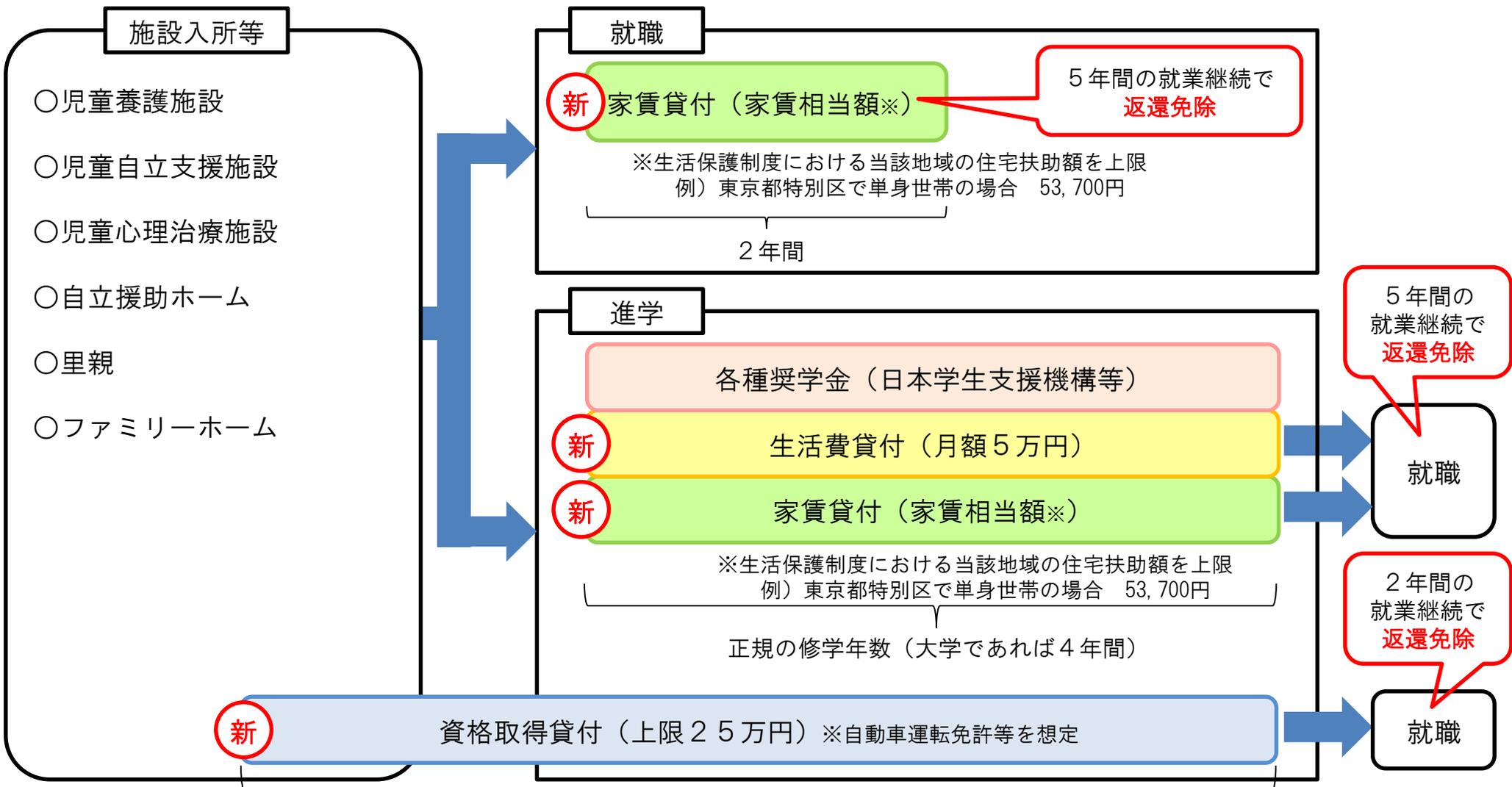
- ①都道府県（都道府県が適当と認めた者への委託も可能）
- ②都道府県が適当と認める社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人などの民間法人（都道府県が貸付に当たって必要な指導・助言を行う場合に限る。）

【補助率】

- ①の場合 9/10（国9/10、都道府県1/10）
- ②の場合 定額（9/10相当）※都道府県は、貸付実績に応じて1/10相当を負担

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付

- 児童養護施設等を退所し、就職や進学する者等の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を実現するため、家賃相当額の貸付及び生活費の貸付を行う。
- また、児童養護施設等の入所中の子ども等を対象に、就職に必要な各種資格を取得するための経費について貸付を行う。



施設入所・里親委託中又は施設退所・里親委託解除後4年以内で大学等に在学している間

社会的養護経験者の 自立支援に関する取組事例集

令和2年3月16日

厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課

目次



I. 児童養護施設等を活用した自立支援

1. 施設職員や里親による訪問支援の実施（山梨県）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 84

II. 民間団体等を活用した自立支援

1. 低額な住居の提供及び居場所作り等（埼玉県）・・・・・・・・・・・・・・・・ P87
2. ソーシャル・スキル・トレーニングの実施等（大阪府）・・・・・・・・ P92
3. 入所中から退所後を見据えた支援の実施（広島県）・・・・・・・・ P95
4. NPO法人と連携した退所者支援の実施（佐賀県）・・・・・・・・ P99

III. 他分野との連携

1. 総合相談窓口によるワンストップ対応（大分県）・・・・・・・・ P104
2. 青少年育成団体を活用した生活相談等の実施（京都市）・・・・ P107

IV. その他

1. 大学等進学支援の実施（福岡県）・・・・・・・・・・・・・・・・ P113

<児童養護施設等を活用した自立支援>

1. 山梨県

施設職員や里親による訪問支援



- 施設職員や里親による退所者に対する訪問支援の実施

1. 基礎情報

<地域の特徴>

- ・ 児童虐待相談対応件数は年々増加。644件(H20)→1,492件(H30)
- ・ 虐待等により家庭分離した子どもの約7割は児童養護施設に入所している。
- ・ 施設退所後、就職した子どもの約半数は1年以内に退職又は転職。
- ・ 退所者支援については、県の単独事業として、施設職員や里親に児童の生活相談や援助を委託し、その際にかかる交通費を補助している。
- ・ R2年度より「社会的養護自立支援事業」を実施予定。

<措置解除児童数（平成30年度中）>

施設種別等	措置解除児童数
児童養護施設	40人
児童心理治療施設	0人
児童自立支援施設	5人
自立援助ホーム	0人
里親	6人
ファミリーホーム	2人

<社会的養護自立支援事業の実施状況（令和元年度見込み）>

内容	社会的養護自立支援事業	支援コーディネーターによる継続支援計画の策定	生活相談の実施	居住に関する支援	生活費の支給	学習費等の支給	就労相談の実施
実施の有無	無	無	無	無	無	無	無

<社会的養護自立支援事業（生活相談の実施）のうち「退所後支援」の取組内容>

- ・ なし

2. 取組内容

1 施設職員や里親による退所者に対する訪問支援

施設入所者の約7割の最終学歴は高校卒で、退所後、就職した者の約半数は1年以内に転職又は退職を経験している。

保護者がいない又は保護者からの養育拒否により生活基盤が脆弱なため、やむなく離職や中途退学となるケースが多く、社会的自立に向けた支援が必要となる。

⇒ 県単独事業として、**「児童福祉施設退所児童等自立定着支援事業」を実施。**

事業内容：施設又は里親と県との間で委託契約を締結し、児童の居住先や職場等を訪問して仕事や生活のアドバイスをするなどの相談援助を行ってもらい、その際にかかる交通費・宿泊費を負担する。

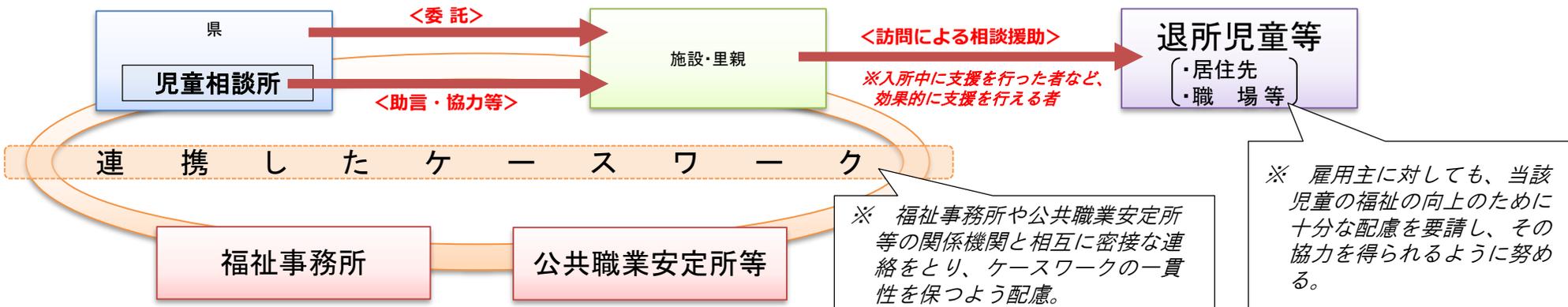
対象児童：児童福祉施設（保育及び障害福祉に関する施設を除く）を退所した児童又は里親やファミリーホームへの委託が解除された児童

委託契約額：距離×37円×支援実施回数、公共交通機関の料金×支援実施回数

<平成30年度事業実績>

実施施設数	6か所
児童数	24人
訪問件数	延べ115回

<事業イメージ>



CHECK!

<期待される効果、取組効果>

- 措置解除後の児童は、仕事に失敗したり、人間関係で悩んでいたりとすることも多く、バックボーンが少ない児童にとっては、施設職員の訪問が大きな支えとなっており、退所後1年未満の不安定な時期をカバーすることで、自立の可能性は大きくなる。

<民間団体等を活用した自立支援>

1. 埼玉県

低額な住居の提供及び居場所作り等



- ①就労支援「未来へのスタート応援」事業の実施
- ②進学支援「希望の家」事業の実施
- ③生活支援「退所者等アフターケア事業所」の設置

1. 基礎情報

<地域の特徴>

- ・ 本県では児童養護施設の退所児童等（高校卒業者）が例年70名～90名おり、年により20～28%が大学・専門学校等に進学している。
- ・ 上記の進学率の向上や、就職者の離職の防止、再就職支援が課題である。
- ・ 退所者支援は施設の取組では限界があり、国の補助事業を活用した退所者等支援に取り組んでいる。
 - ① 入所児童に対する自立イメージの喚起、就職者の就労継続支援のための「未来へのスタート応援事業」
 - ② 進学者に対する住居・生活支援として「希望の家事業」
 - ③ 退所者の孤立感の解消や幅広い支援につなげていく「退所者等アフターケア事業所」の運営

<措置解除児童数（平成30年度中）>

施設種別等	措置解除児童数
児童養護施設	158人
児童心理治療施設	4人
児童自立支援施設	23人
自立援助ホーム	13人
里親	50人
ファミリーホーム	7人

<社会的養護自立支援事業の実施状況（令和元年度見込み）>

内容	社会的養護自立支援事業	支援コーディネーターによる継続支援計画の策定	生活相談の実施	居住に関する支援	生活費の支給	学習費等の支給	就労相談の実施
実施の有無	有	有	有	有	有	無	有

<社会的養護自立支援事業（生活相談の実施）のうち「退所後支援」の取組内容>

※ 埼玉県における当事業は、措置解除後から退所までのリービング支援を中心としている。退所後の主な支援は、県の単独事業として別途実施（取組内容1～3を参照）。

2. 取組内容

1 就労支援「未来へのスタート応援事業」の実施（H26年度開始）

- 県単独の委託事業として、児童養護施設等に入所している者及び退所した者等を対象とした**就労支援「未来へのスタート応援事業」を実施**。（令和元年度は、一般社団法人 青少年自助自立支援機構に委託）

（事業内容）

- ・ 退所者と相談・支援業務を専門の職員（支援員）が相談をしながら、自立支援（就労支援、住居支援）を行う。
 - ※ 就職先の調整や面談の同行、ハローワーク等への同行、住居探しなど
- ・ 施設等児童を対象に就労意識を高めるセミナーの開催
 - ※ 複数企業による合同企業説明会、模擬面接や履歴書の書き方、銀行員によるお金の管理の仕方、前向きな思考や怒りのコントロールの仕方など
- ・ 同じ境遇を経験してきたユース（社会的養護経験者）たちとの交流
 - ※ 座談会形式の交流会や、SNS等のツールの活用



（事業実績）

	H28	H29	H30
退 所 者 の 個 別 支 援	9人	25人	50人
セ ミ ナ ー	45回、402人	30回、296人	29回、662人
交 流 会	—	—	4回、41人



＜期待される効果、取組効果＞

- 就労者等に対する就労継続・再就職のサポート
- 退所者同士の繋がりによる施設退所後の孤独の軽減と安心の提供

2. 取組内容

2 進学支援「希望の家事業」の実施（H27年度開始）

○ 県単独の委託事業として、児童養護施設等を退所し、**大学等へ進学する者を対象とし、低額な住居及び支援員による相談支援等を提供する「希望の家事業」を実施。**（令和元年度は、埼玉県社会福祉士会に委託）

- ※ 民間アパートを借り上げ、進学者に低額で提供。
- ※ 社会福祉士である支援員がマンツーマンで様々な生活相談を実施。
- ※ 県内4か所に設置、16人利用可能。（4カ所×4人）

（支援体制）

- ・ 担当支援員による面談（月1回程度）
- ・ 週末に事務所に支援員が在籍し、進学者からの相談を受付ける。
- ・ 進学者と携帯電話の連絡先（メールやLINE）を交換し、緊急時の連絡等に対応。

（支援内容）

- ・ 学費と生活費に関する金銭相談
- ・ 家族や交友関係、学校生活に関する生活相談
- ・ 進路や求職活動に関する相談
- ・ 光熱水費、保険等の諸制度の手続き 等



＜期待される効果、取組効果＞

- 経済的な理由により進学を断念する退所者へ進学のチャンスを提供する。
- 生活相談等のサポートにより、安心して学校生活を送ることができている。

2. 取組内容

3 生活支援「退所児童等アフターケア事業所 クローバーハウス」の設置（H29年度開始）

- 県単独の委託事業として、**施設退所者が気軽に立ち寄られる場所を設置し、仕事や生活の中での悩みや相談に応じるとともに、仲間と交流できる居場所を提供する「退所児童等アフターケア事業」を実施。**（令和元年度は一般社団法人 青少年自助自立支援機構に委託）

※ JR浦和駅そばに事業所を開設。

（相談支援）

- 支援員による退所者や施設職員からの就学、就労、生活全般、人間関係等の相談に対応

（利用時間）

- 金、土、日（12時～20時）開所
※18時から夕食提供

（支援者との交流の場）

- 社会的養護へ支援をしてくれる個人、団体の方々と退所者との交流の場の提供

クローバーハウスは児童養護施設退所者や里親出身者などのアフターケア事業です

クローバーハウスはこんなところ！

一般社団法人 青少年自助自立支援機構（コンパスナビ）は2019年度より、埼玉県福祉部子ども安全課より「児童養護施設退所者等アフターケア事業」を受託し、「クローバーハウス」を運営しています。

「クローバーハウス」とは、児童養護施設や里親のもとを巣立った若者たちの居場所、交流場所、相談場所となるものです。夕食の提供をはじめ、様々なセミナーやイベント開催を通じて、孤独感や不安をかかえている若者の心の拠り所になることを目指しています。

みんなで楽しむ
ボードゲーム
カードゲーム

お誕生日の
人を集めて
バースデーパーティ

金土日18:00～
みんなでごはん！

いろいろイベントや教室をやるよ！

ネイル
メイク教室

フラワー
アレンジメント

クロット
占い

料理教室

書道教室

お金の使い方
セミナー

ビジネスマナー

裁縫
着付け

一食100円、3食で1日
無料のスタンプもあそび



<期待される効果、取組効果>

- 退所者等に気軽な相談・集いの場を提供し、不安や悩みのサポート。

<民間団体等を活用した自立支援>

2. 大阪府

ソーシャル・スキル・トレーニングの
実施等



● 民間団体を活用した退所後支援の実施

1. 基礎情報

<地域の特徴>

- 大阪府における18歳未満の人口は、約84万人であり、そのうち要保護児童が約1,600人（0.2%）。
- 要保護児童はここ数年1,600人程度で横ばいとなっている一方で、児童相談所における一時保護件数が激増している。
- 大阪府所管で、児童養護施設が25か所、児童心理治療施設が3か所、児童自立支援施設が2か所と、府の社会的養護において、施設は大きな役割を担ってきた。
- 高校卒業し退所者する児童数は、平成29年度は、約70人おり、退所者支援は大きな課題となっている。

<措置解除児童数（平成29年度中）>

施設種別等	措置解除児童数
児童養護施設	201人
児童心理治療施設	18人
児童自立支援施設	53人
自立援助ホーム	7人
里親	42人
ファミリーホーム	6人

<社会的養護自立支援事業の実施状況（令和元年度見込み）>

内 容	社会的養護自立支援事業	支援コーディネーターによる継続支援計画の策定	生活相談の実施	居住に関する支援	生活費の支給	学習費等の支給	就労相談の実施
実施の有無	有	有	有	有	有	無	有

<社会的養護自立支援事業（生活相談の実施）のうち「退所後支援」の取組内容>

- （福）大阪児童福祉事業協会アフターケア事業部に対し、大阪府、大阪市、堺市がそれぞれに委託を行い、共同で実施。
- 退所後の生活上の問題、並びに、就学・就労に関する問題について、施設・里親等と連携した相談支援。
- 対象者が気軽に集まれる場を提供し、意見交換や情報交換、情報発信等を行うための支援。

2. 取組内容

1 民間団体を活用した退所後支援の実施

- 大阪府、大阪市、堺市のそれぞれが「社会福祉法人 大阪児童福祉事業協会アフターケア事業部」に委託し、退所後支援等を実施。
- 相談支援やフリールームの設置を始め、ソーシャルスキルトレーニング（社会生活技術）講習会や雇用主・支援企業（者）等への感謝状贈呈等を実施。

アフターケア事業部でしていること



そうだん

お仕事、生活上の悩み、法律相談等、何でもOK！
お手紙、電話、E-mail、来室、訪問など、ご希望の方法で相談にのります。

フリールーム

テレビ、DVD、パソコンが設置されていて自由にインターネットもでき、お話もできる、ほっと一息するためのスペースです。



通信 そらまめ～る

- ・そらまめ～るの発行（通信）
- ・楽しい行事のご案内などもあります。
- ・クリスマスプレゼント発送

ソーシャル・スキル・トレーニング （自立生活技術講習会）

施設入所中等の子どもたちを対象に（年間12回～13回）開催しています。「ビジネスマナー」や「身だしなみセミナー」など、講義や実習を通して社会に出る上で必要なスキルを学びます。



きょうじ

- ・初就職お祝い会&お楽しみ会
- ・お盆休みお食事会
- ・夏休み職場体験
- ・雇用主様・支援企業（者）様への感謝懇談会（永年勤続者表彰）etc
- ・講演会

アフターケア事業部の利用について 月曜日～金曜日 10時～17時まで

お仕事の都合などで、時間中にご来室が難しい方は、あらかじめお電話などをお知らせいただければ、平日の時間の延長や土曜日など、柔軟に対応しますので、ご連絡お待ちしております。

2018年度 就職予定受給者プログラム 自立生活技術講習会 ソーシャル・スキル・トレーニング ～ひとりで生活するためのために読んでおくべき本のこと～

回	日程	時間/場所	プログラム	内容
開講式		8:50～9:20 大阪府立社会福祉センター	開 講 式	
第1回	7月7日(土)	9:20～12:20 大阪府立社会福祉センター 12:50～15:00 シヤトシキリテラス	ビジネスマナー ハイキングの準備	対人関係を構築するための基本的なマナー（あいさつ・握手・目線）を習得し、就職活動や職場生活の場面で活用できるマナーを学ぶ。また、ハイキングの準備（服装・持ち物）を学ぶ。
第2回				
第3回	8月7日(水)	9:20～12:20 シヤトシキリテラス	身だしなみセミナー	社会人としての基本的な身だしなみについて、女子はスキンケア・メイクアップ実習を、男子は洗髪、ヘアケアの実習を体験し、清潔感のある身だしなみを身に付ける。また、スーツの着こなし方法やネクタイの結び方の実習については、講師ACKJ社員より学びます。
第4回		12:20～14:15 シヤトシキリテラス	仲間テールマナー	中華の円卓でのテーブルマナーについて学びます。
第5回	9月8日(土)	9:30～13:00 大阪府立社会福祉センター	話し方セミナー	発声の方法やインタビューの仕方、及び人前での話し方、又敬語の練習・動詞・動詞の使い方等を講師と実習により練習し、実践的なコミュニケーションを学びます。
第6回		9:30～13:00 大阪府立社会福祉センター	職業セミナー	様々な仕事について学び、その上で自分にあった職業について考え、今後の就職活動に役立ちます。
第7回	10月13日(土)	13:00～14:30 大阪府立社会福祉センター	スマートフォン 安全な使い方	スマートフォンの活用に関する知識について学び、自立して生活するための安全な使い方を学びます。
第8回	11月17日(土)	9:30～13:00 大阪府立社会福祉センター	実 習	講師の指導や実習を通して、自立生活技術の向上を図ります。また、ロールプレイングを通して、自立生活技術の向上を図ります。また、ロールプレイングを通して、自立生活技術の向上を図ります。
第9回	12月8日(土)	9:30～13:00 大阪府立社会福祉センター	金融教育 （お金のやりくりと お金の使い方）の 実践（お金のやりくり）	生活費のやりくりや家計簿をつける等、実習を通して学び、お金のやりくりやお金の使い方について学ぶ。また、お金のやりくりやお金の使い方について学ぶ。また、お金のやりくりやお金の使い方について学ぶ。
第10回	11月12日(土)	9:30～13:00 大阪府立社会福祉センター	身近な法律の知	サラ金・ヤミ金業者の被害を未然に防ぐための知識や、社会生活の中で自分自身を守るのに必要な法律や、社会保険について、又労働に関する法律を講師より、わかりやすく学びます。
第11回		8:20～9:15 シヤトシキリテラス	先輩の体験談	実際に社会に出た先輩の体験談を聞き、自立に向けてのイメージを具体化させることで、不安を減らし、就職活動のモチベーションを高め、就職活動のモチベーションを高め、就職活動のモチベーションを高める。
第12回	2月10日(日)	9:15～11:20 シヤトシキリテラス	グループワーク	講師の指導や実習を通して、自立生活技術の向上を図ります。また、ロールプレイングを通して、自立生活技術の向上を図ります。
第13回		11:30～13:00 シヤトシキリテラス	仲間テールマナー	中華の円卓でのテーブルマナーについて学びます。
閉講式		13:10～15:50 シヤトシキリテラス	閉 講 式	

○対象

- ・来春に施設を出て就職予定の子どもたち、及びそれに備えた子どもたち（中3、高1、高2、高3、支援学校生、職業能力開発校生など）
- ・施設職員（付添や見学ではなく、子どもと一緒に参加）

○内容（全13回）

- ・仕事をする上で必要なポイントを絞った講習の後、ロールプレイを試み、自分自身に必要なものは何かを考える場をもつ。
- ・グループディスカッションでは、他の参加者の意見から、自身を客観的に捉え直し、また社会で孤立してしまわないよう、お互い励まし合える関係作りを目指す。
- ・スマートフォンの使用に潜む危険性についてなど、毎年度、時宜に沿った内容を検討。

<期待される効果、取組効果>



- 施設を出て就職を目指す子どもが、自活するための予備知識の講習と、体験学習を基本に、心構えを身につける。

<民間団体等を活用した自立支援>

3. 広島県

入所中から退所後を見据えた支援の実施

- 社会的養護自立支援事業を活用した居住の場の提供、居住費・生活費の支援
- NPO法人を活用した生活相談支援

1. 基礎情報

<地域の特徴>

- ・ 広島県（広島市は除く。）は、18歳未満の人口が659千人うち要保護児童が505人（0.08%）
- ・ 要保護児童はここ数年は横ばいとなっている。
- ・ 広島県の面積は8,480km²と広大で、東西の長さは132km、南北の長さは119kmである。退所者支援を担っている児童養護施設は西部に1か所、東部に1か所である。
- ・ 退所者支援については、主として児童養護施設が担っている。

<措置解除児童数（平成30年度中）>

施設種別等	措置解除児童数
児童養護施設	78人
児童心理治療施設	13人
児童自立支援施設	12人
自立援助ホーム	8人
里親	15人
ファミリーホーム	0人

<社会的養護自立支援事業の実施状況（令和元年度見込み）>

内 容	社会的養護自立支援事業	支援コーディネーターによる継続支援計画の策定	生活相談の実施	居住に関する支援	生活費の支給	学習費等の支給	就労相談の実施
実施の有無	有	有	有	有	有	無	無

<社会的養護自立支援事業（生活相談の実施）のうち「退所後支援」の取組内容>

- ・ 特定非営利活動法人どりいむスイッチに委託して実施
- ・ 開所日：週5日以上、火～金13時～18時まで、土13時～20時の間、日・祝日不定期
- ・ 児童養護施設等の退所児童等に対し、入所中から退所後を通じて、生活や就労に関する情報提供、研修、個別の相談等を行うことにより、退所児童が就労、学業を継続し、地域社会における社会的自立の促進を図る。 等

2. 取組内容

1 社会的養護自立支援事業を活用した居住の場の提供、居住費・生活費の支援

- 措置解除後、生活のリズムが乱れ、安定した就学や就労が継続できない場合があった。
- 措置解除により、支援が途切れ、自立した生活に支障をきたすことがあった。

⇒ **児童養護施設や里親等を活用した退所者支援の実施**（社会的養護自立支援事業を活用）。

<具体的な支援内容>

- こども家庭センター（児童相談所）に配置する支援コーディネーターによる**継続支援計画**の作成
- 施設や里親宅において居住の場を提供
- 職業的自立に向けての就労・就学の継続支援（食事の提供など日常生活上の支援、自立生活への不安や悩みの相談等）の実施
- 金銭管理、自炊等基本的な生活習慣を身に着けさせる。
- 関係者（こども家庭センター職員、里親、施設職員、学校関係者等）で情報共有をしながら、連携して対象者が安定した生活を送れるよう支援を実施

(様式第1号)

こども家庭センター		【作成年月日: 年 月 日】			
フカナ 子供氏名	性別	男・女	生年月日	年 月 日(歳)	
保護者氏名	続柄		生年月日	年 月 日(歳)	
施設・里親等					
子供本人の意向					
保護者の意向					
施設・里親等の意見					
措置解除後の進路の選択、理由					
【援助方針】					
(居住に関する支援及び生活費の支給 : 有 無)					
子ども本人					
【長期目標】					
長期目標 【長期目標】	支援上の課題	援助目標	援助内容	評価(内容・期日)	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	

家族等					
【長期目標】					
長期目標	支援上の課題	援助目標	援助内容	評価(内容・期日)	
				年 月 日	
				年 月 日	
施設等					
【長期目標】					
長期目標	援助上の課題	援助目標	援助内容	評価(内容・期日)	
				年 月 日	
				年 月 日	
総 合					
【長期目標】					
長期目標	援助上の課題	援助目標	援助内容	評価(内容・期日)	
				年 月 日	
				年 月 日	
【特記事項】					
法 規 制	所長			担当者	次期検討時期
					年 月



<期待される効果、取組効果>

- 就学中の場合、卒業まで引き続き措置されていた施設や里親宅で安定した生活を送ることができ、学業に取り組むことができる。
- 就労中の場合も安定した生活を送ることで、就労継続の支援を行うことができ、退職した場合も、新たな就労へ向けての支援が可能となる。

2 NPO法人を活用した生活相談支援

- 児童養護施設を退所した児童等は、地域社会において自立生活を送る際に、様々な生活・就業上の問題を抱えながら、自らの努力で生活基盤を築いていかなければならず、頼れる家族もなく地域から孤立し、生活が破たんする危険が高かった。

⇒ 児童養護施設等を退所した児童等に対し、入所中から退所後を通じて、**生活や就業に関する情報提供、研修、個別の相談等を行うとともに、子どもが相互に意見交換や情報交換等を行えるよう自助グループ活動を支援**（特定非営利活動法人どりいむスイッチへ委託）することで、地域社会における社会的自立の促進を図った。



ご利用対象の方
児童養護施設等を概して退所した方等であって、病内に居住又は通勤・通学している方。病内の児童養護施設や里親等からの退所を控えた児童の皆さん。

利用料無料

主な支援内容

- 個別相談
- 居場所（交流の場）の提供
- 情報提供
- 当事者活動の支援

開所日時

火～金曜日 13時～18時
土曜日 13時～20時
日曜日・祝日 不定期
※外勤や研修で出ていることもあります。必ず予約をして来所してください。

ご相談の流れ

1. お電話やホームページから来所の予約
2. 面接（詳しいお話を伺います）
3. 登録
4. 相談内容に合わせて情報提供や同行支援などを行います

<30年度実績>

集団支援 （退所前・退所時支援）	延べ163名参加
集団支援 （退所後支援）	延べ17名参加
個別支援 （退所後支援）	延べ1,300件
交流スペースの利用状況 （退所後支援）	延べ82名利用



<期待される効果、取組効果>

- 児童等が気軽に集まり、意見交換や情報交換を行う場を提供するとともに、イベントや研修等を通じた情報提供、仲間づくり、相談の機会を提供することで、**参加者の状況確認の機会とし、必要に応じて個別支援に繋ぐことができるようになった。**
- 日常生活上の課題等について相談に応じ、必要に応じて他機関、団体等と連携して必要な支援を行うことで、**就労や就学が安定して継続できるようになった。**

<民間団体等を活用した自立支援>

4. 佐賀県

***NPO*法人と連携した退所者支援の実施**



- 早い段階から相談しやすい環境づくり
- NPO法人事業との連携
- 対象者の希望に応じた居住支援

1. 基礎情報

<地域の特徴>

- ・ 代替養育を受けている児童の数は近年減少傾向にあり、平成30年度末時点で251人（18歳未満人口に占める割合は0.182%）。
- ・ 児童相談所は2箇所。そのうち、北部児童相談所は平成30年10月に設置。
- ・ 県内には6つの児童養護施設があり、定員も24～45人と小～中規模施設が主になっている。
- ・ 児童相談所、児童養護施設ともに多忙であり、退所者支援に関しては取組に課題があった。
- ・ 2016年に首都圏を中心に退所者支援を行っていたNPO法人ブリッジフォースマイルを佐賀県に誘致。2018年度から社会的養護自立支援事業を委託。

<措置解除児童数（平成30年度中）>

施設種別等	措置解除児童数
児童養護施設	54 人
児童心理治療施設	4 人
児童自立支援施設	12 人
自立援助ホーム	0 人
里親	13 人
ファミリーホーム	3 人

<社会的養護自立支援事業の実施状況（令和元年度見込み）>

内 容	社会的養護自立支援事業	支援コーディネーターによる継続支援計画の策定	生活相談の実施	居住に関する支援	生活費の支給	学習費等の支給	就労相談の実施
実施の有無	有	有	有	無	無	無	有

<社会的養護自立支援事業（生活相談の実施）のうち「退所後支援」の取組内容>

- ・ NPO法人 ブリッジフォースマイルに委託。
- ・ 各施設等への訪問やアクセスのしやすさを考慮し、佐賀市内に退所者等のための巣立ち応援拠点「さが・こんね」を開設
- ・ 電話相談受付（12:00～22:00（土曜日及び開放日は除く））や面談の場所としての活用のほか、毎週水曜日（14:00～18:00）、日曜日（14:00～20:00）は開放日としており、対象者（入退所者及び関係者等）が気軽に集まり意見交換等を行う場所として提供している。
- ・ 必要に応じて県外就職者等へのアウトリーチ型支援を実施。

2. 取組内容

1 早い段階から相談しやすい環境づくり

- 施設等に入所中または退所した子どもたちが気軽に立ち寄れる・帰ってこれる場所を提供し、困ったときにいつでも相談ができる関係を構築していくための、**子どもたちの居場所として、退所者等のための巣立ち応援拠点「さが・こんね」を設置。**
- 生活相談や就労相談などのプライベートな悩みについては、信頼できる大人でなければ気軽に相談できないこと、また、「さが・こんね」に来ることが困難な遠方の施設入所児童への対策が必要であったことから、**月に1度、各施設に相談窓口を設置し、交流や相談を受け付ける「出張居場所事業」を実施。**
- 施設等に入所中の中高生を対象としたキャリア準備講座（就職や進路などのキャリアについて考えるセミナー）やインターンシップ、高校三年生を対象とした巣立ちプロジェクト（一人暮らし準備セミナー）など、**入所中からの自立支援を実施。**

佐賀の里親家庭や児童養護施設に暮らす子どもたちに笑顔を！

Bridge for Smile
NPO法人ブリッジフォースマイル

ブリッジフォースマイルは、里親家庭や児童養護施設で生活している子どもたちの自立支援をしているNPO法人です。2018年8月より佐賀県「18歳の巣立ち応援事業」を受託しました。

主な事業内容

巣立ちセミナー
高校3年生に向けて、一人暮らしに必要な知識やスキルをセミナー形式で学びます。
全6回開催（8月スタート）で、1回参加につき5000円相当の生活必需品を、卒業のときにプレゼントします！

キャリア準備講座
早いうちに就労観や職業観を養い、将来の夢や進路について考えるセミナーです。県内の企業様にご協力頂き、実際の仕事の内容ややりがい、どんな人に向いているかなど直接話をすることができます。

就労体験インターンシップ
県内の企業様にご協力頂き、子どもたちが2～5日間の職業体験を行います。実際に接客や賣出しを体験したり、自分でパンを作ってみたり、とても楽しい研修です！

主な事業内容

居場所事業「さがこんね」
入所中も退所後も気軽に立ち寄れる居場所。おしゃべりしたり、ご飯を作ったり、みんなが安心して過ごし、何か困った時には相談にのくれる場所です。

出張居場所事業
県内6施設に月に1回訪問していき、中高生から進路や普段の生活の相談を受けたり、B4Sのプログラムを案内しています。

その他、継続支援計画の作成、個別支援（就労相談、生活相談）、退所後のマンツーマンサポートやイベント開催、宮内活動も行っています。

ボランティア活動と参加条件

巣立ちセミナー、キャリア準備講座（集合型セミナー）	事前研修の受講が必要です
自立ナビゲーション（B4S自主事業）（退所後のマンツーマンサポート）	「自立サポートスタッフ養成講座（全3回）」の受講が必須です
「さがこんね」居場所サポーター（退所後の伴走、相談支援）	「自立サポートスタッフ養成講座（全3回）」の受講が必須 希望者の方には見学と体験（1日）および振り返り面談の上、サポーター認定をします

＜期待される効果、取組効果＞

- 普段から交流や相談を受けていることで、より実効性のある継続支援計画の策定、支援が可能となる。また、なにか困りごとがあった際の相談先の選択肢としての意識付けができ、また、相談しやすい環境を構築できる。
- 入所中から退所後まで関係が続くことで、退所者の孤立を防ぐことができる。
- 施設職員との信頼も得ることができ、こども本人からの相談だけでなく、施設職員を経由した相談も受けることができる。また、施設職員と退所後のこどもの状況情報を共有することができることから、必要に応じた効果的な支援が可能となる。

2 NPO法人事業との連携

- 2016年に佐賀県に拠点を置いてから県が事業を委託する2年間は、NPO法人が独自に退所者支援を行っており、**県事業では対応が難しいところについては、NPO法人事業として継続し、必要に応じて連携**している。
- 具体的には、**自立ナビ（ボランティアスタッフと退所者がペアを組み、月に1度は顔を合わせて近況報告）**や巣立ちプロジェクトポイントプログラム（一人暮らし準備セミナーの参加状況に応じて、退所後に一人暮らしに必要な家電等をプレゼント。家電等については、NPO法人への寄付物品により調達）などを実施。
- 自立ナビでは、ボランティアスタッフからの情報提供等により県事業での支援につなげたり、巣立ちプロジェクトポイントプログラムでは、退所に向けたアルバイト等で忙しい状況であっても参加しやすいと評価されている。
- このほか、「さが・こんね」の開放日には、NPO法人のボランティアスタッフが訪れ交流するなど、様々な経歴を持つ大人との交流は、将来の進路選択や自立に向けたよい刺激となっている。

自立ナビのご案内

ブリッジフォースマイルは、皆さんが施設を退所した後も繋がっていたいと思っています！

『自立ナビ』は、これからも皆さんと繋がっていくためのプログラムです。

基本的には月に1回、ペアを組むサポーターさんと会って、

- ・カフェなどで雑談や相談をしたり、
 - ・好きな食べ物を一緒に食べに行ったり、
 - ・ウィンドウショッピングを一緒にしたり、
 - ・趣味のイベントや温泉へ行ったり、
 - ・20歳をこえたらお酒を飲みに行ったり、
- などなど、皆さんの好みに合わせて色々なことができます。



※毎月1000円の面談補助費がでます。飲食費、交通費、レジャー費など

- ・気になる人は、自立ナビをしているサポーターさんや事務局スタッフに訊いてみましょう！同じ施設の先輩が利用していることもあるので、聞いてみるのもいいかもしれませんよ。
 - ・帰ったら職員さんに、こんなプログラムがあるらしいよ、と伝えておいてくださいね。
 - ・希望する人は、巣立ち最終回(1月)で申込書を書いていただく予定です。
- その際、サポーターさんの自己紹介シートを見ながらペアを組みたい人を選んでもらいます！

Bridge For Smile

CHECK!

<期待される効果、取組効果>

- 県事業における制約や予算の都合上対応が難しいものであってもNPO法人と連携することで、よりよい事業展開が可能となる。

2. 取組内容

3 対象者の希望に応じた居住支援

- ・ 社会的養護を受けていたこどもの中には、親権者に頼れず、未成年であることや連帯保証人が立てられないこと、家賃保証会社の審査が通らないことなどから住居が確保できず、やむなく県外の寮付きの事業所へ就職せざるを得ない者もいる。
- ・ また、こうしたこどもが、解雇・離職となった場合は寮からの退去（以下、「離職退去者」という。）を余儀なくされており、その後の住居の確保について苦慮している現状があった。

⇒ このような状況を解消するため、関係各所と調整を行い、民間住宅については、社会的弱者への居住支援を実施している「一般社団法人すまいサポートさが」と賃貸保証や家賃保証を実施している「ナッパ賃貸保証株式会社」の協力を得て、連帯保証人が確保できなくても住居が確保できる仕組みを構築（※）。

離職退去者に限定されるものの、県営住宅に関しても関係部局の協力により、住居が確保できる仕組みを構築することができた。

※ 居住支援実施の流れ

- 
- (1) 利用希望者が県事業の窓口へ連絡
 - (2) 県事業の窓口から一般社団法人すまいサポートさがへ連絡
 - (3) 一般社団法人すまいサポートさがによる面接
 - (4) 物件選定、確保
 - (5) 使用者契約



＜期待される効果、取組効果＞

- 親権者に頼れないばかりに、やむなく見知らぬ県外への転出を選択せざるを得ないこどもにも、県内に残るという選択肢を与えることができることで、進路選択の幅を広げることができる。
- 県外に就職したこどもでも、県内に戻ってやりなおす機会を与えることができる。

<他分野との連携>

1. 大分県

**地域若者サポートステーションを活用した
アフターケアの実施**



- 社会的自立に様々な悩みを抱える青少年及びその家族への総合相談窓口「おおいた青少年総合相談所」によるワンストップ対応

1. 基礎情報

<地域の特徴>

- 18歳未満の人口が172,074人うち要保護児童が501人(0.29%) (H31.3.31現在)
- 退所者支援については、NPO法人に委託して「社会的養護自立支援事業」を実施している。
- 児童養護施設の職業指導員と児童アフターケアセンターおおいたとで毎月連絡会を開催し、退所児童の就労自立相談援助について連携した支援を行っている。
- ひきこもり、就労、児童養護施設等退所後の自立など、青少年が抱える様々な悩みに対する総合的な相談窓口として「おおいた青少年総合相談所」を設置しワンストップで対応している。

<措置解除児童数（平成29年度中）>

施設種別等	措置解除児童数
児童養護施設	52人
児童心理治療施設	3人
児童自立支援施設	8人
自立援助ホーム	2人
里親	27人
ファミリーホーム	6人

<社会的養護自立支援事業の実施状況（令和元年度見込み）>

内容	社会的養護自立支援事業	支援コーディネーターによる継続支援計画の策定	生活相談の実施	居住に関する支援	生活費の支給	学習費等の支給	就労相談の実施
実施の有無	有	有	有	無	有	無	無

<社会的養護自立支援事業（生活相談の実施）のうち「退所後支援」の取組内容>

- NPO法人 おおいた子ども支援ネットに委託し実施。支援機関名「児童アフターケアセンターおおいた」
- 平日9:30～17:30までの間、児童養護施設等の退所者を対象として職員による相談を実施する場を設けている。
- 家庭や職場への訪問、役場等への同行支援等、アウトリーチも行っている。

2. 取組内容

1

社会的自立に様々な悩みを抱える青少年及びその家族への総合相談窓口「おおいた青少年総合相談所」によるワンストップ対応

- ひきこもり、就労、社会的養護自立支援等、青少年が抱える悩みには、相談内容に応じ各支援機関が対応してきた。しかし、相談機関が分散していたため、支援が途切れる恐れがあった。
- 平成25年に県内で発生した少年による集団暴行事件を受けて大分県青少年対策本部会議で策定された対策に基づき、**青少年への切れ目のない支援を行うため分散していた3機関を1箇所に集約し、相談窓口をワンストップ化するための「おおいた青少年総合相談所」を平成26年に設置**した。

社会的養護自立支援

児童アフターケアセンターおおいた

- 継続支援計画の作成
- 生活相談
- 生活費の支給
- ソーシャルスキルトレーニング

おおいた青少年総合相談所

こども・若者総合相談
ひきこもり一次支援

青少年自立支援センター

- 社会福祉士、精神保健福祉士等によるコーディネート相談
- 訪問サポート等

就業支援

おおいた地域若者サポートステーション

- キャリア・コンサルタントによる相談
- グループワーク
- 職場体験、見学
- 就労定着、ステップアップ支援

取組事例

児童アフターケアセンターが他のセンターと連携をしながら以下の取組を行っている。

- 各センターの専門家のアドバイスを支援に活用している。
- 社会資源の情報共有によりニーズに応じた支援を行っている。
- キャリアコンサルタントの助言のもと就労準備を行い、就職につないでいる。
- 就職後も生活面、就労面、両方の相談に応じることで、就労を継続している。
- 退職後も生活面や就労面の相談に応じ、孤立せず、社会復帰に向けた準備を行っている。

相談

アセスメント

就労支援

定着支援

自立

<期待される効果、取組効果>



- 1か所集中により利用者の物理的・心理的負担が軽減し、継続的な支援ができる。
- 連携の緊密化、専門家の集約により支援機能の強化につながっている。
- 生活や就労の相談段階から定着まで一貫した支援を行い、自立した生活につながっている。

<他分野との連携>

2. 京都市

**青少年育成団体を活用した生活相談等
の実施**



- 入所中から退所後までを総合的に支援する「自立支援コーディネーター事業」の実施
- 施設・里親宅から大学等に通学する児童に対して「居住・生活支援事業」を実施
- 青少年育成団体が相談援助・講習会・交流事業を行う「生活相談等支援事業」の実施

1. 基礎情報

<地域の特徴>

- ・ 児童人口に対して施設が充実しており、里親への委託率が低い。
- ・ 施設入所者数は年々減少している。
- ・ 平成29年に「児童養護施設等退所者の生活状況及び支援に関する調査」を実施。
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000227765.html>)
- ・ 市独自の制度によって退所後支援を早くから実施しており、約7割の退所者が施設と日常的な連絡を取り合う等、施設が大きな社会資源となっている。
- ・ 自立支援コーディネーターを児童養護施設7箇所及び児童心理治療施設1箇所に配置（各施設に委託／兼任）している。
- ・ 退所に向けた一人暮らしの練習の居室及び退所児同士の交流、退所児の相談援助を行う設備の整備等に対して、1施設につき最大750万円を支援している。

<措置解除児童数（平成30年度中）>

施設種別等	措置解除児童数
児童養護施設	50人
児童心理治療施設	5人
児童自立支援施設	12人
自立援助ホーム	5人
里親	12人
ファミリーホーム	1人

<社会的養護自立支援事業の実施状況（令和元年度見込み）>

内 容	社会的養護自立支援事業	支援コーディネーターによる継続支援計画の策定	生活相談の実施	居住に関する支援	生活費の支給	学習費等の支給	就労相談の実施
実施の有無	有	有	有	有	有	無	無

<社会的養護自立支援事業（生活相談の実施）のうち「退所後支援」の取組内容>

委 託 先 （公財）京都市ユースサービス協会（青少年育成団体）

- 支援内容：① 入所児童向け講習会（地域生活を始めるうえで必要な知識等をつけるための講習会を措置委託中から実施）
- ② 相談支援と交流事業の実施（各青少年活動センターを「分かりやすい相談窓口」とするとともに、退所者が孤立しないよう月1回交流事業を実施）

2. 取組内容

1 入所中から退所後までを総合的に支援する「自立支援コーディネーター事業」の実施

- 市独自制度での金銭支給はあるものの、社会的養護自立支援事業を開始するまで退所者支援は統一されておらず、各施設の努力に頼らざるを得ない状況にあり、その支援体制が確立できていなかった。

⇒ 児童養護施設7箇所、児童心理治療施設1箇所に**自立支援コーディネーターを1名ずつ配置し、施設等退所者が日々の生活で抱える不安や悩みについて相談に応じるとともに、退所後の自立に向けて、入所中から退所後を見据えた計画的な支援を実施**する。

- ① 事業説明・状況把握等 義務教育が終了した段階で事業趣旨を説明し、同意書を徴取。対象者と支援機関等からの情報提供に基づき、アセスメントと課題を把握する。
- ② 関係者会議の開催 継続支援計画を策定するために関係機関を集めた会議を主催し、状況とニーズを多面的に把握し、課題の確認と目標設定を行う。
- ③ 継続支援計画の作成（見直し） 目標達成のための具体的な支援内容や方法、活用制度を定めた計画を策定する。
- ④ 支援の実施 各支援機関による支援状況を把握し、継続支援計画に基づく支援を行う。社会的養護自立支援事業の経費や事業費等の申請等を行う。
- ⑤ 支援の見直し 状況（大学進学、就職、中退、退職等）に応じて継続支援計画の見直しを適宜行う。
- ⑥ 支援の終結 対象者の生活が安定し社会的自立を達成する、目標を達成する等の場合、関係者会議において支援終了を確認のうえ、終結。



＜期待される効果、取組効果＞

- 入所中から対象者をとりまく全体像を把握する核として、積極的に社会資源にはたらきかけることで、効果的な支援を行うことができる。
- 退所者支援の役割を担う職員が明確化され、支援体制が確立された。

2. 取組内容

2 施設・里親宅から大学等に通学する児童に対して「居住・生活支援事業」を実施

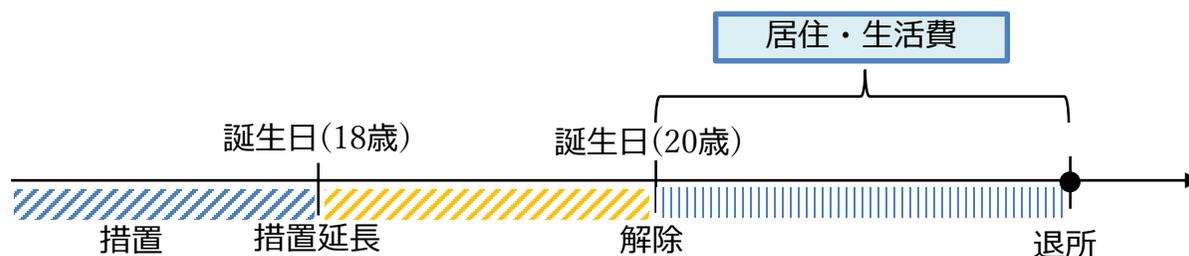
【概要】

退所後に頼れる大人がない場合でも、安定した生活が送れるよう、大学等に進学し支援が必要な、措置解除後も施設等で居住を続ける者等に対し、**居住・生活費を施設等を通じて原則22歳まで支給**する。

<平成30年度実績 2,512,290円（4人）>

● 施設居住型支援

措置委託解除後も引き続き、里親等の居宅、児童養護施設等における居住の場の提供や、食事の提供などの日常生活上の支援、生活費の至急等を実施することにより、対象者の社会的自立のために必要な安定的な住まいや生活を確保するための支援を行う。 <支給金額 109,230円/月>



● 一般賃貸住宅居住型支援

支援対象者のうち、施設等を退所後に、一般賃貸住宅に居住し就学していたが、疾病等やむを得ない事情により中退した者が一般賃貸住宅に居住する場合に、施設等において自立生活への不安や悩み等の相談に対応し、生活費の支給を行う。（支給金額 50,000円/月）



<期待される効果、取組効果>

- 在学中の生活費の経済的不安が減少し、安心して勉学に集中できる。
- 退所後の悩みの相談、施設内で自立生活の練習等ができるため、退所後の生活への不安が軽減する。

2. 取組内容

3 青少年育成団体が相談援助・講習会・交流事業を行う「生活相談等支援事業」の実施

【概要】

必要な知識等を学ぶための支援を入所中から実施するとともに、生活上の困りごと等に対する相談援助や、孤立を防止するために**同じ境遇を持つ者同士が交流できる場を提供**する。

また、施設等の職員に対し、**活用できる支援策の理解を深めるための研修等を実施**することにより、児童処遇の強化を図る。

「分かりやすい相談窓口」としての青少年活動センター（市内7箇所）での相談援助

入所児童向け講習会

入所中から、退所後に社会生活を送るうえで必要な一般知識等を身につけられるよう講習会を実施。

交流事業「いこいな」

参加者同士がともに食事やその準備、片付けをしながら仲間と語り、安心して過ごせる場を提供。

施設等職員向け研修会

対象施設職員に対し、自立支援のために活用できる施策の理解を深める研修実施による支援の強化。



＜期待される効果、取組効果＞

- 施設以外の社会資源、制度、場等を知ることによって、悩みを相談できる力がつく。
- 交流事業の参加者から生活の悩みが出ることも多く、施設と青少年活動センターが情報共有をしながら支援を行っている。

2. 取組内容

4 その他の市独自制度

一時的経費支給事業（社会的養護自立支援事業）

- ・ 就職又は大学等に進学した際に、衣服類や家具什器等の購入経費として、80,000円を支給する。
- ・ 自立に向けた就職活動に要する経費として、原則6箇月以内を上限に月額5,000円を支給する。

＜平成30年度実績 1,209,660円（16人）＞

児童養護施設退所児童等進学支援事業

- ・ 児童養護施設及び母子生活支援施設入所中又は里親委託中で高校等の卒業を控えた児童が、経済的困窮を理由に進学を諦めたり、中退することがないようにするとともに、学業により専念できる環境を整備する。
- ・ 支給金額：年間学費（各種免除後）×50%（上限36万円／人・年）

＜平成30年度実績 1,543,100円（6人）＞

児童養護施設等退所者修学費支給事業

- ・ 大学等在学中も安定した給付を行うことで、退所者が修学後も経済的に困窮しないよう支援する。
- ・ 支給金額：2万円／月（24万円／年）

＜平成30年度実績 2,740,000円（12人）＞

児童養護施設等退所児童自立拠点確保事業

- ・ 自立の拠点となる居宅を借り上げるとともに、当該居宅を訪問することにより、児童の自立促進のための生活指導、その他日常生活における相談援助及び助言指導を行う。（※退所後2年間が上限）
- ・ 支給金額：事業を実施する児童養護施設に対し、対象児童1人当たり月額上限30,000円を支給

＜平成30年度実績 3,030,000円（9人）＞



＜期待される効果、取組効果＞

- 措置費や社会的養護自立支援事業等の不足分を補い、自立生活を支援する。

<その他>

1. 福岡県

大学等進学支援の実施



1. 基礎情報

<地域の特徴>

- ・ 県総人口5,034,465人、児童数は802,903人うち要保護児童が1,538人（0.19%）。
- ・ 県所管人口2,555,018人、児童数は425,293人うち要保護児童が697人（0.16%）。
- ・ 政令市人口2,479,447人、児童数は377,610人うち要保護児童が841人（0.22%）。
- ・ 相談支援機関として、NPO法人そだちの樹に業務委託している。
- ・ 退所者支援については、県の単独事業として「施設入所児童大学等進学支援事業」を実施している。

<措置解除児童数（平成29年度中）>

施設種別等	措置解除児童数
児童養護施設	114人
児童心理治療施設	4人
児童自立支援施設	14人
自立援助ホーム	2人
里親	33人
ファミリーホーム	10人

<社会的養護自立支援事業の実施状況（令和元年度見込み）>

内 容	社会的養護自立支援事業	支援コーディネーターによる継続支援計画の策定	生活相談の実施	居住に関する支援	生活費の支給	学習費等の支給	就労相談の実施
実施の有無	有	有	有	有	有	無	有

<社会的養護自立支援事業（生活相談の実施）のうち「退所後支援」の取組内容>

- ・ NPO法人「そだちの樹」に委託して実施。
- ・ 児童福祉や法律等の専門スキルを持つスタッフを配置し、施設に入所中から退所後まで一貫した相談支援、生活支援、就労支援を行い、施設退所後の継続支援計画を関係者協議の上作成している。また、退所者の意見交換の場を提供することで、退所者の居場所づくりを進めている。

2. 取組内容

1 施設入所児童大学等進学支援事業の実施

- 県の単独事業として、児童養護施設等に入所している児童のうち、大学等進学にあたり保護者等から経済的支援が望めない者に対し、**大学等進学にかかる受験料及び入学金を支給する「施設入所児童大学等進学支援事業」を実施。**

(1) 対象者

ア 里親、ファミリーホーム、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設又は自立援助ホーム（以下「対象施設」という。）に措置されている児童等

イ 対象施設への措置を解除された児童等であって、18歳（措置延長の場合は20歳）到達後から22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者

ただし、「社会的養護自立支援事業等の実施について」（平成29年3月31日雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、措置解除後、自立のための支援を継続して受けており、原則として、支援コーディネーターによる継続支援計画が作成されている者に限る。

(2) 対象経費

大学等受験料、大学等入学金（上限：30万円、実費額と上限額を比較して低い方）

※ この事業の補助金は、1回限り申請できるものとし、過去に補助対象となった児童等については、対象外である。

<事業実績>（事業開始：H28年度）

年度	H28	H29	H30
申請者数	7人	10人	11人
支給額	603,800円	1,329,800円	1,395,600円

参考：児童養護施設等に入所している児童の進学率

年度	H28	H29	H30
卒業者数	42人	33人	39人
進学者数	6人	8人	13人
進学率	14.3%	24.2%	33.3%

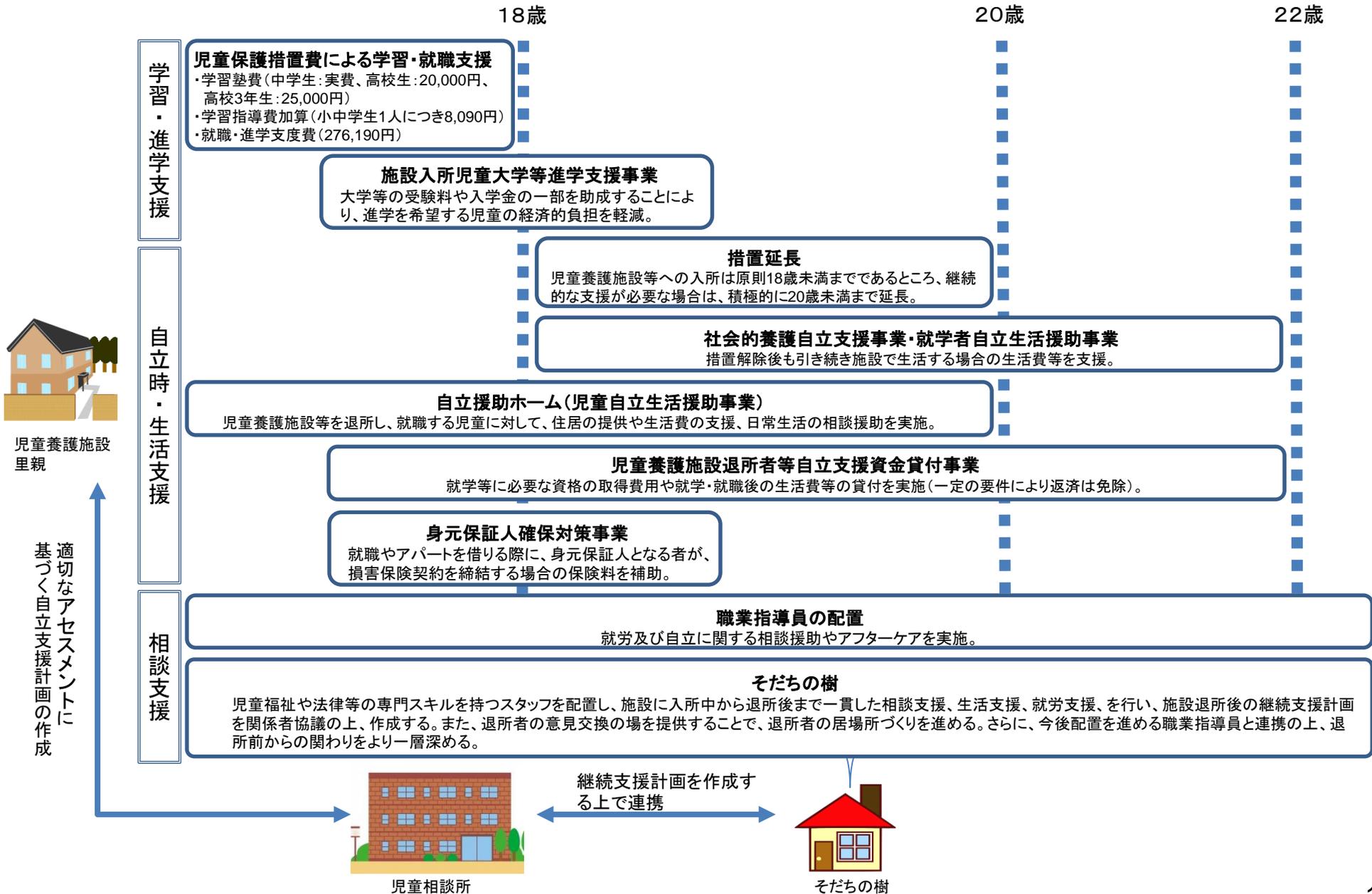


<期待される効果、取組効果>

- 進学希望者の経済的な負担を軽減し、児童の自立を支援する。

2. 取組内容

自立支援機能の強化に係る体系図



7. 社会的養護の質の向上、親子関係再構築 支援の充実、権利擁護など

(1) 施設の運営の質の向上

施設の運営の質の差が大きいことから、

- ① 各施設種別ごとに、運営理念等を示す「指針」と、具体的な「手引書」を作成し、
- ② 施設が課題に気づき、運営の質の改善を図るため、全職員が参加して行う「自己評価」と、社会的養護の専門性を踏まえた外部の目を入れる「第三者評価」を義務づける。

平成23年度に指針を作成し、それを掘り下げた手引書（ハンドブック）を平成24年度から25年度にかけて作成した。

施設種別毎の「施設運営指針」及び「里親等養育指針」の作成

- ・ 保育所保育指針に相当するものが、社会的養護の施設には無いことから、施設種別ごとの検討チームを設置して、作成。
→平成24年3月に指針を策定

種別毎の「手引書」の作成

- ・ 従来、施設ごとの経験の積み重ねで、ノウハウが蓄積されてきたが、施設により組みの質の差が大きい。
- ・ このため、施設種別毎に、実践的な技術や知恵を言語化した手引書を作成。

指針等を踏まえて策定した基準により、平成24年度から自己評価と第三者評価を義務化し、施設の運営の質を高めていく。

「自己評価」の義務づけ

- ・ 各施設で、施設長や基幹的職員（スーパーバイザー）を中心に、全職員が参加して自己評価を行う。

「第三者評価」の義務づけ

- ・ すでに任意で実施されている社会福祉事業共通の福祉サービス第三者評価とは別に社会的養護関係施設第三者評価は、3年に1回以上の受審と結果の公表を義務づけ平成24年4月に始まった。

施設運営ハンドブックの作成

- 1 平成24年3月に各施設種別で運営指針が策定された。この運営指針を基に参考事例等の共有化も含め、言語化、文書化を進め、社会的養護の施設の運営の質の向上を図るため、施設運営指針に基づき、それを掘り下げて、施設運営の考え方、必要な知識、実践的な技術や知恵などを加え、わかりやすく説明する手引書（ハンドブック）を平成24年度から2年間かけて編集し、平成25年度末に作成を終え、厚生労働省ホームページ上に掲載。
- 2 各種別ごとの手引書編集委員会で編集し、「第三者評価等推進研究会」で監修。読者対象は、施設職員、社会的養護関係者、第三者評価機関調査者。
- 3 構成（施設種別ごと ◎は座長）
 - ・ 児童養護施設：◎平井誠敏 吉田隆三 丑久保恒行 太田一平 沓野一誠 横川聖 福田雅章 村瀬嘉代子
 - ・ 乳児院： ◎平田ルリ子 今田義夫 栗延雅彦 都留和光 増沢高
 - ・ 情緒障害児短期治療施設： ◎高田治 青木正博 滝川一廣 福永政治 辻亨 塩見守 下木猛史 平田美音
 - ・ 児童自立支援施設：◎相澤仁 田中康雄 豊岡敬 野田正人 吉川正美 西浪祥子 鈴木崇之
 - ・ 母子生活支援施設：◎菅田賢治 青戸和喜 大澤正男 芹沢出 森脇晋 山辺朗子 湯澤直美

児童養護施設運営ハンドブック

運営指針の解説書という形式をとっている。各論では、エピソードやコラム、写真を交えてわかりやすいものとし、一緒に考えていただく構成。

乳児院運営ハンドブック

全国乳児福祉協議会が作成している「新版乳児院養育指針」と連動させつつ、事例を紹介しつつ指針の各論の解説を進めている点が大きな特徴。リスクマネジメントにページを割くなど、現代的な課題にも触れている。

情緒障害児短期治療施設運営ハンドブック

今後、当該施設が増えることを見込んで、新施設向きに作成。運営指針に基づき、基本的で具体的な情報を集めている。

児童自立支援施設運営ハンドブック

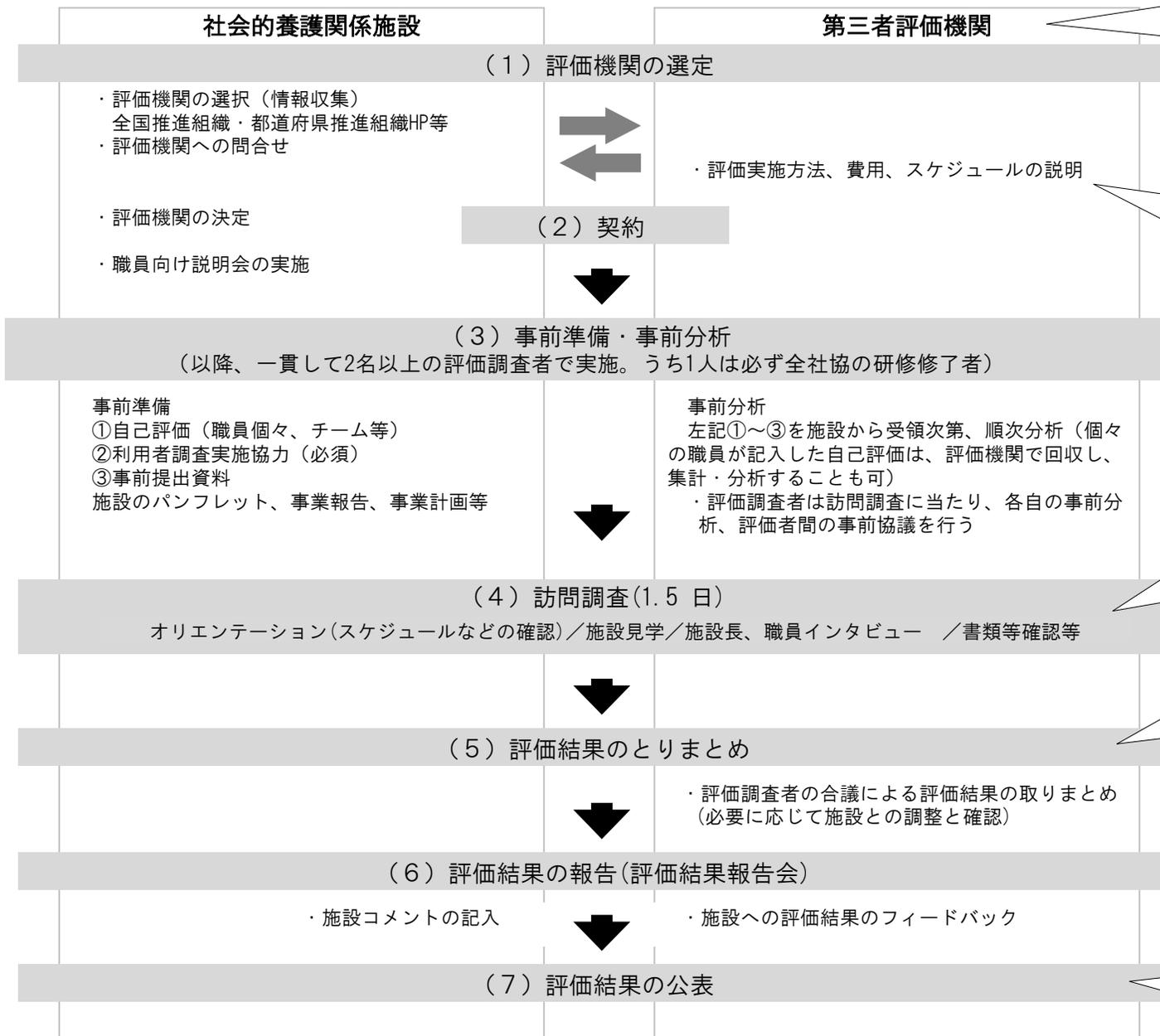
全国児童自立支援施設協議会がこれまで出しているハンドブック等を参考にしつつ、運営指針にも基づきながら解説。

母子生活支援施設運営ハンドブック

運営指針の項目順に沿って解説という形で記述されている。第三者評価基準の「評価の着眼点」にも対応させ、施設関係者のみならず第三者評価機関や評価調査者にとっても役立つように配慮。

社会的養護関係施設第三者評価の流れの例

(全国共通基準の場合)



第三者評価機関の評価調査者の役割は、施設の現状や課題を明らかにして、質の向上を図るために、施設職員の気づきを促すこと。

評価実施方法の説明で、評価機関と自己評価の方法の打ち合わせを行うが、第三者評価では、いかに適切に自己評価できたかが鍵となること。

社会的養護関係施設第三者評価の訪問調査では、福祉サービス第三者評価に比し、外形的な判断を行うことが難しいため調査者と職員との対話を重視。

a b cの3段階評価で示されるが、a評価は施設運営指針に掲げられている目指すべき状態であるため、標準的な施設は、b評価の項目が多くなると考えられること。

評価結果の公表は、全国社会福祉協議会のホームページ上で行われる。公表することにより、施設運営の透明性、信頼性を担保。

社会的養護関係施設の自己評価の実施方法の例

施設の自己評価は、第三者評価を受審しない年の自己評価と、受審する年の自己評価の二つに分けることができます。そのうち、第三者評価を受審しない年の自己評価の方法は施設が決めます。第三者評価を受審する年の自己評価の方法は、施設と評価機関で契約時に協議して決めます。どちらの自己評価の方法も**施設の職員全体で、施設運営を振り返ることが基本**となります。

第三者評価を行う年の自己評価（評価機関との打ち合わせで決定）

自己評価のみの年（施設で選択）

		自己評価の手順（職員分担等）			第三者評価受審の年における自己評価結果の第三者評価機関への提出内容
		職員レベル ※職員が自分でできているかだけでなく、施設全体の評価を行う。	チームレベル（ケア単位、職種別等） ※施設全体の評価を行う。	施設全体レベル（職場全体又は施設長自身）	
段階を経て実施	タイプ1 全職員参加型 職員個人、チーム、施設全体の3段階の順をふんで評価結果を取りまとめる場合	●職員個人が実施 ●全項目の自己評価案を作成	●各チームで、職員個人が作成した案をもとに合議し、チームの自己評価案を作成	●各チームで作成した案をもとに合議し、自己評価を完成（作成した自己評価を全職員に合議の過程も含めて周知。自己評価結果を分析し、施設運営の質を向上。）	施設として取りまとめた自己評価結果を提出
	タイプ2 チーム型（項目分担） チーム（評価項目を分担）及び職場全体の2段階で取りまとめる場合	各職員レベルでの自己評価作成は簡略化（チームでの合議に向けて、各自読み込み）	●各チームで合議し、分担した評価項目の自己評価案を作成		施設全体版
	タイプ3 チーム型（全項目） チーム（全評価項目）及び職場全体の2段階で取りまとめる場合	各職員レベルでの自己評価作成は簡略化（チームでの合議に向けて、各自読み込み）	●各チームで合議し、全評価項目について自己評価案を作成		
各自実施	タイプ4 施設長、チームそれぞれが自己評価を取りまとめる場合	各職員レベルでの自己評価作成は簡略化（各自で読み込み）	●各チームで合議し、自己評価（チーム版）を完成	●施設長自身が全項目の自己評価（施設長版）を完成	施設長版 実施数分を提出 チーム版×チーム数
	タイプ5 施設長、全職員それぞれが自己評価を取りまとめる場合	●職員個人が全項目（あるいは一部）の自己評価（職員版）を完成		●施設長自身が全項目の自己評価（施設長版）を完成	施設長版 実施数分を提出 職員版×職員数

(2) 施設職員の専門性の向上

① 施設長の資格要件及び研修の義務化

- ・ 平成23年の民法等改正で、施設長の役割が強化された。また、施設運営の質は、施設長による部分が大きい。
- ・ このため、施設長の研修を義務化するとともに、資格要件を最低基準で定める。
- ・ 施設長研修は、施設団体が実施する研修を指定。2年に1回以上の受講を義務づけ。
→平成23年9月の省令改正で、施設長の資格要件を定め、研修を義務づけ

② 施設の組織力の向上

- ・ 平成21年度より、自立支援計画の作成・進行管理、職員の指導等を行う「基幹的職員（スーパーバイザー）」の配置と専門性の向上を推進。
- ・ 今後の課題として、直接ケアに当たる職員のチーム単位で、ケア方針の調整や、ケアチームをまとめる「チーム責任者」といったものを配置し、措置費の俸給格付けを検討
- ・ 「施設長→基幹的職員→チーム責任者→一般職員」という形で、組織として一体的な力を発揮。また、キャリアアップの仕組みともなり、職員の質の向上を図る。

※基幹的職員の配置（平成21年度～）

- ・ 平成21年度より、一定の施設経験を有し、一定の研修を修了した者について基幹的職員として位置付け、人件費の改善を図るとともに、都道府県が行う基幹的職員研修事業を創設。
- ・ 基幹的職員研修の研修講師等を務める研修指導者の養成研修を、平成21年度から国立武蔵野学院において実施。

③ 職員研修の充実

- ・ 社会的養護の質を確保するためには、その担い手となる施設職員の専門性の向上を図り、計画的に育成するための体制を整備する必要がある。
- ・ 各施設種別団体において、職員研修システムの構築と実施を推進
- ・ 人材確保のため、就職前の学生に体験してもらうインターンシップも重要

(3) 親子関係再構築支援の充実

① 親子関係の再構築支援の課題

- 施設はかつての親がない子どもの養育から、虐待があり、児童相談所が介入により親子分離した子どもが増えている。
- 児童相談所は、親子分離した子どもを再び親の養護下で生活できるようにするため、親に対して子どもへの接し方や生活環境の改善等の指導を施設と協力して行っている。しかし、施設措置解除後に、虐待が再発した事例も生じている。
- 児童相談所の介入により親子分離した子どもの親子関係の修復は、多様で複雑な課題を抱えている。親は虐待を否認していたり、児童相談所との対立がある場合も多く、困難さもある。不適切な養育を受けた子どもは、保護者との愛着形成に課題があり、社会適応の難しさがあるとの指摘もある。
- したがって、虐待を受けた児童の早期の家庭復帰や、家庭復帰後の虐待の再発防止、親子分離に至らない段階での親支援のために、施設においても親子関係の再構築支援が重要となる。

② 親子関係の再構築支援の充実

- 施設長及び里親等は、入所・委託児童やその保護者に対し、関係機関と連携しつつ、親子の再統合等のための支援を行わなければならない。
- 施設は子どもが生活している場所であり、家庭支援専門相談員により、家庭復帰に向けて、親との面会や、宿泊、一時的帰宅などの段階的な支援を行う。
- また、暴力以外の方法を知らずにつけと称して虐待をしてしまう親に対し、子どもの問題行動に教育的に対処できるスキルを指導する様々なペアレントトレーニングの技術開発が行われているので、取り入れる。
- 子どもの生い立ちや親との関係について、自分の心の中で整理をつけられるよう、子どもに対する支援も必要である。
- 親子関係の再構築等の家庭環境の調整は、措置の決定・解除を行う児童相談所の役割であるとともに、児童福祉施設最低基準に定められた施設の役割でもあり、施設は、児童相談所と連携しながら行う必要がある。

③ 親子関係の再構築支援について

- 親子関係再構築支援の取組事例を収集した事例集の作成（平成24年度）
親子関係再構築支援のガイドラインの作成（平成25年度）
親子関係再構築支援実践ガイドブックの作成（平成28年度）

社会的養護関係施設における親子関係再構築支援事例集

平成25年3月

児童養護施設・乳児院・児童心理治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設・児童家庭支援センター・児童相談所関係者により、各施設の事例を収集し、まとめている。

構成：

1. 全体的な構成

巻頭に「施設における親子関係再構築支援について」「親子関係再構築支援における施設と児童相談所の連携について」を掲載し、その後に施設ごとの事例を掲載している。施設ごとの最初のページに、その施設の支援の特徴を掲載している。

2. 各事例の構成

全部で26事例が収集されている。（児童養護施設9事例・乳児院6事例・児童心理治療施設3事例・児童自立支援施設2事例・母子生活支援施設3事例・児童家庭支援センター3事例）

各事例は【事例の概要】【課題】【方針】【取組】【取組のポイント】【まとめ】で構成しており、最後に事例を読んだ委員からの感想や質問を【コメント】として示し、それに対する回答などを事例の執筆者が【リコメント】として記している。

活用：

現状の施設による親子関係再構築支援の事例が収集されており、すべてにおいて望ましい事例が集められているわけではないが、事例の中から施設が子どもの最善の利益を考えて行った工夫や、今後の施設における親子関係再構築支援のヒントを見つけていただきたい。

第1章 親子関係再構築支援の定義

第2章 児童虐待の現状

第3章 児童相談所の対応の概要

第4章 施設による親子関係再構築支援

第1節 児童養護施設・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設における親子関係再構築支援

1. 入所前から入所時までの支援
2. 入所中の支援
3. 退所前の支援
4. 退所時から退所後の支援

第2節 乳児院における親子関係再構築支援

第3節 母子生活支援施設における親子関係再構築支援

第4節 児童家庭支援センターにおける親子関係再構築支援

第5章 支援体制

1. 家庭支援専門相談員
2. 心理療法担当職員

児童養護施設・乳児院・児童心理治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設における親子関係再構築支援について、調査等で把握した具体的な取組事例等も示しながら、社会的養護関係施設が行う親子関係再構築支援の考え方、留意点や工夫を取りまとめた冊子

第1章 親子関係再構築支援の理念の共有化

1. 親子関係再構築支援とは
2. 親子関係再構築支援の子どもにとっての意義
3. 社会的養護関係施設としての役割

第2章 社会的養護関係施設における親子関係再構築支援のシステムづくり

1. 親子関係再構築支援のシステム
2. 支援体制
3. 支援システムの工夫と人材育成
4. 今後の課題

第3章 親子関係再構築支援の実際

1. ケースの見立て
2. 入所時の目標づくりと共有
3. 子どもへの働きかけ
4. 親・親族への働きかけ
5. 親子関係への働きかけ
6. 家庭復帰とアフターケア

第4章 関係機関との協働体制づくり

1. 関係機関による協働の意義
2. 児童相談所との協働体制づくり
3. 地域の関係機関との協働体制づくり
4. 施設内でのマネジメント

(4) 子どもの権利擁護

①子どもの権利擁護の推進

- ・ 子どもの権利擁護は、子どもの基本的人権を護ること。子どもの権利条約では、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利が定められているとされる。
- ・ 平成23年の児童福祉施設最低基準改正で、「児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない」と規定。
- ・ 平成28年の改正児童福祉法において、第1条に児童が権利の主体であることを明記。

②子どもの意見をくみ上げる仕組み

- ・ 社会的養護の施設等では、子どもの気持ちを受け入れつつ、子どもの置かれた状況や今後の支援について説明。
- ・ 「子どもの権利ノート」を活用し、意見箱や、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会等を活用する。
- ・ 当事者（社会的養護の下で育った元子どもを含む。）の声を聞き、施設等の運営の改善や施策の推進に反映させていく取組も重要。

③被措置児童等虐待の防止

- ・ 平成20年の児童福祉法改正による被措置児童虐待の通報制度や、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」に基づき、施設職員や里親による虐待の防止を徹底。
（平成28年度の届出・通告受理件数は254件、うち都道府県等が虐待と認めた件数は87件）
※平成27年度の届出・通告受理件数は233件、うち都道府県等が虐待と認めた件数は83件
- ・ 職員の意識の向上や、風通しのよい組織運営、開かれた組織運営、子どもの意見をくみ上げる仕組みの推進により、防止を徹底。

④子どもの養育の記録

- ・ 社会的養護による主たる養育者が途中で変わる場合の記録やその引き継ぎの在り方について検討する必要。
→平成23年4月に「育てノート」（第1版）を作成。
- ・ 複数の養育者や支援者が関わる場合に、情報共有の在り方も、子どものプライバシーにも配慮しながら、実践の中で、取り組みの在り方を検討していく必要。

被措置児童等虐待届出等制度の実施状況（平成26年度～30年度）

○届出・通告者

単位：人数（人）、[] 構成割合（%）

	児童本人	児童本人以外の 被措置児童	家族・親戚	当該施設・ 事業所等職員、 受託里親	当該施設・ 事業所等元職員、 元受託里親	学校	保育所・幼稚園	市町村	近隣・知人	医療機関・ 保健機関	その他	（匿名を含む） 不明	合計
26年度	44 [19.5]	9 [4.0]	17 [7.5]	93 [41.2]	13 [5.8]	4 [1.8]	0 [0.0]	3 [1.3]	9 [4.0]	3 [1.3]	23 [10.2]	8 [3.5]	226 [100.0]
27年度	59 [24.6]	7 [2.9]	33 [13.8]	93 [38.7]	6 [2.5]	7 [2.9]	2 [0.8]	3 [1.3]	2 [0.8]	4 [1.7]	11 [4.6]	13 [5.4]	240 [100.0]
28年度	71 [26.6]	18 [6.7]	29 [10.9]	102 [38.2]	4 [1.5]	3 [1.1]	0 [0.0]	0 [0.0]	5 [1.9]	4 [1.5]	19 [7.1]	12 [4.5]	267 [100.0]
29年度	90 [30.8]	18 [6.2]	28 [9.6]	109 [37.3]	3 [1.0]	5 [1.7]	2 [0.7]	0 [0.0]	6 [2.1]	4 [1.4]	21 [7.2]	6 [2.1]	292 [100.0]
30年度	94 [34.7]	4 [1.5]	22 [8.1]	90 [33.2]	2 [0.7]	10 [3.7]	4 [1.5]	3 [1.1]	6 [2.2]	3 [1.1]	23 [8.5]	10 [3.7]	271 [100.0]

※1件に対して複数の者から届出・通告のあった事例もあるため、合計人数は届出・通告受理件数総数と一致しない。

※届出・通告受理件数総数 26年度：220件 27年度：233件 28年度：254件 29年度：277件 30年度：246件

○事実確認の状況

単位：件数（件）、[] 構成割合（%）

	事実確認を行った事例			小 計	虐待ではなく 事実確認調査 不要と判断	その他の事例	合 計
	が虐待の 事実 認められ た	が虐待の 事実 認められ なかつた	の虐待の 判断に 至らなかつた				
26年度	62 [27.4]	139 [61.5]	25 [11.1]	226 [100.0]	0 [0.0]	0 [0.0]	226 [100.0]
27年度	83 [34.7]	128 [53.6]	26 [10.9]	237 [99.2]	0 [0.0]	2 [0.8]	239 [100.0]
28年度	87 [32.1]	150 [55.4]	32 [11.8]	269 [99.3]	0 [0.0]	2 [0.7]	271 [100.0]
29年度	99 [32.9]	154 [51.2]	34 [11.3]	287 [95.3]	5 [1.7]	9 [3.0]	301 [100.0]
30年度	95 [33.3]	155 [54.4]	30 [10.5]	280 [98.2]	2 [0.7]	3 [1.1]	285 [100.0]

○被措置児童等虐待の事実が確認された事例の施設等の種別

単位：件数（件）、[] 構成割合（％）

	社会的養護関係施設				ファミリーホーム ・ 里親	障害児施設等 (障害児通所 支援事業含む)	児童相談所 一時保護所 (一時保護 委託含む)	合計
	乳児院	児童養護施設	児童心理 治療施設	児童自立 支援施設				
26年度	0 [0.0]	38 [61.3]	0 [0.0]	4 [6.5]	8 [13.0]	10 [16.1]	2 [3.2]	62 [100.0]
27年度	5 [6.0]	40 [48.2]	1 [1.2]	8 [9.6]	11 [13.3]	15 [18.1]	3 [3.6]	83 [100.0]
28年度	0 [0.0]	53 [60.9]	2 [2.3]	5 [5.7]	13 [14.9]	6 [6.9]	8 [9.2]	87 [100.0]
29年度	1 [1.0]	64 [64.6]	0 [0.0]	8 [8.1]	12 [12.1]	10 [10.1]	4 [4.0]	99 [100.0]
30年度	3 [3.2]	50 [52.6]	3 [3.2]	5 [5.3]	13 [13.7]	17 [17.9]	4 [4.2]	95 [100.0]

(参考) 社会的養護関係施設 数等推移

単位：か所（委託里親除く）、世帯（委託里親）

	乳児院	児童養護施設
26年度	133	601
27年度	134	602
28年度	136	603
29年度	140	605
30年度	140	605

	児童心理 治療施設	児童自立 支援施設
26年度	38	58
27年度	43	58
28年度	46	58
29年度	46	58
30年度	50	58

○虐待の種別・類型

単位：件数（件）、[] 構成割合（％）

	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合計
26年度	34 [54.8]	5 [8.1]	8 [12.9]	15 [24.2]	62 [100.0]
27年度	49 [59.0]	2 [2.4]	18 [21.7]	14 [16.9]	83 [100.0]
28年度	52 [59.8]	4 [4.6]	16 [18.4]	15 [17.2]	87 [100.0]
29年度	56 [56.6]	3 [3.0]	17 [17.2]	23 [23.2]	99 [100.0]
30年度	55 [57.9]	2 [2.1]	15 [15.8]	23 [24.2]	95 [100.0]

	委託里親	ファミリー ホーム
26年度	3,644	257
27年度	3,817	287
28年度	4,038	313
29年度	4,245	347
30年度	4,379	372

※1：家庭福祉課調べ（各年度10月1日現在（委託里親、ファミリーホーム除く））

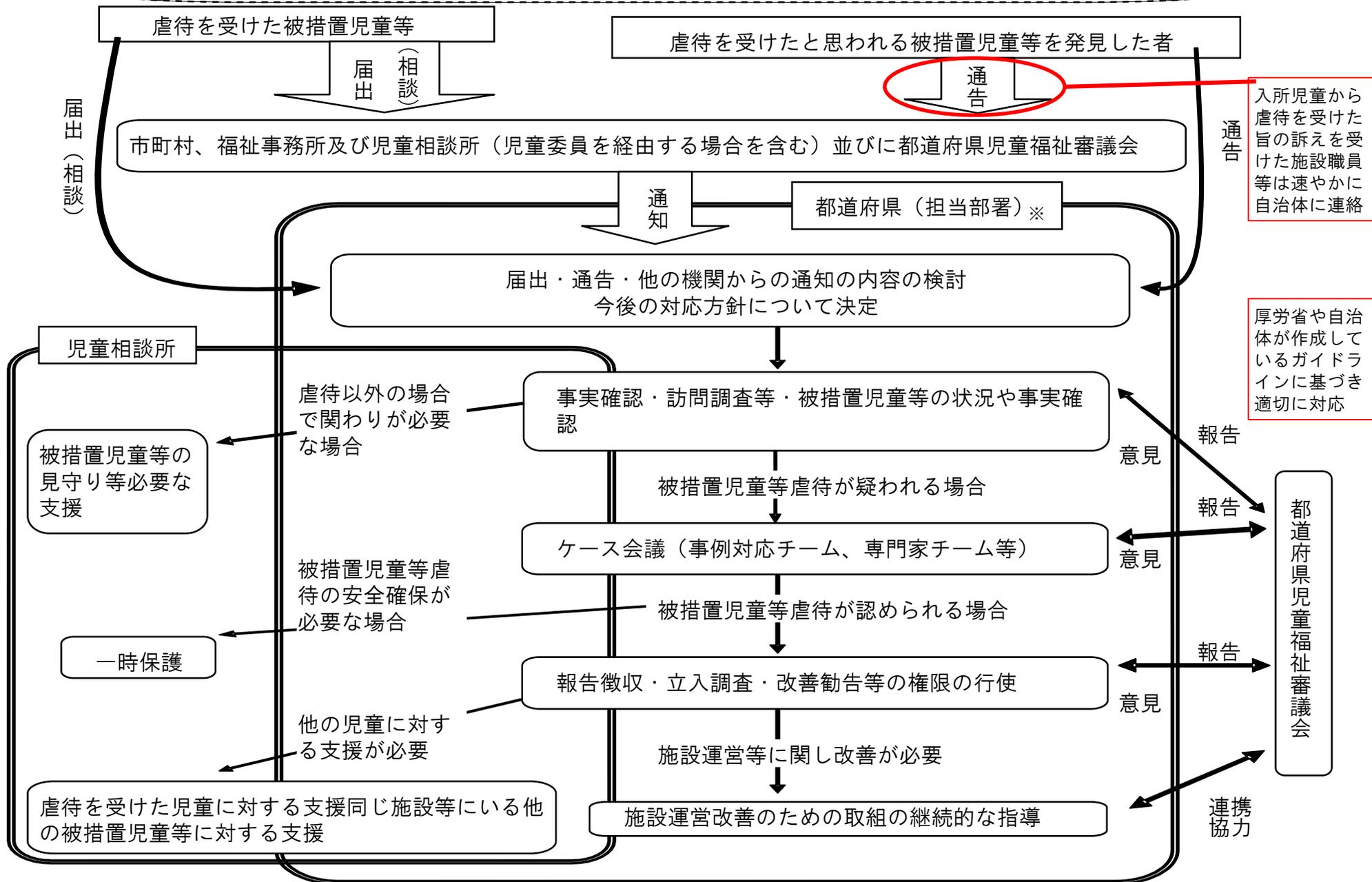
※2：福祉行政報告例（各年度末現在（委託里親、ファミリーホーム））

※詳しくは、厚生労働省ホームページの「社会的養護『被措置児童等虐待届出等制度の実施状況について』」を参照

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/04.html

被措置児童等に対する虐待への対応の流れ（イメージ）

虐待の予防及び早期発見のための取組の推進（自治体職員・施設職員・入所児童に対する啓発等）



入所児童から虐待を受けた旨の訴えを受けた施設職員等は速やかに自治体に連絡

厚労省や自治体が作成しているガイドラインに基づき適切に対応

改正の趣旨等

児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人の選任を認める等の改正を行うとともに、関連する規定について所要の整備を行うもの。

1. 親権と親権制限の制度の見直し

○ 子の利益の観点の明確化等

(現行)

- 親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。
- 親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる。
- 親子の面会交流等についての明文規定がない。

(改正後)

【民法関係】

- 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。
- 親権を行う者は、子の利益のために行われる子の監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。
- 離婚後の子の監護に関する事項として親子の面会交流等を明示。

○ 親権停止制度の創設

(現行)

- あらかじめ期限を定めて親権を制限する制度はない。

(改正後)

【民法関係】

- 家庭裁判所は、「父又は母による親権の行使が困難又は不相当であることにより子の利益を害するとき」に2年以内の期間を定めて親権停止の審判をすることができる。

○ 親権喪失・管理権喪失原因の見直し

(現行)

- 家庭裁判所は、「父又は母が、親権を濫用し、又は著しく不行跡であるとき」に親権喪失の宣告をすることができる。
- 家庭裁判所は、「父又は母が、管理が失当であったことによりその子の財産を危うくしたとき」に管理権喪失の宣告をすることができる。

(改正後)

【民法関係】

- 家庭裁判所は、「父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不相当であることにより子の利益を著しく害するとき」に親権喪失の審判をすることができる。
- 家庭裁判所は、「父又は母による管理権の行使が困難又は不相当であることにより子の利益を害するとき」に管理権喪失の審判をすることができる。

○ 親権喪失等の請求権者の見直し

(現行)

- 子の親族及び検察官が、親権の喪失等について、家庭裁判所への請求権を有する。

(改正後)

【民法関係】

- 子の親族及び検察官のほか、子、未成年後見人及び未成年後見監督人も、親権の喪失等について、家庭裁判所への請求権を有する。

(現行)

- 児童相談所長は、親権喪失についてのみ、家庭裁判所への請求権を有する。

(改正後)

【児童福祉法関係】

- 児童相談所長は、親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判並びにこれらの審判の取消しについて、家庭裁判所への請求権を有する。

2. 児童相談所長、施設長等による監護措置と親権代行について

○ 児童相談所長による親権代行

(現行)

- 施設入所中の児童に親権者等がない場合には、施設長が親権を代行するが、里親等委託中又は一時保護中の親権者等がない児童については、親権を代行する者がいない。

(改正後)

【児童福祉法関係】

- 里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者等がない場合には、児童相談所長が親権を代行する。

○ 児童相談所長、施設長等の監護措置と親権との関係

(現行)

- 児童相談所長に、一時保護中の児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとる権限の明文規定がない。
- 施設長等は、児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとることができる旨の規定があるのみ。

(改正後)

【児童福祉法関係】

- 児童相談所長は、一時保護中の児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとることができる。
- 児童相談所長、施設長等が児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとる場合には、親権者等は不当に妨げてはならない。
- 児童の生命、身体の安全を確保するために緊急の必要がある場合には、親権者等の意に反しても、児童相談所長、施設長等が必要な措置をとることができる。

(参考) 改正後の児童相談所長、施設長等による親権代行、監護措置の整理

	親権者（父母）・未成年後見人のない場合 (親権喪失・停止の場合も含む。)	親権者（父母）又は未成年後見人のある場合	
		未成年後見人あり	親権者（父母）あり
在宅の場合	親権を行う者なし ※ 法律行為を行うためには、未成年後見人を選任する必要あり。 ※ 児童相談所長による未成年後見人の選任請求中は、児童相談所長が親権代行。	未成年後見人による後見 (親権行使)	親権者による親権行使
一時保護中	児童相談所長による親権代行 (児童相談所長による監護措置)	同上	同上 児童相談所長による監護措置 (親権者等の不当な妨げの禁止) 親権者等の意に反する安全確保のための緊急措置
里親等委託中	児童相談所長による親権代行 里親等による監護措置	同上	同上 里親等による監護措置 (親権者等の不当な妨げの禁止) 親権者等の意に反する安全確保のための緊急措置
施設入所中	施設長による親権代行 (施設長による監護措置)	同上	同上 施設長による監護措置 (親権者等の不当な妨げの禁止) 親権者等の意に反する安全確保のための緊急措置

3. 未成年後見制度の見直し

○ 法人・複数の未成年後見人の許容

(現行)

- 家庭裁判所は、法人を未成年後見人に選任することができない。
- 未成年後見人は、一人でなければならない。

※ 未成年後見人は、未成年者に対して親権を行う者がいないとき等に、親権者と同一の権利義務を有し、後見（身上監護、財産管理など）を行う。法律上の手続や、多額の財産の管理を行う場合に選任が必要となる。

(改正後)

【民法関係】

- 家庭裁判所は、法人を未成年後見人に選任することができる。
- 未成年後見人は、複数でもよい。
(未成年後見人が複数いる場合、原則として、その権限を共同して行使。)
(家庭裁判所は、財産管理権について、一部の後見人につき財産管理権のみの行使の定め、単独行使の定め、事務分掌の定めが可能。)

(参考) 複数、法人の未成年後見人について想定される例

【複数の未成年後見人の例】

- ✓ おじ・おばや祖父母が2人で後見人となり、共同で後見。
- ✓ 多額の財産がある場合、親族のほかに弁護士等の専門職を選任。
一般的な後見は親族が、特定の財産の管理は弁護士等の専門職が行う。

【法人の未成年後見人の例】

- ✓ 児童福祉施設等を運営する社会福祉法人
- ✓ 児童の権利擁護の活動を行う法人 等

4. 一時保護の見直し

(現行)

- 一時保護の期間は、原則として、一時保護を開始した日から2か月を超えてはならないが、児童相談所長等において必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができる。

(改正後)

【児童福祉法関係】

- 2か月を超える親権者等の意に反する一時保護については、その継続の是非について、第三者機関である児童福祉審議会の意見を聴く。

5. 児童福祉法第28条の審判の運用方法の見直し(※)

(現行)

- 家庭裁判所は、法第28条の承認の審判をする際、保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認める時は、保護者に対し指導措置を採るべき旨を、都道府県に勧告することができ、この指導勧告書の写しを保護者に送付する運用が可能。

(見直し後)

【児童福祉法関係】

- この運用を保護者指導に効果的に活用するため、児童相談所が保護者指導に効果的であると考える場合に、家庭裁判所に対して、都道府県等への指導勧告と、保護者への指導勧告書の写しの送付を求める上申の手続を示す。

※ 専門委員会報告書を踏まえた見直し

児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドラインについて（概要）

1 ガイドラインの趣旨

- 親権者等（親権を行う者又は未成年後見人）が児童相談所長や児童福祉施設の施設長、里親等による監護措置を不当に妨げてはならないことが法律上、明確化されることから、児童相談所、施設、里親等での対応に資するよう、「不当に妨げる行為」の考え方、対応方法等について示すもの。

※以下「児童」には、18歳以上の未成年者を含む。

2 不当に妨げる行為の事例

- 「不当に妨げる行為」としては次のものが想定（詳細は別紙）。施設、里親等で該当性の判断に迷う場合には、児童相談所が相談、助言等の援助。

(1) 態様、手段が適切でない場合

- 親権者等が児童等に関してとる行為そのものの態様、手段が客観的に見て適切でない場合。具体的には、例えば、次のような事例が該当しうると考える。

ア 親権者等がその児童や職員等に対して直接とる行為（実力行使）（暴行、脅迫、連れ去り、面会の強要等）	ウ その他（関係者へのア・イの行為等）
イ 親権者等が他の児童や児童相談所、施設等全体も含めて迷惑を及ぼす行為（騒音・振動、施設の汚損・破損等）	

(2) 親権者等の意向に沿った場合に、児童に不利益を与えられとされる場合

- 親権者等の意向に沿った場合に、客観的にみて明らかに児童に不利益を与えられとされる場合。具体的には、例えば、次のような事例が該当しうると考える。
- 児童の真の意向を踏まえる必要。他方、児童に不利益を与えるおそれがあるときには、児童の意向に沿わない監護措置をとる必要。

ア 児童に経済的な損失を与える行為	ウ 児童の健康や成長、発達に悪影響を及ぼす行為	オ 児童や他の児童の監護に悪影響を及ぼすおそれのある行為
イ 児童の社会生活に支障を生じさせる行為	エ 児童の教育上支障を生じさせる行為	

(3) その他の場合

- その他、親権者等の主張に混乱が見られる場合、一貫性がない場合等には、監護に支障を生じるおそれがあり、該当する場合がある。

3 不当に妨げる行為があった場合の対応等

- 児童相談所は、一時保護・措置開始時に、保護者に対し、施設長等による監護措置、不当に妨げる行為の禁止、緊急時の対応等について説明。
- 不当に妨げる行為があった場合には、当該行為にかかわらず、児童の利益を保護するために必要な監護措置が可能だが、できる限り親権者等の理解を得ることが望ましく、また、理解が得られず、児童の安定した監護に支障を及ぼす場合には、法的な解決等を図る必要がある。
- このため、事例に応じ、次の(1)～(4)の対応が考えられる。（※犯罪、危険行為等に対しては、警察へ通報する等の対応。）
- 施設長等が対応方針等について判断に迷う場合は、児童相談所に相談。児童相談所は、必要に応じ児童福祉審議会から意見聴取。

(1) 親権者等への説明

- 事例に応じ児童相談所や施設等から、児童の利益の観点から理解を求める。理解が得られない場合には、不当に妨げる行為に該当することを説明し、調整。
- 施設等が説得を試みたものの説得できない場合には、児童相談所から親権者等に対し監護措置について理解を求め、調整を図ることも考えられる。

(2) 面会・通信の制限、接近禁止命令

- 改善のない場合には、事例に応じ、児童虐待防止法上の面会・通信制限や、接近禁止命令（強制入所措置の場合）での対応が考えられる。
- 児童相談所から親権者等に対し、これらの対応がとられうることを説明し、監護措置への理解を求める。理解が得られない場合には、これらの対応を検討。

(3) 親権制限の審判等の請求

- 上記で対応できず、親権の制限が必要な場合には、事案に応じ、民法上の親権制限（親権喪失、親権停止又は管理権喪失）の審判請求が考えられる。
- 法令等で明確に親権者等の同意が必要とされている場合等には、問題解決のために親権制限の審判等が必要な場合がある。
- 児童相談所から親権者等に対し、親権制限の審判を請求する必要があることとなる旨説明し、理解を求める。改善が見込めない場合に審判請求を検討。

(4) 安全確保のため緊急の必要があると認められる場合の措置

- 児童の生命・身体确保安全確保のため緊急の必要がある場合には、親権者等の意に反しても監護措置が可能。児童の利益を最優先に考え、適切な措置。
- 施設長、里親等が緊急の監護措置を行った場合には、都道府県等への報告義務あり。

「2 不当に妨げる行為の事例」の詳細

(1) 態様、手段が適切でない場合

- ▶ 親権者等が児童に関してとる行為そのものの態様、手段が客観的に見て適切でない場合。具体的には例えば次のような事例が該当しうると考える。

ア 親権者等がその児童や職員等に対して直接とる行為（実力行使）

- ✓ 暴行、脅迫等により児童や職員等に危害を加える行為
- ✓ 児童や職員等に暴言を吐くなど威圧的態度をとる行為
- ✓ 児童や職員等に恐怖や不安を感じさせる言動や行動をとる行為
- ✓ 児童を強引に連れ去る行為、外出・外泊から帰さない行為
- ✓ 無断で又は拒否するにもかかわらず敷地内に立ち入る行為、退去しない行為
- ✓ つきまとい、はいかい、交通の妨害等の行為

- ✓ 面会・通信の制限又は施設等の拒否にもかかわらず面会等を行う行為
- ✓ 拒否するにもかかわらず、繰り返し電話、郵便、FAX、メール等をする行為
- ✓ 拒否するにもかかわらず児童の情報の提供を執拗に要求する行為
- ✓ 非行、犯罪等の不適切な行為をさせようとする（教唆する）行為
- ✓ 児童にたばこ、酒、危険物（火気、刃物等）等を渡す行為

イ 親権者等が他の児童や児童相談所、施設等全体も含めて迷惑を及ぼす行為

- ✓ 騒音、振動を立てる行為、関係施設等を汚損・破損する行為
- ✓ 施設、職員等を中傷する内容のビラの配布、掲示、ネット上への掲載等をする行為
- ✓ 拒否するにもかかわらず、撮影や録音を行う行為
- ✓ 酒に酔っているなど正常な意思疎通ができない状況での来訪、電話等の行為

ウ その他

- ✓ 児童の学校、職場、その他児童の関係者や他の入所児童等に対するア・イの行為
- ✓ 第三者にア・イの行為をさせる行為

(2) 親権者等の意向に沿った場合に、児童に不利益を与えられられる場合

- ▶ 親権者等の意向に沿った場合に、客観的にみて明らかに児童に不利益を与えられられる場合。具体的には例えば次のような事例が該当しうると考える。
- ▶ 児童の意向を踏まえる必要。その際、親権者等が児童に及ぼす影響を考慮し、真の児童の意向を見極める必要。
- ▶ 児童の意向に沿った場合に、児童に不利益を与えるおそれがあるときには、児童の意向に沿わない監護措置をとる必要。

ア 児童に経済的な損失を与える行為

- ✓ 児童に金銭の提供等を要求する行為
- ✓ 施設等から自立する際、児童が借りる住宅への同居や生活の世話を強いる行為
- ✓ 児童の意思とは関係なく、児童の名義で売買契約等の契約を行い、不当な負債や義務を負わせる行為

ウ 児童の健康や成長、発達に悪影響を及ぼす行為

- ✓ 児童に必要な医療を正当な理由なく受けさせない行為（精神科医療を含む。）
- ✓ 児童に必要な保健サービスを正当な理由なく受けさせない行為（予防接種、健康診査等）
- ✓ 児童に必要な福祉サービスを正当な理由なく受けさせない行為（療育手帳等）
- ※ 医療保護入院、予防接種については、各法令に基づき、保護者の同意が必要。

イ 児童の社会生活に支障を生じさせる行為

- ✓ 正当な理由なく、児童が必要とする契約や申請に同意せず又は妨げる行為（携帯電話、奨学金、自立する際の賃貸住宅、旅券等）
- ✓ 学校・職場に正当な理由なく又は施設等との約束に反し無断で訪問・連絡する行為
- ✓ 児童が希望する適切な就職等に正当な理由なく同意せず又は妨げる行為
- ✓ 児童の意思に反して親権者等の希望する職場への就労を執拗に強要する行為
- ✓ 児童の就労先に対し、児童の賃金を親権者等に支払うよう求める行為
- ✓ 児童と親族等の第三者との面会や交流を正当な理由なく妨げる行為

エ 児童の教育上支障を生じさせる行為

- ✓ 学校の通常の授業や行事に、正当な理由なく、出席・参加させない行為
- ✓ 特別支援学校等を就学先とすることを不服として就学させない行為
- ※ 障害児については、障害の状況に照らし、専門家・保護者の意見聴取の上、就学先を決定。
- ✓ 児童の意思に反し、学力等に見合わない学校への進学を要求する行為
- ✓ 正当な理由なく、児童が希望する進路に同意しない行為
- ✓ 正当な理由なく、児童の意思に反し、児童が通う学校の退学・休学手続を行う行為
- ✓ 児童の望まない又は参加困難な部活動、習い事、学習塾等を要求する行為

オ 児童や他の児童の監護に悪影響を及ぼすおそれのある行為

- ✓ 一時保護所や施設内の規則に違反する行動をとることを児童に指示する行為
- ✓ 親権者等の好みの髪型、服装等を強いる行為
- ✓ 児童に過剰の金銭、物品等を与える行為

(3) その他の場合

- ▶ 上記のほか、次の場合などには、児童の監護に支障を生じるおそれがあり、「不当に妨げる行為」に該当する場合がある。

- ✓ 親権者等の主張の内容に明らかに論理的な混乱が見られ、児童の安定した監護に支障がある場合
- ✓ 親権者等の主張が合理的な事情がないのに短期間のうちに繰り返し変化するなど一貫性がなく、児童の安定した監護に支障がある場合

「民法等の一部を改正する法律」による改正後の児童福祉法（施設・里親関係）

- 里親等委託中の児童に親権者等がない場合には、児童相談所長が親権を代行する。(47②)
- 施設長等が児童の監護等に関しその福祉のため必要な措置をとる場合には、親権者は不当な主張をしてはならないことなどを規定。(47④⑤)

※公布の日から1年を超えない範囲内で政令で定める日から施行。下線が改正部分。

第四十七条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

② 児童相談所長は、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

③ 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができる。

④ 前項の児童等の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。

⑤ 第三項の規定による措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。この場合において、児童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親は、速やかに、そのとつた措置について、当該児童等に係る通所給付決定若しくは入所給付決定、第二十一条の六若しくは第二十七条第一項第三号の措置又は保育の実施等を行つた都道府県又は市町村の長に報告しなければならない。

- 養育里親の欠格要件の緩和(同居人が成年被後見人等の場合も養育里親となれることとする)

※公布日施行。下線が改正部分

第三十四条の十九 本人又はその同居人が次の各号(同居人にあつては、第一号を除く。)のいずれかに該当する者は、養育里親となることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 この法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 四 児童虐待の防止等に関する法律第二条 に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行つた者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

② (略)

施設入所中の児童等に対する児童手当の支給

- 施設入所中又は里親等委託中の児童については、従来は、親による監護生計要件を満たす場合のみ、直接その親に対して支給していたが、「児童手当法の一部を改正する法律（平成24年4月1日施行）」により、施設入所中又は里親等委託中の全ての対象児童について施設設置者、里親等に支給することとした。

【支給対象者】 施設の設置者、里親、ファミリーホームを行う者
 ※ 施設やファミリーホームの所在地、里親の住所地の市町村が支給
 ※ 保護者の疾病等により2か月以内の期間を定めて行われる入所等の場合を除く。

【支給額】 0歳～3歳未満 一人（一律） 15,000円
 3歳～中学校修了 一人（一律） 10,000円

【対象施設等】 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、里親、ファミリーホーム、障害児入所施設、指定医療機関、救護施設、更生施設、婦人保護施設 等

【適切な管理】 児童手当の支給を受けた施設設置者・里親等は、これを適切に管理しなければならない。（児童福祉施設最低基準・里親養育最低基準等に規定）
 ・他の財産と区分して管理すること ・収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること
 ・手当の支給の趣旨に従って用いること ・退所した場合には速やかに児童に取得させること

	①親のいない児童	②28条措置の場合等の親が監護生計要件を満たしていない児童	③それ以外の児童（親が監護生計要件を満たす場合のみ）
平成21年度以前の児童手当	×	×	○（親へ支給）
平成22年度の対応	△（安心こども基金で施設等へ支給）	△（安心こども基金で施設等へ支給）	○（親へ支給）
平成23年度子ども手当特別措置法 → 平成24年度以降の児童手当法（恒久化）	○（施設等へ支給）	○（施設等へ支給）	○（施設等へ支給）

8. 養子縁組制度等

普通養子縁組と特別養子縁組について

- 普通養子縁組は、戸籍上において養親とともに実親が並記され、実親と法律上の関係が残る縁組形式。
- 特別養子縁組は、昭和48年に望まない妊娠により生まれた子を養親に実子としてあつせんしたことを自ら告白した菊田医師事件等を契機に、子の福祉を積極的に確保する観点から、戸籍の記載が実親子とほぼ同様の縁組形式をとるものとして、昭和62年に成立した縁組形式。

普通養子縁組

<縁組の成立>

養親と養子の同意により成立

<要件>

養親：成年に達した者

養子：尊属又は養親より年長でない者

<実父母との親族関係>

実父母との親族関係は終了しない

<監護期間>

特段の設定はない

<離縁>

原則、養親及び養子の同意により離縁

<戸籍の表記>

実親の名前が記載され、養子の続柄は「養子（養女）」と記載

特別養子縁組

<縁組の成立>

養親の請求に対し家裁の決定により成立

実父母の同意が必要（ただし、実父母が意思を表示できない場合や実父母による虐待など養子となる者の利益を著しく害する理由がある場合は、この限りでない）

<要件>

養親：原則25歳以上（夫婦の一方が25歳以上であれば、一方は20歳以上で可）

配偶者がある者（夫婦双方とも養親）

養子：原則、15歳に達していない者

子の利益のために特に必要があるときに成立

<実父母との親族関係>

実父母との親族関係が終了する

<監護期間>

6月以上の監護期間を考慮して縁組

<離縁>

養子の利益のため特に必要があるときに養子、実親、検察官の請求により離縁

<戸籍の表記>

実親の名前が記載されず、養子の続柄は「長男（長女）」等と記載

特別養子縁組の成立件数の推移等

特別養子縁組の成立件数

出典：司法統計年報

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
325	374	339	474	513	542	495	616	624

<参照条文>民法（明治29年法律第89号）（特別養子縁組関係抜粋）

（特別養子縁組の成立）

第817条の2 家庭裁判所は、次条から第817条の7までに定める要件があるときは、養親となる者の請求により、実方の血族との親族関係が終了する縁組（以下この款において「特別養子縁組」という。）を成立させることができる。

（養親の夫婦共同縁組）

第817条の3 養親となる者は、配偶者のある者でなければならない。

2 夫婦の一方は、他の一方が養親とならないときは、養親となることができない。ただし、夫婦の一方が他の一方の嫡出である子（特別養子縁組以外の縁組による養子を除く。）の養親となる場合は、この限りでない。

（養親となる者の年齢）

第817条の4 25歳に達しない者は、養親となることができない。ただし、養親となる夫婦の一方が二十五歳に達していない場合においても、その者が20歳に達しているときは、この限りでない。

（養子となる者の年齢）

第817条の5 第八百七条の二に規定する請求の時に十五歳に達している者は、養子となることができない。特別養子縁組が成立するまでに十八歳に達した者についても、同様とする。

2 前項前段の規定は、養子となる者が十五歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されている場合において、十五歳に達するまでに第八百七条の二に規定する請求がされなかったことについてやむを得ない事由があるときは、適用しない。

3 養子となる者が十五歳に達している場合においては、特別養子縁組の成立には、その者の同意がなければならない。

（父母の同意）

第817条の6 特別養子縁組の成立には、養子となる者の父母の同意がなければならない。ただし、父母がその意思を表示することができない場合又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合は、この限りでない。

（子の利益のための特別の必要性）

第817条の7 特別養子縁組は、父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適當であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるときに、これを成立させるものとする。

（監護の状況）

第817条の8 特別養子縁組を成立させるには、養親となる者が養子となる者を6箇月以上の期間監護した状況を考慮しなければならない。

2 前項の期間は、第817条の2に規定する請求の時から起算する。ただし、その請求前の監護の状況が明らかであるときは、この限りでない。

（実方との親族関係の終了）

第817条の9 養子と実方の父母及びその血族との親族関係は、特別養子縁組によって終了する。ただし、第817条の3第2項ただし書に規定する他の一方及びその血族との親族関係については、この限りでない。

養子縁組あっせん事業者一覧（令和元年10月1日現在）

家庭福祉課調べ

（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）に定める許可を受けたもの）

	事業所所在地 自治体名	事業者名
1	北海道	医療社団法人弘和会 森産科婦人科病院
2	茨城県	特定非営利活動法人 NPO Babyぽけっと
3	埼玉県	医療法人きずな会 さめじまボンディングクリニック
4	埼玉県	一般社団法人 命をつなぐゆりかご
5	東京都	認定特定非営利活動法人 環の会
6	東京都	一般社団法人 アクロスジャパン
7	東京都	社会福祉法人 日本国際社会事業団
8	東京都	特定非営利活動法人 フローレンス
9	東京都	一般社団法人 ベアホープ
10	滋賀県	医療法人青葉会 神野レディスクリニック
11	奈良県	特定非営利活動法人 みぎわ
12	和歌山県	特定非営利活動法人 ストークサポート
13	山口県	医療法人社団諍友会 田中病院
14	沖縄県	一般社団法人おきなわ子ども未来ネットワーク
15	札幌市	医療法人明日葉会 札幌マタニティ・ウイメンズホスピタル
16	大阪市	公益社団法人家庭養護促進協会大阪事務所
17	神戸市	公益社団法人 家庭養護促進協会神戸事務所
18	岡山市	一般社団法人 岡山県ベビー救済協会
19	広島市	医療法人 河野産婦人科クリニック
20	熊本市	医療法人聖粒会 慈恵病院
21	熊本市	医療法人社団愛育会 福田病院 地域連携室 特別養子縁組部門

※ 上記のほか、同法の経過措置規定により、許可を受けていなくても事業を営むことができる事業者があります。
詳細については、各都道府県までお問い合わせください。

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（概要）

第一 総則

一 目的

- ・養子縁組あっせん事業を行う者について許可制度を導入
 - ・業務の適正な運営を確保するための規制
- 養子縁組のあっせんに係る児童の保護、民間あっせん機関による適正な養子縁組のあっせんの促進
- ⇒ 児童の福祉の増進

二 定義

「養子縁組のあっせん」：養親希望者と18歳未満の児童との間の養子縁組をあっせんすること

「民間あっせん機関」：許可を受けて養子縁組のあっせんを業として行う者

三 児童の最善の利益等

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんは、

- ① 児童の最善の利益を最大限に考慮し、これに適合するように行われなければならない。
- ② 可能な限り日本国内において児童が養育されることとなるよう、行われなければならない。

四 民間あっせん機関及び児童相談所の連携及び協力

五 個人情報取扱

第二 民間あっせん機関の許可等

民間の事業者が養子縁組のあっせんを業として行うことについて、
(これまで) 第二種社会福祉事業の届出

↓
(新法) **許可制度を導入**

許可基準（営利目的で養子縁組あっせん事業を行おうとするものでないこと等）、手数料、帳簿の備付け・保存・引継ぎ、第三者評価、民間あっせん機関に対する支援等について定める。

第三 養子縁組のあっせんに係る業務

- 一 相談支援
- 二 養親希望者・児童の父母等による養子縁組のあっせんの申込み等
- 三 養子縁組のあっせんを受けることができない養親希望者（研修の修了の義務付け等）
- 四 児童の父母等の同意
〔 養親希望者の選定、面会、縁組成立前養育の各段階での同意（同時取得可） 〕
- 五 養子縁組のあっせんに係る児童の養育
- 六 縁組成立前養育
- 七 養子縁組の成否等の確認
- 八 縁組成立前養育の中止に伴う児童の保護に関する措置
- 九 都道府県知事への報告（あっせんの各段階における報告義務）
- 十 養子縁組の成立後の支援、
- 十一 養親希望者等への情報の提供
- 十二 秘密を守る義務等、
- 十三 養子縁組あっせん責任者

第四 雑則

- 一 （厚生労働大臣が定める）指針
- 二 （都道府県知事から民間あっせん機関に対する）指導及び助言、報告及び検査
- 三 （国・地方公共団体による）養子縁組のあっせんに係る制度の周知

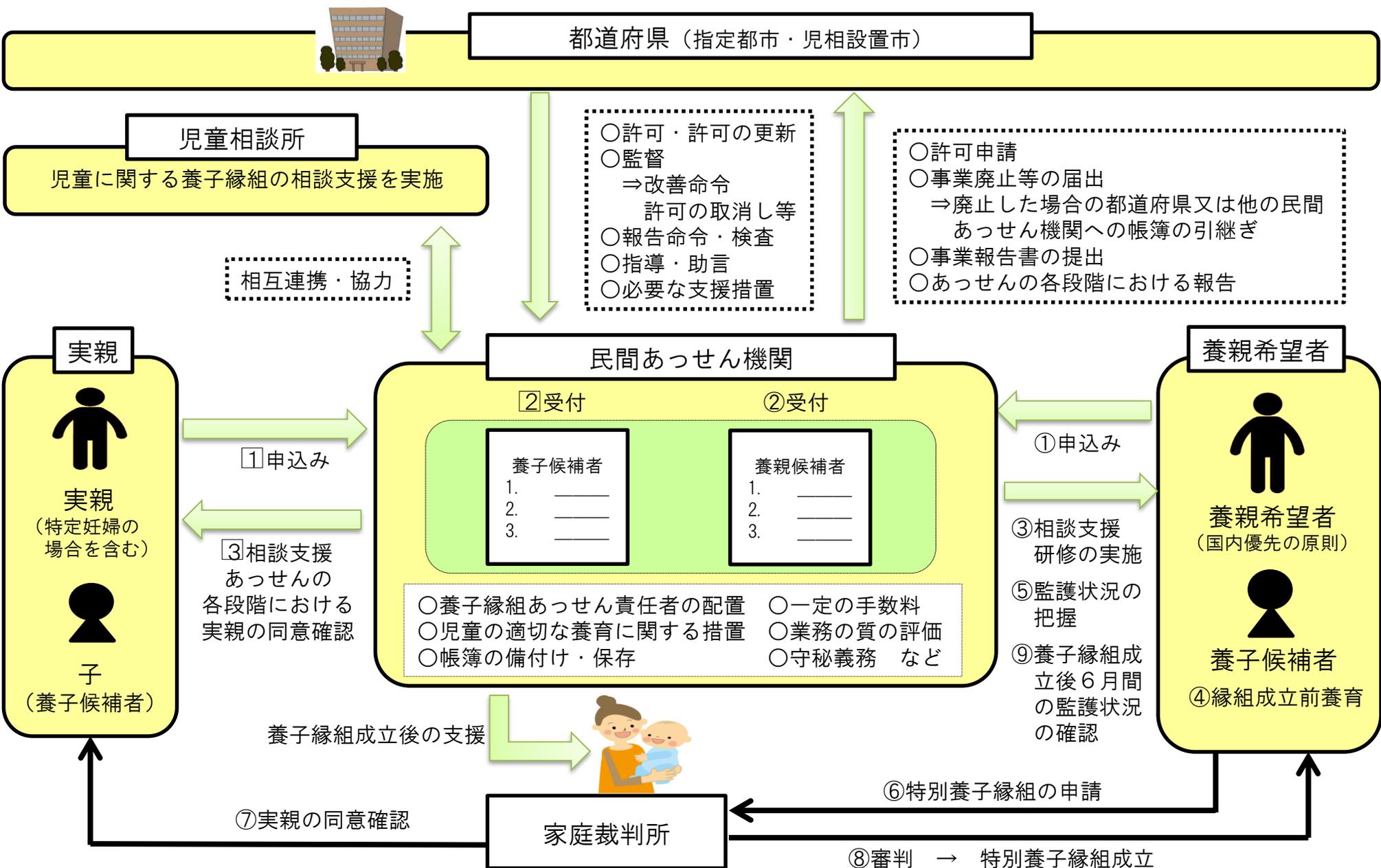
第五 罰則

無許可で養子縁組あっせん事業を行った者等について、罰則を規定

第六 その他

施行期日（平成30年4月1日）、経過措置、検討

許可制度導入後の民間あっせん機関による養子縁組あっせんの仕組み (大まかなイメージ)



民法等の一部を改正する法律の概要

改正の目的 児童養護施設に入所中の児童等に家庭的な養育環境を提供するため、特別養子縁組の成立要件を緩和すること等により、制度の利用を促進。
厚労省の検討会において全国の児童相談所・民間の養子あっせん団体に対して実施した調査の結果
「要件が厳格」等の理由で特別養子制度を利用できなかった事例 298件(H26～H27)
(うち「実父母の同意」を理由とするもの 205件・「上限年齢」を理由とするもの 46件)

見直しのポイント ① 特別養子制度の対象年齢の拡大(第1)
② 家庭裁判所の手続を合理化して養親候補者の負担軽減(第2)

第1 養子候補者の上限年齢の引上げ (民法の改正)

1. 改正前の制度

養子候補者の上限年齢

原則 特別養子縁組の成立の審判の申立ての時に6歳未満であること。

例外 6歳に達する前から養親候補者が引き続き養育 ⇒ 8歳未満まで可。

改正前の制度において上限年齢が原則6歳未満、例外8歳未満とされている理由

- ① 養子候補者が幼少の頃から養育を開始した方が実質的な親子関係を形成しやすい。
- ② 新たな制度であることから、まずは、必要性が明白な場合に限って導入。

【児童福祉の現場等からの指摘】 年長の児童について、特別養子制度を利用することができない。

2. 改正の内容

養子候補者の上限年齢の引上げ等

(1) 審判申立時における上限年齢(新民法第817条の5第1項前段・第2項)

原則 特別養子縁組の成立の審判の申立ての時に15歳未満であること。

例外 ①15歳に達する前から養親候補者が引き続き養育

かつ、②やむを得ない事由により15歳までに申立てできず

※15歳以上の者は自ら普通養子縁組をすることができることを考慮して15歳を基準としたもの。

(2) 審判確定時における上限年齢(新民法第817条の5第1項後段)

審判確定時に18歳に達している者は、縁組不可。

(3) 養子候補者の同意(新民法第817条の5第3項)

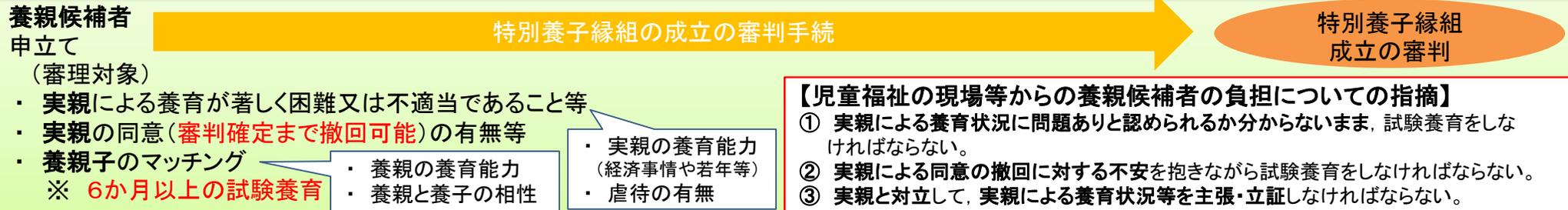
養子候補者が審判時に15歳に達している場合には、その者の同意が必要。

(15歳未満の者についても、その意思を十分に考慮しなければならない。)

第2 特別養子縁組の成立の手続の見直し（家事事件手続法及び児童福祉法の改正）

1. 改正前の制度

養親候補者の申立てによる1個の手続



2. 改正の内容

二段階手続の導入

(1) 二段階手続の導入（新家事事件手続法第164条・第164条の2関係）

特別養子縁組を以下の二段階の審判で成立させる。

(ア) 実親による養育状況及び実親の同意の有無等を判断する審判（特別養子適格の確認の審判）

(イ) 養親子のマッチングを判断する審判（特別養子縁組の成立の審判）

⇒ 養親候補者は、第1段階の審判における裁判所の判断が確定した後に試験養育をすることができる（上記①及び②）。

(2) 同意の撤回制限（新家事事件手続法第164条の2第5項関係）

⇒ 実親が第1段階の手続の裁判所の期日等でした同意は、2週間経過後は撤回不可（上記②）。

(3) 児童相談所長の関与（新児童福祉法第33条の6の2・第33条の6の3）

⇒ 児童相談所長が第1段階の手続の申立人又は参加人として主張・立証をする（上記③）。

（イメージ図）

児相長 or 養親候補者申立て

第1段階の手続

特別養子適格の確認の審判

養親となる者が第1段階の審判を申し立てるときは、第2段階の審判と同時に申し立てなければならない。

二つの審判を同時にすることも可能。
⇒ **手続長期化の防止**

（審理対象）

- ・ 実親による養育状況
- ・ 実親の同意の有無等

養親候補者申立て

第2段階の手続

特別養子縁組成立の審判

（審理対象）・ 養親子のマッチング ※ **6か月以上の試験養育**

実親は、第2段階には関与せず、同意を撤回することもできない。

試験養育がうまくいかない場合には**却下**

特別養子縁組制度の普及・啓発について

○ 厚生労働省では、特別養子縁組制度についての普及・啓発を進めています。

《思いがけない妊娠に戸惑い、悩んでいる方向け》

(ポスター・リーフレット (表面))

(リーフレット (裏面))



「特別養子縁組制度」があります。

どうしても育てられない場合は、かけがえのない命を、あなたに代わって大切に育ててくれる

ひとりで悩まないで、まずは、相談してください。

あなたの出産と産後を応援する
多くの人たちがいます。

思いがけない妊娠に
とまどうあなたへ

まずは児童相談所にお電話ください。

☎ 全国共通ダイヤル

いち はや く
1 8 9

思いがけない妊娠に戸惑い、悩んでいるあなたに

かけがえのない命です。
あなたの出産と産後を応援できるサポート体制があります。

ひとりで悩み、抱え込まずに、まずは **相談** を!!

どうしても育てられない場合には、生まれてくる命を、あなたに代わって大切に育ててくれる「特別養子縁組制度」があります。

「特別養子縁組」ってなに？

「特別養子縁組」とは、何らかの理由で生みの親が育てられない子どものために、生みの親との法的な親子関係を解消し、養親（育ての親）との新たな親子関係を始める制度です。

あなたが子どもをどうしても育てられない場合は、あなたの代わりに家族になって、子どもを育ててくれるご夫婦に、大切な命を託すことができます。

まずは相談。児童相談所の全国共通ダイヤルは『189』

児童相談所

児童相談所では、特別養子縁組に関する相談のほか、子育ての悩み相談など幅広く対応しています。児童相談所全国共通ダイヤル『189』でお住まいの地域の児童相談所につながります。

連絡は匿名で行うことが可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

下のセンターでも相談を受け付けています。

「子育て世代包括支援センター」

「子育て世代包括支援センター」は、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、保健師等によるきめ細かな相談支援等を行っています。

→→→ お住まいの市町村役場にご連絡ください。

(注) 全国1,741市区町村のうち、296市区町村で実施されています。(平成28年4月1日現在)

「女性健康支援センター」

「女性健康支援センター」では、保健師等による妊娠に悩む方に対する相談等、女性のライフステージに応じた相談支援を行っています。

→→→ で検索してください。

《特別養子縁組により親になることを希望される方向け》

(ポスター・リーフレット(表面))

厚生労働省

自分の子どもとして
あなたの家庭に迎え入れる制度です。

子どもを育てたいと願うあなたに
「特別養子縁組制度」があります。

親を必要としている子どもたちがいます。



詳しくは児童相談所にお尋ねください。

いち はや く
☎ 全国共通ダイヤル 189

(リーフレット(裏面))

子どもを育てたいと願うあなたに

「特別養子縁組制度」のご案内

「特別養子縁組」とは、子どもの福祉の増進を図るために、養子となるお子さんの実親(生みの親)との法的な親子関係を解消し、実の子として、新たな親子関係を結ぶ制度です。

「特別養子縁組」は、養親になることを望むご夫婦が家庭裁判所に請求を行い、下記の要件を満たした場合に、家庭裁判所から決定を受けることで成立します。

成立の要件

「特別養子縁組」の成立には、以下のような要件を満たす必要があります。

実親の同意

① 養子となるお子さんの**父母(実父母)**の同意がなければなりません。ただし、実父母がその意思を表示できない場合又は、実父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となるお子さんの利益を著しく害する事由がある場合は、実父母の同意が不要となることがあります。

養親の年齢

② 養親となるには**配偶者のいる方(夫婦)**でなければならず、夫婦共同で縁組することになります。また、**養親となる方は25歳以上**でなければなりません。ただし、養親となる夫婦の一方が25歳以上である場合、もう一方は20歳以上であれば養親となることができます。

養子の年齢

③ **養子になるお子さんの年齢は、養親となる方が家庭裁判所に審判を請求するときに6歳未満**である必要があります。ただし、お子さんが6歳に達する前から養親となる方に監護されていた場合には、お子さんが8歳に達する前までは、審判を請求することができます。

半年間の監護

④ 縁組成立のためには、**養親となる方が養子となるお子さんを6カ月以上監護していることが必要**です。そのため、縁組成立前にお子さんと一定の期間を一緒に暮らし、その監護状況等を考慮して、家庭裁判所が特別養子縁組の成立を決定することになります。

◆「特別養子縁組」が成立すると、**お子さんと実父母との法的な親族関係が終了し、お子さんと養親との間で実親子と同様の親族関係が生じます。**

【参考】

出典：司法統計年報

成立件数の推移	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
成立件数	325	374	339	474	513	542

相談窓口のご案内

◆「特別養子縁組制度」に関心を持たれた方は、児童相談所にお問い合わせください。

児童相談所

児童相談所全国共通ダイヤル『189』でお住まいの地域の児童相談所につながります。

インターネットからは

全国児童相談所一覧

検索

で検索してください。

《産科医療機関を中心とする医療関係者の方向け》

(リーフレット(表面))

医療関係者の皆様へお願い ～特別養子縁組制度について～

【思いがけない妊娠に戸惑い、悩む妊婦さんにお伝えください。】

思いがけない妊娠など、出産後の養育に不安がある妊婦さんが来院された場合、心身の状況(妊娠、出産についての葛藤)に配慮しつつ、下記の情報をお伝えください。

- ① 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援や、妊娠に悩む方が相談できる窓口があります。
- ② どうしても子どもを育てられない場合、「特別養子縁組制度」があります。
- ③ 養子縁組に関することなど児童相談所への相談は、匿名でも行えます。

→ 児童相談所の全国共通ダイヤルは『189(イチハヤク)』※裏面参照

① 妊娠や子育てに関する保健師等による相談窓口

○「子育て世代包括支援センター」

「子育て世代包括支援センター」は、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、保健師等によるきめ細かな相談支援等を行っております。

お住まいの市町村役場にご連絡ください。

(注) 全国1,741市区町村のうち、296市区町村で実施されています。(平成28年4月1日現在)

○「女性健康支援センター」

「女性健康支援センター」では、保健師等による妊娠に悩む方に対する相談等、女性のライフステージに応じた相談支援を行っております。

全国女性健康支援センター 一覧 で検索してください。

② 「特別養子縁組制度」について

「特別養子縁組」とは、子どもの福祉の増進を図るために、実親(生みの親)との法的な親子関係を解消し、養親(育ての親)との新たな親子関係を始める制度です。

- 「特別養子縁組」は、**養親(育ての親)となる方による請求に対し、家庭裁判所が決定を与えることで成立**します。
- 「特別養子縁組」の成立には養子となるお子さんの父母(実父母)の同意がなければなりません。ただし、実父母がその意思を表示できない場合又は、実父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となるお子さんの利益を著しく害する事由がある場合は、実父母の同意が不要となることがあります。
- 「特別養子縁組」が成立すると、**お子さんと実父母との法的な親族関係が終了し、新たに養親との親族関係が生じます。**

＜「普通養子縁組」と「特別養子縁組」の違い＞

	普通養子縁組	特別養子縁組
縁組の成立	養親と養子の同意により成立	養親の請求に対し家庭裁判所の決定により成立
要件	○養親：成年に達した者 ○養子：尊属又は養親より年長でない者	○養親：原則25歳以上(夫婦の一方が25歳以上であれば、一方は20歳以上で可)配偶者がある者(夫婦双方とも養親) ○養子：原則、6歳に達していない者
実父母との親族関係	実父母との親族関係は終了しない	実父母との法的な親族関係が終了する
監護期間	特段の設定はない	6月以上の監護期間(注)を考慮して縁組 (注)「監護期間」とは、養育形成に向けて、子どもと同居して生活する期間を言います。
戸籍の表記	実親の名前が記載され、養子の続柄は「養子(養女)」と記載	実親の名前が記載されず、養子の続柄は「長男(長女)」等と記載

(リーフレット(裏面))

③ 児童相談所のご照会

○児童相談所

児童相談所全国共通ダイヤル『189(イチハヤク)』でお住まいの地域の児童相談所につながります。

児童相談所では、養子縁組に関する相談のほか、子育ての悩み相談など幅広く対応しています。

※連絡は匿名で行うことが可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

参 考

国としては、昨年成立した以下の法律を着実に実施していくことにより、養子縁組の利用推進を図るとともに、特定妊婦等への支援の強化を図るためのモデル事業を実施することとしています。

平成28年改正児童福祉法における「家庭と同様の環境における養育の推進」について

- 社会的養護が必要な子どもが、心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境での養育の推進を図ることが必要です。このため、平成28年の児童福祉法改正により、国・地方公共団体(都道府県・市町村)の責務として、「家庭と同様の環境における養育の推進」等を明確化しました。
- 具体的には、児童相談所が要保護児童の養育環境を決定するときは、
 - ・まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者の支援を行い、
 - ・家庭における養育が適当でない場合は、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置を講じ、
 - ・これらの措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置を講じることとしました。
- ※ 特に就学前の児童については、通知等において、原則、「家庭における養育環境と同様の養育環境」での措置を講じることとしました。

「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」について

- 近年、民間の養子縁組あっせん事業者による養子縁組の成立件数は増加しており、その事業運営の透明化や適正化がますます重要になっています。このため、議員立法として「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」が、平成28年12月9日に成立しました。

「産前・産後母子支援事業」(モデル事業)について

- 平成29年度から、特定妊婦等への支援の強化を図るため、産科医療機関や母子生活支援施設等にコーディネーターを配置し、特定妊婦や思いがけない妊娠により出産後の育児に不安を抱える妊婦に対する支援について、都道府県等への補助事業としてモデル的に実施しています。

統計データ

- 虐待死事例 (注) 平成26年度に厚生労働省が把握した虐待死事例(心中以外)

- 虐待死事例(44人)のうち、
 - ▶ 0歳児が61.4%(27人)と最も高い割合を占める。
(0歳児死亡事例(27人)のうち、月齢0か月児が55.6%(15人))
 - ▶ また、54.5%(24人)の子どもの実母が「予期せぬ妊娠(望まない妊娠/計画していない妊娠)」だった。

- 特別養子縁組の成立件数

(出典) 司法統計年報

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
325	374	339	474	513	542

《大阪府と公益社団法人家庭養護促進協会（民間あっせん機関）との連携》

大阪府では（公社）家庭養護促進協会に養子縁組里親支援機関事業として以下の業務を委託し、相互連携して養子縁組の促進に取り組んでいる。

事業の目的

民間団体の持つ専門性やフットワークを活かし、新規の養子縁組里親の開拓から児童委託後の支援まで一貫して行うとともに、行政と民間団体が協同で支援体制を充実させることにより、児童の最善の利益保障を目指して取り組む。

養子縁組里親支援機関事業

①養子縁組里親の普及啓発に係る業務（リクルート）

シンポジウムの開催、養子縁組制度等の説明会・イベントへの協力、リーフレットの作成・配付、不妊専門相談センター公開講座への協力、産婦人科医療・保健従事者向けの学習会への協力、SNSによる情報発信 等

児童相談所、里親会、里親支援専門相談員が協力

②養子縁組里親認定の手続き（ガイダンス、児童相談所への推薦）

里親認定希望者の問い合わせ対応、ガイダンスの実施
直接マッチングの際の調査及び児童相談所への推薦

調査、認定、登録は児童相談所、本庁所管課と協同

③研修の実施

里親認定前研修、里親登録後研修の実施
里親登録更新研修の実施
研修及び実習実施状況の把握、修了状況の報告

実習については、里親支援専門相談員が協力

④要保護児童の委託先検討

「あなたの愛の手を」掲載に向けた手続き、取材対応等
申し込み家庭と児童のマッチングのための調査、児童相談所への推薦 等

⑤里親家庭及び委託児童への支援

交流に関する調整、交流期間中の支援
里親委託開始後の訪問支援 等

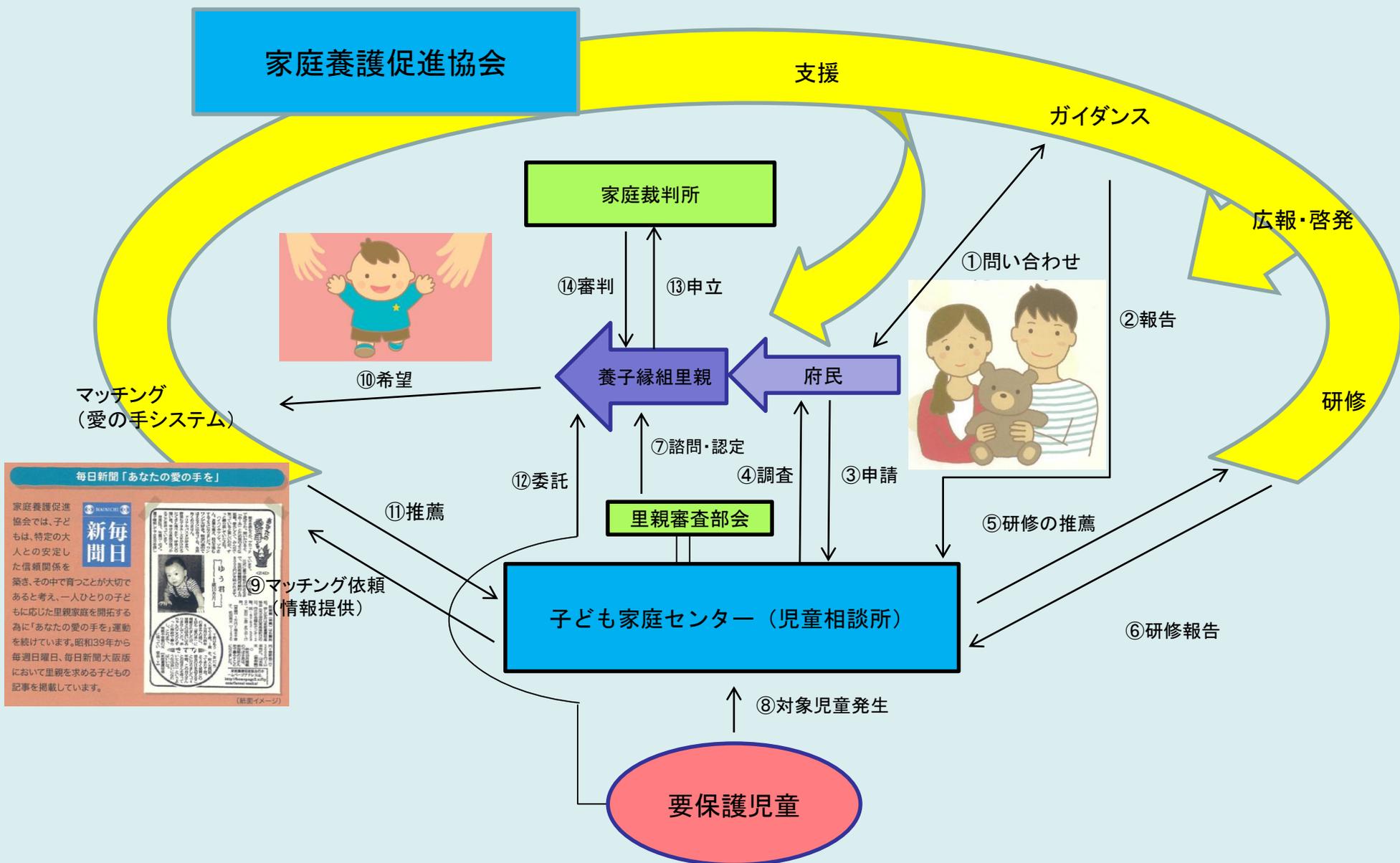
里親養育支援は、児童相談所と協同
児童相談所からの依頼を受けた里親支援専門相談員が協力

⑥養子縁組成立後の支援

SNSを介した24時間相談受付、養親子向けひろば、養子キャンプ、運動会、会報誌発行 等

⑦児童相談所との連絡調整、その他

児童相談所との連絡会に参加、業務内容の報告
里親委託等推進委員会への委員派遣 等



【令和2年度予算】183億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

1. 事業内容

民間養子縁組あっせん機関に対して、人材育成を進めるための研修の受講費用、「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」の施行に伴い対応が必要な第三者評価受審費用等を助成するとともに、実親や養親希望者等の負担軽減等に向けた支援体制の構築に向けたモデル事業を実施する。併せて、養親希望者の負担軽減を図る。

①養子縁組民間あっせん機関基本助成事業

- i 養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業
養子縁組あっせん責任者研修及び民間あっせん機関の職員や児童相談所の職員等の資質向上を図るための研修に参加するための、旅費及び研修代替要員費、参加費用について補助
- ii 第三者評価受審促進事業
養子縁組民間あっせん機関が第三者評価を受審するための受審費用について補助

②養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業 ※公募により選定

- i 養親希望者等支援モデル事業
児童相談所等の関係機関と連携し、子どもとの事前のマッチングや養子縁組後の相談・援助、養親同士の交流の場の提供など、養親希望者等の負担軽減に向けた支援体制を構築
- ii 障害児等支援モデル事業
障害児や医療的ケア児など特別な支援を要する子どもを対象にしたあっせん及び養子縁組成立前後の支援体制を構築
- iii 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業
心理療法担当職員を配置し、実親や養親希望者からの相談に応じるとともに、養子縁組成立後の実親への心理的ケア、養子縁組家庭への定期的な訪問や相談窓口の開設等により、養子縁組成立前後の心理的な負担を軽減するための相談支援体制を構築
- iv 特定妊婦への支援体制構築モデル事業
産科医療機関とも連携して特定妊婦からの相談に応じるとともに、看護師を配置し、産科医療機関と連携した妊娠期のケアや、出産後の母子への養育支援、自立に向けた関係機関と連携した就業支援等、特定妊婦への支援体制を構築
- v 高年齢児等への支援体制構築モデル事業<<新規>>
社会福祉士等による社会診断及び診断に基づくプレイセラピーやカウンセリング等を行うなど、比較的年齢の高い養子とその養親に対応するための体制を構築
- vi 資質向上モデル事業<<新規>>
養子縁組民間あっせん機関同士の定期的な事例検討会の開催や人事交流、外部有識者を活用した業務方法書の評価・見直しなど、民間あっせん機関の職員の資質向上を図る

③養親希望者手数料負担軽減事業<<拡充>>

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんを利用する養親希望者は、児童相談所による場合と異なり、手数料を負担する可能性が高いことから、児童相談所が関与する養子縁組里親とのバランスを考慮して、養親希望者の手数料負担を軽減する。

2. 実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市

3. 補助基準額

①養子縁組民間あっせん機関基本助成事業

i 養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業	受講者1人当たり	54千円
ii 第三者評価受審促進事業	1か所当たり	300千円

②養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業

i 養親希望者等支援モデル事業	1か所当たり	4,572千円
ii 障害児等支援モデル事業	1か所当たり	3,007千円
iii 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業	1か所当たり	6,127千円
iv 特定妊婦への支援体制構築モデル事業	1か所当たり	6,293千円
v 高年齢児等への支援体制構築モデル事業	1か所当たり	3,354千円<<新規>>
vi 資質向上モデル事業	1か所当たり	1,100千円<<新規>>

③養親希望者手数料負担軽減事業

1人当たり 350千円を上限<<拡充>>

4. 予算か所数

i 養親希望者等支援モデル事業	15か所
ii 障害児等支援モデル事業	10か所
iii 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業	15か所
iv 特定妊婦への支援体制構築モデル事業	10か所
v 高年齢児等への支援体制構築モデル事業	12か所<<新規>>
vi 資質向上モデル事業	12か所<<新規>>

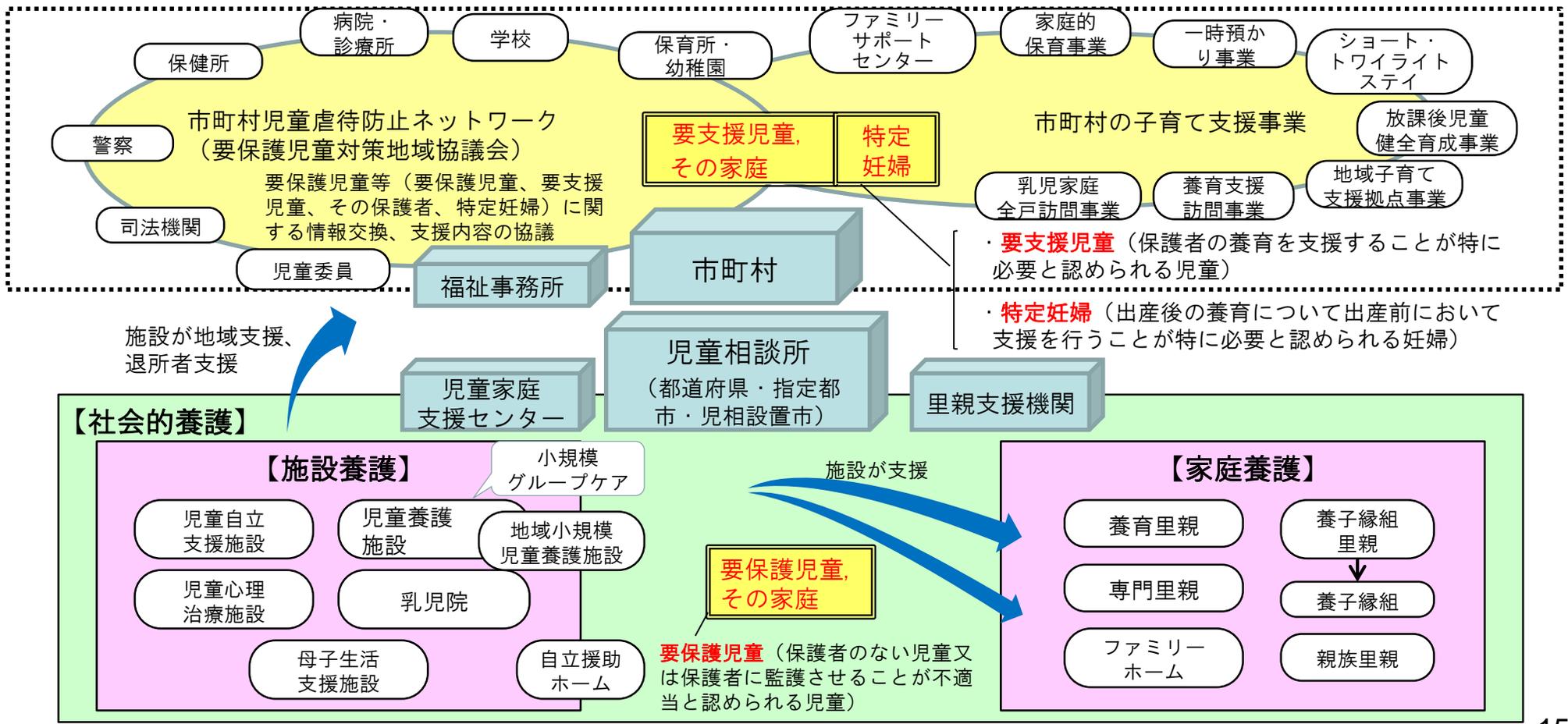
5. 補助率

国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

9. 子ども・子育て支援新制度と社会的養護

子ども・子育て支援新制度と社会的養護

- 平成24年8月に成立した子ども・子育て支援法では、市町村が虐待を受けた児童等の要保護児童も含め、地域の子ども・子育て家庭を対象とした事業を行うとともに、都道府県が、社会的養護など、専門性の高い施策を引き続き担うため、都道府県の設置する児童相談所を中心とする仕組みを現在と同様に維持することにしている。
- 同法では今後、市町村と都道府県との連携を確保するため、「市町村子ども・子育て支援事業計画」では、社会的養護などの都道府県が行う専門的な施策との連携に関する事項を記載するよう努めること、「都道府県子ども・子育て支援事業計画」では、要保護児童等に関する専門的な知識・技術を必要とする支援、支援のために必要な市町村との連携に関する事項を記載することにしている。
- 児童相談所を中心とした社会的養護は、市町村の児童家庭相談や子育て支援と一連につながるものであり、密接に連携して推進。



令和2年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位:億円)

事 項	事 業 内 容	令和2年度 予算案			(参考) 令和元年度 予算額	
			国分	地方分		
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の実施	(注3) 6,526	(注4) 2,985	3,541	6,526	
	社会的養育の充実	474	237	237	474	
	育児休業中の経済的支援の強化	17	10	6	17	
医療・介護	医療・介護サービスの提供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 ・ 地域医療介護総合確保基金(医療分) ・ 診療報酬改定における消費税財源等の活用分	(注5) 1,194 (注6) 602	796 425	398 177	1,034 476
		地域包括ケアシステムの構築 ・ 地域医療介護総合確保基金(介護分) ・ 平成27年度介護報酬改定における消費税財源の活用分 (介護職員の処遇改善等) ・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	824 1,196 534	549 604 267	275 592 267	824 1,196 534
		医療情報化支援基金	768	768	0	300
		国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612	612
	医療・介護保険制度の改革	国民健康保険への財政支援の拡充 ・ 低所得者数に応じた自治体への財政支援 ・ 保険者努力支援制度等	1,664 (注7) 2,272	832 2,272	832 0	1,664 1,772
		被用者保険の拠出金に対する支援	700	700	0	700
		70歳未満の高額療養費制度の改正	248	217	31	248
		介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	1,572	786	786	900
		介護保険保険者努力支援交付金	(注8) 200	200	0	—
		難病・小児慢性特定疾病への対応	2,089	1,044	1,044	2,089
	年金	年金受給資格期間の25年から10年への短縮	644	618	26	644
		遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	68	64	4	61
		年金生活者支援給付金の支給	4,908	4,908	0	1,859
合 計		27,111	18,282	8,829	21,930	

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 消費税増収分(2.31兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.4兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(2.71兆円)の財源を確保。

(注3) 保育士の処遇改善については、「社会保障の充実」における全職員を対象とした3%の処遇改善を実施(平成27年度)。このほか、「社会保障の充実」とは別に、平成29年度から全職員を対象とした2%の処遇改善を行うとともに技能・経験に応じた月額最大4万円の処遇改善を行うなど、取組を進めている。

(注4) 「子ども・子育て支援新制度の実施」の国分については全額内閣府に計上。

(注5) 勤務医の働き方改革の推進のために令和2年度に措置した143億円を含む。

(注6) 救急病院の勤務医の働き方改革の推進のために令和2年度診療報酬改定において措置した126億円を含む。

(注7) 医療における保険者の予防・健康インセンティブの強化を図る観点から、地方自治体における予防・健康づくり事業を後押しするため、従来の保険者努力支援制度とは別に令和2年度に措置した500億円を含む。

(注8) 従来の保険者機能強化推進交付金200億円と合わせて、介護における保険者の予防・健康インセンティブの強化を図る観点から、地方自治体における予防・健康づくり事業を後押しするため、令和2年度に200億円を措置。

子ども・子育て支援の充実

I. 子ども・子育て支援新制度の実施

令和2年度所要額(公費) 6,526億円

- 子ども・子育て支援新制度の推進により、すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図る。

子どものための教育・保育給付

- ・施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費）☆
- ・地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）☆

地域子ども・子育て支援事業

市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援。

- ・利用者支援事業☆
- ・延長保育事業
- ・放課後児童健全育成事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業☆
- ・病児保育事業☆
- ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）等

（☆は子育て安心プランの取組としても位置づけ）

（参考）子ども・子育て支援新制度における量及び質の充実

<量的拡充>

市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の計画的な事業量の拡充を図る。

<質の向上>

子ども・子育て支援新制度の基本理念である、質の高い教育・保育、地域の子ども・子育て支援の実現を図る。

II. 社会的養育の充実

令和2年度所要額(公費) 474億円

- 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化や職員配置基準の強化を含む高機能化等の推進など、質の向上を図る。
- 児童養護施設等の受入児童数の拡大（虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもの増加への対応）

令和2年度における子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」項目

- 「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理された「質の向上」の事項については、令和2年度予算（案）においても引き続き全て実施。

	量的拡充	質の向上
所要額	4,258億円	2,742億円
主な内容	○認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育の量的拡充 (待機児童解消加速化プランの推進等)	○3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1) ○私立幼稚園・保育園等・認定こども園の職員給与の改善(3%) ○保育標準時間認定に対応した職員配置の改善 ○研修機会の充実 ○小規模保育の体制強化 ○減価償却費、賃借料等への対応 など
	○地域子ども・子育て支援事業の量的拡充 (地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等)	○放課後児童クラブの充実 ○病児・病後児保育の充実 ○利用者支援事業の推進 など
	○社会的養育の量的拡充	○児童養護施設等の職員配置を改善(5.5:1→4:1等) ○児童養護施設の小規模かつ地域分散化の推進 ○児童養護施設等の職員配置基準の強化を含む高機能化の推進 ○民間児童養護施設等の職員給与の改善(3%) など

量的拡充・質の向上 合計 7,000億円

- 子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」を実現するためには「1兆円超」の財源が必要とされたところであり、政府においては、引き続き、その確保に最大限努力する。

平成26年3月28日 第14回子ども・子育て会議第18回基準検討部会合同会議 『子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」と「質の改善」について』（抄）

1. 量的拡充（別紙） 「量的拡充」の詳細

項目	25年度 →29年度の量の拡充
(3) 社会的養護関係	121億円

4. 質の改善（社会的養護関係）

○：項目のうち全額が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの
 ◎：項目の一部が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの
 ※：内容欄の「※」は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における内容、
 所要額欄の括弧は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における所要額

項目	内容	平成25年度→29年度所要額	備考
社会的養護の充実	○ 児童養護施設等の職員配置基準の改善（5.5：1→4：1等）	222億円程度	
	児童養護施設等にチーム責任者1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	19億円程度	
	□ 児童養護施設及び乳児院に里親支援担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施) ※平成27年度から15年かけて全施設で実施→平成27年度から5年かけて全施設で実施	21億円程度 (7億円程度)	
	児童養護施設に自立支援担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	24億円程度	
	児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設に心理療法担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	11億円程度	
	□ 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の増加（41年度までに全施設を小規模化し、本体施設、グループホーム、里親等を1/3ずつにする） ※増加率を見直し	84億円程度 (43億円程度)	・平成26年度予算 (小規模グループケア、地域小規模児童養護施設等のか所数の増33億円)
	□ 民間児童養護施設の職員給与等の改善（保育所と同様の+5%等） ※職員給与の改善 まずは+3%→+5%等	82億円程度 (43億円程度)	
	施設に入所等している大学進学者等に特別育成費及び自立生活支援支度費を支給	0.7億円程度	
母子生活支援施設に保育設備を設けている場合に保育士の人員配置の引上げ	0.3億円程度		

(参考) 里親制度・施設等の概要

里親制度の概要

- 里親制度は、児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づき、児童相談所が要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）の養育を委託する制度であり、その推進を図るため、
- ・平成14年度に親族里親、専門里親を創設
 - ・平成20年の児童福祉法改正で、「養育里親」と「養子縁組を希望する里親」とを制度上区分
 - ・平成21年度から、養育里親と専門里親について、研修を義務化
 - ・平成29年度から、里親の新規開拓から委託児童の自立支援までの一貫した里親支援を都道府県（児童相談所）の業務として位置付けるとともに、養子縁組里親を法定化し、研修を義務化

種類	養育里親		養子縁組里親	親族里親
	要保護児童	専門里親		
対象児童	要保護児童	次に挙げる要保護児童のうち、都道府県知事はその養育に関し特に支援が必要と認めたもの ①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行等の問題を有する児童 ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童	要保護児童	次の要件に該当する要保護児童 ①当該親族里親に扶養義務のある児童 ②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、入院等の状態となったことにより、これらの者により、養育が期待できないこと
登録里親数	10,136世帯	702世帯	4,238世帯	588世帯
委託里親数	3,441世帯	193世帯	317世帯	558世帯
委託児童数	4,235人	223人	321人	777人

※里親数・児童数は福祉行政報告例（平成31年3月末現在）

里親手当
 養育里親 90,000円（2人目以降：90,000円）
 （月額） 専門里親 141,000円（2人目：141,000円）

※令和2年度予算において、2人目以降の手当額の拡充等を行う。

一般生活費（食費、被服費等。1人当たり月額）乳児 59,510円、乳児以外 51,610円

その他（幼稚園費、教育費、入進学支度金、就職支度費、大学進学等支度費、医療費、通院費等）

里親に支給される手当等

※令和2年度予算

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の概要

1. 事業内容

小規模住居型児童養育事業は、養育者の家庭に児童を迎え入れて養育を行う家庭養護の一環として、要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）に対し、この事業を行う住居において、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援する。

2. 法律上の根拠 児童福祉法第6条の3第8項

3. 実施主体 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

4. 運営主体（事業者） 都道府県知事等が適当と認めた者

5. 職員配置について 養育者2名（配偶者）＋補助者1名、又は養育者1名＋補助者2名

※ 養育者は、小規模住居型児童養育事業を行う住居に生活の本拠を置く者に限る。
（それ以外は補助者）

6. ホームへの入居 児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づき、児童相談所が要保護児童の養育を委託

7. 補助根拠 児童福祉法第53条

8. 補助率 1／2（国1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1／2）

9. ホーム数、委託児童数 ホーム数：372か所、委託児童数：1,548人 ※福祉行政報告例（平成31年3月末現在）

乳 児 院 の 概 要

1. 目的

乳児院は、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

（児童福祉法第37条）

<対象児の具体例>

- ・父母が死亡、行方不明となっている乳児
- ・父母が養育を放棄している乳児
- ・父母の疾病等により父母による養育が困難な乳児

2. 実施主体について

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

3. 設備について

※ 乳幼児が10人以上いる場合の基準。10人未満の場合は別途規定

寝室（乳幼児1人2.47㎡以上）、観察室（乳児1人1.65㎡以上）、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室、便所

4. 職員配置について

※ 乳幼児が10人以上いる場合の基準。10人未満の場合は別途規定

施設長、医師又は嘱託医、看護師（0・1歳児 1.6:1、2歳児 2:1、3歳以上幼児 4:1、最低7人配置、保育士・児童指導員で代替可能（乳幼児10人につき2人看護師、10人増すごとに看護師1人増））、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士、調理員（調理業務を全部委託する場合配置なしも可）、心理療法担当職員（必要な乳幼児又は保護者10人以上の場合）、乳幼児20人以下の場合に保育士1人以上

<措置費による主な加配>

看護師等の配置改善（0・1歳児 1.6:1→1.3:1、3歳以上幼児 4:1→3:1）、事務員、小規模グループケア加算（児童指導員又は保育士1人、管理宿直等職員（非常勤）1人）、家庭支援専門相談員（定員30人以上の場合）、里親支援専門相談員 等

5. 施設数、定員、入所者数

※福祉行政報告例（平成31年3月末現在）

施設数	定員	入所者数
140か所	3,857人	2,678人

児童養護施設の概要

1. 目的

児童養護施設は、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第41条）

＜対象児の具体例＞

- ・ 父母が死亡、行方不明となっている児童
- ・ 父母等から虐待を受けている児童
- ・ 父母が養育を放棄している児童

2. 実施主体について

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

3. 設備について

児童の居室（1室の定員4人以下、1人4.95㎡以上、乳幼児のみは定員6人以下、1人3.3㎡以上、年齢に応じて男女別とする）、相談室、調理室、浴室、便所（男女別、少数の児童の場合を除く）、医務室及び静養室（児童30人以上の場合）、職業指導に必要な設備（年齢、適性等に応じて設置）

4. 職員配置について

施設長、児童指導員・保育士（0・1歳児 1.6:1、2歳児 2:1、3歳以上幼児 4:1、小学生以上 5.5:1、45人以下の施設は更に1人追加）、嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士（40人以下の施設は配置なしも可）、調理員（調理業務を全部委託する場合配置なしも可）、看護師（乳児がいる場合 乳児 1.6:1）、心理療法担当職員（必要な児童が10人以上いる場合）、職業指導員（職業指導を行う場合）

＜措置費による主な加配＞

児童指導員・保育士の配置改善（0・1歳児 1.6:1→1.3:1、3歳以上幼児 4:1→3:1、小学生以上 5.5:1→4:1）、事務員、看護師（医療的ケアが必要な児童15人以上）、小規模グループケア加算（児童指導員又は保育士1人、管理宿直等職員（非常勤）1人）、家庭支援専門相談員（定員30人以上の場合）、里親支援専門相談員 等

5. 施設数、定員、入所者数

※福祉行政報告例（平成31年3月末現在）

施設数	定員	入所者数
605か所	31,826人	24,908人

児童心理治療施設の概要

1. 目的

児童心理治療施設は、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第43条の2） ※平成28年の児童福祉法改正により「情緒障害児短期治療施設」から名称変更

- <対象児の具体例> ・場面緘黙、チック、不登校、集団不応、多動性障害や広汎性発達障害など
<保護者を含めたケア> ・虐待を受けた児童、保護者及び家族全体を対象とした心理療法である家族療法を実施

※家族療法事業とは、親子相談室、心理治療室、宿泊治療室等の設備を設け、児童とその家族に対し、面接治療、宿泊治療、親子レクリエーション、家族訪問治療等を行うもの。

2. 実施主体について

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

3. 設備について

児童の居室（1室の定員4人以下、1人4.95㎡以上、男女別とする）、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室、便所（男女別、少数の児童の場合を除く。）

4. 職員配置について

施設長、医師（精神科又は小児科）、心理療法担当職員（児童 10:1）、児童指導員・保育士（児童 4.5:1）、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士、調理員（調理業務を全部委託する場合配置なしも可）

<措置費による主な加配>

心理療法担当職員の配置改善（児童10:1→7:1）、児童指導員・保育士の配置改善（児童 4.5:1→3:1）、事務員、小規模グループケア加算（児童指導員又は保育士1人、管理宿直等職員（非常勤）1人）、家庭支援専門相談員（定員30人以上の場合）等

5. 施設数、定員、入所者数

※家庭福祉課調べ（平成30年10月1日現在）

施設数	定員	入所者数
50か所	1,818人	1,335人

児童自立支援施設の概要

1. 目的

児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第44条）

＜対象児の具体例＞ ・窃盗を行った児童 ・浮浪、家出等の問題のある児童 ・性非行を行った児童

2. 実施主体について

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

3. 設備について

- ・学科指導に関する設備は、学校教育法を準用
- ・児童養護施設の設備の規定を準用（乳幼児の居室に関する規定は除く。男女の居室は別。）

4. 職員配置について

施設長、児童自立支援専門員・児童生活支援員（児童 4.5:1）、嘱託医、精神科の医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士（40人以下の場合は配置なしも可）、調理員（調理業務の全部委託の場合は配置なしも可）、心理療法担当職員（必要な児童10人以上の場合）、職業指導員（職業指導を行う場合）

＜措置費による主な加配＞

児童自立支援専門員・児童生活支援員の配置改善（児童 4.5:1→3:1）、心理療法担当職員（児童10:1）、事務員、小規模グループケア加算（児童自立支援専門員又は児童生活支援員1人、管理宿直等職員（非常勤）1人）、家庭支援専門相談員（定員30人以上の場合） 等

5. 施設数、定員、入所者数

※家庭福祉課調べ（平成30年10月1日現在）

施設数	定員	入所者数
58か所	3,609人	1,226人

母子生活支援施設の概要

1. 目的

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第38条）

＜対象者の具体例＞ ・ 経済的に困窮している女子 ・ 配偶者からの暴力を受けている女子

2. 実施主体について

都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所設置町村

3. 設備について

母子室（調理設備、浴室、便所、1世帯1室以上、30㎡以上）、集会、学習等を行う室、相談室、保育所に準ずる設備（付近の保育所等が利用できない場合）、静養室（乳幼児30人未満）、医務室及び静養室（乳幼児30人以上）

4. 職員配置について

施設長、母子支援員（10～20世帯未満2人、20世帯以上3人）、嘱託医、少年指導員（20世帯以上で2人以上）、調理員、心理療法担当職員（必要な母子10人以上の場合）、個別対応職員（個別に特別な支援が必要な場合）

＜措置費による主な加配＞

母子支援員の配置改善（30世帯以上4人）、少年指導員の配置改善（10世帯以上2人、20世帯以上3人、30世帯以上4人）、母子支援員・少年指導員加算（非常勤各1人 定員40世帯以上の場合）

5. 施設数、定員、入所者数

※家庭福祉課調べ（平成30年10月1日現在）

施設数	定員	入所世帯	入所児童数
223か所	4,633世帯	3,106世帯	5,173人

児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の概要

1. 目的

次に掲げる者に対しこれらの者が共同生活を営むべき住居における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援（以下「児童自立生活援助」という。）を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者に対し相談その他の援助を行う事業。（児童福祉法第6条の3第1項）

- 一 義務教育を終了した児童又は児童以外の満20歳に満たない者であつて、措置解除者等（第27条第1項第三号に規定する措置（政令で定めるものに限る。）を解除された者その他政令で定める者をいう。次号において同じ。）であるもの
- 二 学校教育法第50条に規定する高等学校の生徒、同法第83条に規定する大学の学生その他の厚生労働省令で定める者であつて、満20歳に達した日から満22歳に達する日の属する年度の末日までの間にあるもの（満20歳に達する日の前日において児童自立生活援助が行われていた満20歳未満義務教育終了児童等であつたものに限る。）のうち、措置解除者等であるもの

2. 実施主体について

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

3. 設備について

入居者の居室（一室の定員はおおむね2人以下、一人につき4.95㎡以上、男女別）、入居者が日常生活を営む上で必要な設備、食堂等入居者が相互に交流を図ることができる設備

4. 職員配置について

指導員、管理者（指導員を兼ねることができる）

【指導員の配置（単位：人）】

入居定員	6人まで	7～9人	10～12人	13～15人	16～18人	19人以上
指導員数（補助員を含む）	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上	8以上
必置指導員数	2以上	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上

5. 施設数

※家庭福祉課調べ（各年10月1日現在）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
か所数	99	113	118	123	143	154	176

児童家庭支援センターの概要

1. 目的

児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童相談所からの委託を受けて保護者等への指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行うことを目的とする施設（児童福祉法第44条の2第1項）

※平成9年の児童福祉法改正で制度化（平成10年4月1日施行）

2. 設置・運営主体

都道府県、指定都市、児童相談所設置市、社会福祉法人等

3. 事業内容

- ・ 虐待や非行等、子どもの福祉に関する問題につき、子ども、ひとり親家庭その他からの相談に応じ、必要な助言を行う。
- ・ 児童相談所からの委託を受けて、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要な子ども及びその家庭についての指導を行う。
- ・ 子どもや家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、児童福祉施設、学校等関係機関との連絡調整を行う。

4. 施設数

※家庭福祉課調べ（各年10月1日現在）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
か所数	92	98	104	109	119	122	127*

*設置主体（平成30年10月1日現在） 社会福祉法人：122か所 NPO法人：5か所

(参考) 統計表等

(1) 在籍児童の年齢（平成30年2月1日現在）

（単位：人、％）

区分	里親		児童養護施設		児童心理 治療施設		児童自立 支援施設		乳児院		母子生活 支援施設		ファミリー ホーム		自立援助 ホーム	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
0歳	164	3.0%	-	-	-	-	-	-	662	21.9%	162	3.1%	11	0.7%	-	-
1歳	201	3.7%	9	0.0%	-	-	-	-	1,020	33.7%	331	6.2%	15	1.0%	-	-
2歳	218	4.1%	190	0.7%	-	-	-	-	868	28.7%	407	7.7%	27	1.8%	-	-
3歳	273	5.1%	711	2.6%	-	-	-	-	320	10.6%	420	7.9%	36	2.4%	-	-
4歳	279	5.2%	1,041	3.9%	1	0.1%	-	-	89	2.9%	443	8.3%	45	3.0%	-	-
5歳	287	5.3%	1,281	4.7%	1	0.1%	-	-	31	1.0%	429	8.1%	59	3.9%	-	-
6歳	236	4.4%	1,349	5.0%	3	0.2%	-	-	8	0.3%	398	7.5%	68	4.5%	-	-
7歳	249	4.6%	1,340	5.0%	27	2.0%	-	-	-	-	375	7.1%	97	6.4%	-	-
8歳	251	4.7%	1,427	5.3%	49	3.6%	-	-	-	-	353	6.7%	76	5.0%	-	-
9歳	234	4.3%	1,668	6.2%	79	5.8%	8	0.6%	-	-	333	6.3%	68	4.5%	-	-
10歳	265	4.9%	1,755	6.5%	110	8.0%	18	1.2%	-	-	297	5.6%	90	5.9%	1	0.2%
11歳	244	4.5%	1,892	7.0%	136	9.9%	48	3.3%	-	-	251	4.7%	71	4.7%	-	-
12歳	248	4.6%	1,909	7.1%	178	13.0%	126	8.7%	-	-	225	4.2%	102	6.7%	-	-
13歳	289	5.4%	1,958	7.2%	165	12.1%	205	14.2%	-	-	200	3.8%	102	6.7%	-	-
14歳	324	6.0%	2,225	8.2%	208	15.2%	405	28.0%	-	-	198	3.7%	101	6.7%	-	-
15歳	336	6.2%	2,236	8.3%	191	14.0%	479	33.1%	-	-	176	3.3%	129	8.5%	7	1.1%
16歳	382	7.1%	2,091	7.7%	74	5.4%	73	5.0%	-	-	129	2.4%	128	8.5%	89	14.4%
17歳	406	7.5%	1,999	7.4%	68	5.0%	22	1.5%	-	-	117	2.2%	136	9.0%	124	20.1%
18歳	362	6.7%	1,699	6.3%	47	3.4%	12	0.8%	-	-	52	1.0%	106	7.0%	169	27.4%
19歳	114	2.1%	215	0.8%	5	0.4%	2	0.1%	-	-	1	0.0%	38	2.5%	158	25.6%
総数※	5,382	100.0%	27,026	100.0%	1,367	100.0%	1,448	100.0%	3,023	100.0%	5,308	100.0%	1,513	100.0%	616	100.0%
平均年齢	10.2歳		11.5歳		12.9歳		14.0歳		1.4歳		7.3歳		11.6歳		17.7歳	

※総数には年齢不詳も含む。

※児童養護施設入所児童等調査結果（平成30年2月1日現在）

(2) 在籍児童の措置時の年齢（平成30年2月1日現在在籍児童）

（単位：人、％）

区分	里親		児童養護施設		児童心理 治療施設		児童自立 支援施設		乳児院		ファミリー ホーム		自立援助 ホーム	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
0歳	593	11.0%	50	0.2%	-	-	-	-	2,176	72.0%	65	4.3%	-	-
1歳	557	10.3%	633	2.3%	-	-	-	-	508	16.8%	48	3.2%	-	-
2歳	780	14.5%	5,260	19.5%	-	-	-	-	144	4.8%	117	7.7%	-	-
3歳	523	9.7%	3,524	13.0%	2	0.1%	-	-	17	0.6%	111	7.3%	-	-
4歳	325	6.0%	2,253	8.3%	1	0.1%	-	-	4	0.1%	104	6.9%	-	-
5歳	273	5.1%	1,847	6.8%	8	0.6%	-	-	2	0.1%	68	4.5%	-	-
6歳	279	5.2%	1,948	7.2%	57	4.2%	-	-	-	-	100	6.6%	-	-
7歳	205	3.8%	1,576	5.8%	101	7.4%	1	0.1%	-	-	81	5.4%	-	-
8歳	169	3.1%	1,507	5.6%	136	9.9%	10	0.7%	-	-	95	6.3%	-	-
9歳	153	2.8%	1,325	4.9%	151	11.0%	16	1.1%	-	-	81	5.4%	-	-
10歳	173	3.2%	1,290	4.8%	166	12.1%	68	4.7%	-	-	71	4.7%	1	0.2%
11歳	155	2.9%	1,175	4.3%	166	12.1%	125	8.6%	-	-	87	5.8%	-	-
12歳	216	4.0%	1,133	4.2%	201	14.7%	217	15.0%	-	-	89	5.9%	-	-
13歳	171	3.2%	1,029	3.8%	173	12.7%	455	31.4%	-	-	88	5.8%	-	-
14歳	174	3.2%	908	3.4%	112	8.2%	371	25.6%	-	-	85	5.6%	-	-
15歳	209	3.9%	782	2.9%	47	3.4%	99	6.8%	-	-	90	5.9%	7	1.1%
16歳	170	3.2%	272	1.0%	16	1.2%	26	1.8%	-	-	64	4.2%	89	14.4%
17歳	100	1.9%	121	0.4%	3	0.2%	10	0.7%	-	-	33	2.2%	124	20.1%
18歳	13	0.2%	18	0.1%	2	0.1%	-	-	-	-	5	0.3%	169	27.4%
19歳	-	-	1	0.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	158	25.6%
総数※	5,382	100.0%	27,026	100.0%	1,367	100.0%	1,448	100.0%	3,023	100.0%	1,513	100.0%	616	100.0%
平均年齢	5.9歳		6.4歳		10.7歳		12.9歳		0.3歳		8.2歳		17.7歳	

※総数には年齢不詳も含む。

※児童養護施設入所児童等調査結果（平成30年2月1日現在）

(3) 措置理由別児童数（平成30年度中新規措置児童）

（単位：人、％）

区分	里親		乳児院		児童養護施設	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
父母の死亡	127	7.5%	11	0.6%	84	1.8%
父母の行方不明	49	2.9%	26	1.4%	17	0.4%
父母の離婚	18	1.1%	23	1.3%	53	1.2%
父母の不和	14	0.8%	12	0.7%	60	1.3%
父母の拘禁	31	1.8%	62	3.4%	156	3.4%
父母の入院	80	4.7%	87	4.8%	193	4.2%
父母の就労	44	2.6%	58	3.2%	92	2.0%
父母の精神障害	155	9.1%	404	22.1%	408	8.9%
父母の放任怠惰	145	8.5%	227	12.4%	602	13.1%
父母の虐待	377	22.2%	387	21.2%	1,839	40.0%
棄児	6	0.4%	8	0.4%	43	0.9%
父母の養育拒否	281	16.5%	132	7.2%	163	3.5%
破産等の経済的理由	94	5.5%	112	6.1%	141	3.1%
児童の問題による監護困難	60	3.5%	—	—	349	7.6%
その他	218	12.8%	276	15.1%	396	8.6%
計	1,699	100.0%	1,825	100.0%	4,596	100.0%

※家庭福祉課調べ

(4) 母子生活支援施設の入所理由別入所世帯数等（平成30年度入所世帯）

区 分		管内入所	広域入所		合 計
			県内	県外	
夫等の暴力	世帯数	244	247	285	776
	児童	453	486	542	1,481
入所前の家庭環境の不 適切	世帯数	100	27	19	146
	児童	161	41	34	236
母親の心身の不安定	世帯数	30	5	0	35
	児童	40	5	0	45
職業上の理由	世帯数	4	0	0	4
	児童	5	0	0	5
住宅事情	世帯数	181	13	1	195
	児童	238	20	3	261
経済的理由	世帯数	123	6	4	133
	児童	182	8	7	197
その他	世帯数	37	7	0	44
	児童	52	11	0	63
合 計	世帯数	719	305	309	1,333
	児童	1,131	571	586	2,288

※家庭福祉課調べ

※単位：世帯数は世帯、入所人員は人

(5) 在所期間別在籍児童数 (平成31年3月1日現在在籍児童)

(単位:人、%)

区分	里親		乳児院		児童養護施設		児童心理治療施設		児童自立支援施設	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
1年未満	1,355	24.0%	1,419	47.2%	4,108	15.3%	500	32.5%	788	55.3%
1年以上 2年未満	881	15.6%	925	30.8%	3,592	13.4%	378	24.5%	472	33.1%
2年以上 3年未満	605	10.7%	458	15.2%	3,065	11.4%	295	19.2%	128	9.0%
3年以上 4年未満	485	8.6%	140	4.7%	2,625	9.8%	152	9.9%	32	2.2%
4年以上 5年未満	384	6.8%	43	1.4%	2,338	8.7%	99	6.4%	3	0.2%
5年以上 6年未満	297	5.3%	16	0.5%	1,823	6.8%	46	3.0%	2	0.1%
6年以上 7年未満	277	4.9%	4	0.1%	1,557	5.8%	25	1.6%	0	0.0%
7年以上 8年未満	287	5.1%	-	-	1,365	5.1%	21	1.4%	0	0.0%
8年以上 9年未満	203	3.6%	-	-	1,283	4.8%	15	1.0%	0	0.0%
9年以上 10年未満	177	3.1%	-	-	1,097	4.1%	6	0.4%	0	0.0%
10年以上 11年未満	150	2.7%	-	-	958	3.6%	2	0.1%	-	-
11年以上 12年未満	146	2.6%	-	-	887	3.3%	1	0.1%	-	-
12年以上 13年未満	84	1.5%	-	-	671	2.5%	-	-	-	-
13年以上 14年未満	90	1.6%	-	-	542	2.0%	-	-	-	-
14年以上 15年未満	83	1.5%	-	-	445	1.7%	-	-	-	-
15年以上 16年未満	74	1.3%	-	-	339	1.3%	-	-	-	-
16年以上 17年未満	42	0.7%	-	-	153	0.6%	-	-	-	-
17年以上 18年未満	27	0.5%	-	-	28	0.1%	-	-	-	-
18年以上	10	0.2%	-	-	11	0.0%	-	-	-	-
総数	5,657	100.0%	3,005	100.0%	26,887	100.0%	1,540	100.0%	1,425	100.0%

※家庭福祉課調べ

(6) 在所期間別退所児童数 (平成30年度中に退所した児童)

(単位: 人、%)

区分	里親		乳児院		児童養護施設		児童心理治療施設		児童自立支援施設	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
1か月未満	72	4.7%	117	6.4%	72	1.4%	8	1.7%	13	1.5%
1か月以上2か月未満	57	3.7%	109	5.9%	106	2.1%	6	1.3%	13	1.5%
2か月以上6か月未満	210	13.6%	264	14.3%	246	4.9%	14	3.0%	55	6.5%
6か月以上1年未満	284	18.5%	305	16.6%	382	7.5%	56	11.9%	192	22.5%
1年以上2年未満	329	21.4%	454	24.6%	644	12.7%	119	25.3%	411	48.2%
2年以上3年未満	145	9.4%	397	21.6%	598	11.8%	103	21.9%	122	14.3%
3年以上4年未満	94	6.1%	147	8.0%	465	9.2%	66	14.0%	40	4.7%
4年以上5年未満	70	4.5%	34	1.8%	367	7.2%	40	8.5%	5	0.6%
5年以上6年未満	50	3.2%	10	0.5%	319	6.3%	19	4.0%	0	0.0%
6年以上7年未満	45	2.9%	5	0.3%	269	5.3%	9	1.9%	1	0.1%
7年以上8年未満	36	2.3%	-	-	215	4.2%	9	1.9%	0	0.0%
8年以上9年未満	26	1.7%	-	-	190	3.8%	14	3.0%	0	0.0%
9年以上10年未満	21	1.4%	-	-	168	3.3%	3	0.6%	0	0.0%
10年以上11年未満	9	0.6%	-	-	155	3.1%	3	0.6%	-	-
11年以上12年未満	7	0.5%	-	-	130	2.6%	1	0.2%	-	-
12年以上13年未満	16	1.0%	-	-	134	2.6%	-	-	-	-
13年以上14年未満	11	0.7%	-	-	116	2.3%	-	-	-	-
14年以上15年未満	8	0.5%	-	-	138	2.7%	-	-	-	-
15年以上16年未満	14	0.9%	-	-	173	3.4%	-	-	-	-
16年以上17年未満	14	0.9%	-	-	138	2.7%	-	-	-	-
17年以上18年未満	8	0.5%	-	-	33	0.7%	-	-	-	-
18年以上	13	0.8%	-	-	8	0.2%	-	-	-	-
総数	1,539	100.0%	1,842	100.0%	5,066	100.0%	470	100.0%	852	100.0%

※家庭福祉課調べ

(7) 母子生活支援施設における年齢別在籍人員 (平成31年3月1日現在)

(単位:人)

母等の 年齢	20歳 未満	20歳 以上 25歳 未満	25歳 以上 30歳 未満	30歳 以上 35歳 未満	35歳 以上 40歳 未満	40歳 以上 45歳 未満	45歳 以上 50歳 未満	50歳 以上 55歳 未満	55歳 以上 60歳 未満	60歳 以上 65歳 未満	65歳 以上 70歳 未満	70歳 以上	合計
人数	26	276	394	595	623	599	368	109	16	5	2	1	3,014

(8) 母子生活支援施設における在所期間別世帯数 (平成30年度)

(単位:世帯)

在所期間	6月未満	6月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	合計
世帯数	220	206	391	253	153	64	95	22	1,404

(9) 母子生活支援施設退所世帯の退所後居住形態 (平成30年度)

(単位:世帯)

区分	親・親 戚との 同居	成人し た子と の同居	復縁又 は再婚	配偶者 以外と の結婚	単独の母子世帯				その他 の社会 福祉施 設	不明・ その他	合計	
					公営 住宅	民間ア パート	社宅	本人宅				
世帯数	88	9	88	59	1,029	290	708	11	20	47	84	1,404

※家庭福祉課調べ

(10) 児童養護施設の入退所の状況 (平成30年度中)

(単位:人)

平成30年度新規入所児童数 (新規又は措置変更)				平成30年度退所児童数										
他の児童 福祉施設	家庭から	その他	計	解除										変更
				家庭環 境改善	児童の 状況改 善	就職	進学(大 学等)	普通養 子縁組	特別養 子縁組	無断 外出	死亡	その他	計	他の児 童福祉 施設等
1,043	3,499	54	4,596	2,302	60	1,265	425	18	13	31	1	270	4,385	681

変更前の内訳

乳児院	他の 児童養 護施設	児童心 理治療 施設	児童自 立支援 施設	母子生 活支援 施設	里親	ファミ リー ホーム	その他
503	192	77	119	16	98	23	15

変更後の内訳

他の 児童養 護施設	児童心 理治療 施設	児童自 立支援 施設	里親	ファミ リー ホーム	母子生 活支援 施設	自立援 助ホー ム	障害児 入所施 設	その他
151	50	124	114	52	2	87	83	18

(11) 乳児院の入退所の状況 (平成30年度中)

(単位:人)

平成30年度新規入所児童数 (新規又は措置変更)			
他の児童 福祉施設	家庭から	その他	計
337	1,300	188	1,825

平成30年度退所児童数							変更
解除						計	他の児童 福祉施設 等
家庭環境 改善	児童の状 況改善	普通養子 縁組	特別養子 縁組	死亡	その他		
782	29	23	60	2	53	949	893

変更前の内訳

他の 乳児院	母子生活 支援施設	里親	ファミ リー ホーム	医療機関	その他
43	11	38	2	236	7

変更後の内訳

他の 乳児院	児童養護 施設	児童心 理治療 施設	里親	ファミ リー ホーム	母子生活 支援施設	障害児入 所施設	その他
49	503	3	260	17	6	46	9

※家庭福祉課調べ

(12) 児童心理治療施設の入退所の状況 (平成30年度中)

(単位:人)

平成30年度新規入所児童数 (新規又は措置変更)			
他の児童 福祉施設	家庭から	その他	計
140	387	26	553

平成30年度退所児童数										
解除										変更
家庭環境 改善	児童の状 況改善	就職	進学(大 学等)	普通養子 縁組	特別養子 縁組	無断 外出	死亡	その他	計	他の児童 福祉施設 等
90	130	34	13	1	0	2	0	39	309	161

変更前の内訳

乳児院	児童養 護施設	他の 児童心 理治療 施設	児童自 立支援 施設	母子生 活支援 施設	里親	ファミ リー ホーム	その他
0	89	9	10	1	14	4	13

変更後の内訳

児童養 護施設	他の 児童心 理治療 施設	児童自 立支援 施設	里親	ファミ リー ホーム	母子生 活支援 施設	自立援 助ホ ーム	障害児 入所施 設	その他
87	13	19	11	3	0	4	17	7

(13) 児童自立支援施設の入退所の状況 (平成30年度中)

(単位:人)

平成30年度新規入所児童数 (新規又は措置変更)			
他の児童 福祉施設	家庭から	その他	計
165	653	22	840

平成30年度退所児童数										
解除										変更
家庭環 境改善	児童の 状況改 善	就職	進学(大 学等)	普通養 子縁組	特別養 子縁組	無断 外出	死亡	その他	計	他の児 童福祉 施設等
69	362	32	41	0	0	10	0	110	624	228

変更前の内訳

乳児院	児童養 護施設	児童心 理治療 施設	他の 児童自 立支援 施設	母子生 活支援 施設	里親	ファミ リー ホーム	その他
0	119	16	5	2	7	5	11

変更後の内訳

児童養 護施設	児童心 理治療 施設	他の 児童自 立支援 施設	里親	ファミ リー ホーム	母子生 活支援 施設	自立援 助ホ ーム	障害児 入所施 設	その他
140	6	12	11	13	2	22	19	3

※家庭福祉課調べ

(14) 自立援助ホームの入退居の状況 (平成30年度中)

(単位：人)

平成30年度新規入居児童数				平成30年度退居児童数										
児童福祉施設等から	家庭から	その他	計	退居										児童福祉施設等への入所
				家庭環境改善	児童の状況改善	就職	進学(大学等)	普通養子縁組	特別養子縁組	無断外出	死亡	その他	計	
189	296	35	520	60	34	148	9	0	1	39	1	100	392	36

変更前の内訳								変更後の内訳								
乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	里親	ファミリーホーム	その他	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	里親	ファミリーホーム	母子生活支援施設	他の自立援助ホーム	障害児入所施設	その他
-	108	5	18	2	14	8	35	3	0	1	0	0	0	31	1	0

(15) 里親の委託・委託解除の状況 (平成30年度中)

(単位：人)

平成30年度新規委託児童数 (新規又は措置変更)				平成30年度委託解除児童数										
他の児童福祉施設	家庭から	その他	計	解除										変更
				家庭環境改善	児童の状況改善	就職	進学(大学等)	普通養子縁組	特別養子縁組	無断外出	死亡	その他	計	他の児童福祉施設等
661	923	115	1,699	285	15	182	87	18	362	2	0	212	1,163	376

変更前の内訳								変更後の内訳									
乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	他の里親	ファミリーホーム	その他	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	他の里親	ファミリーホーム	母子生活支援施設	自立援助ホーム	障害児入所施設	その他
336	145	11	14	6	119	19	11	9	110	10	12	147	67	0	13	7	1

※家庭福祉課調べ

(16) ファミリーホーム委託・委託解除の状況（平成30年度中）

（単位：人）

平成30年度新規委託児童数 （新規又は措置変更）				平成30年度委託解除児童数										
他の児童 福祉施設	家庭 から	その他	計	解除										変更
				家庭環 境改善	児童の 状況改 善	就職	進学(大 学等)	普通養 子縁組	特別養 子縁組	無断 外出	死亡	その他	計	他の児 童福祉 施設等
199	249	15	463	100	7	68	30	3	0	3	0	54	265	85

変更前の内訳

乳児院	児童養 護施設	児童心 理治療 施設	児童自 立支援 施設	母子生 活支援 施設	里親	他の ファミ リー ホーム	その他
23	79	5	13	0	73	4	2

変更後の内訳

乳児院	児童養 護施設	児童心 理治療 施設	児童自 立支援 施設	里親	他の ファミ リー ホーム	母子生 活支援 施設	自立援助 ホーム	障害児入 所施設	その他
0	35	4	8	21	4	0	6	3	4

※家庭福祉課調べ

(17) 新生児等の措置先（平成30年度中）

（単位：人）

措置時の年齢	措置先		
	乳児院	里親	合計
0歳児（1か月未満）	394	114	508
0歳児（1か月以上）	836	204	1,040
1歳以上2歳未満	407	155	562
合計	1,637	473	2,110
割合	77.6%	22.4%	100.0%

※家庭福祉課調べ

(18) 新生児等の新規措置の措置先(都道府県市別)(平成30年度)

(単位:人)

	乳児院への措置			里親への措置		
	0歳児 (1か月 未満)	0歳児 (1か月 以上)	1歳以上 2歳未満	0歳児 (1か月 未満)	0歳児 (1か月 以上)	1歳以上 2歳未満
北海道	1	3	2	9	10	9
青森県	5	9	6	0	2	3
岩手県	2	5	9	0	1	2
宮城県	4	6	4	1	1	0
秋田県	3	3	5	0	0	0
山形県	7	5	1	0	5	2
福島県	7	4	2	5	7	8
茨城県	14	13	9	0	2	2
栃木県	4	26	8	0	4	3
群馬県	5	10	8	5	2	6
埼玉県	24	53	29	0	6	11
千葉県	10	19	9	2	6	8
東京都	76	109	52	2	15	11
神奈川県	9	20	13	2	0	5
新潟県	1	7	2	0	1	0
富山県	4	8	0	0	1	0
石川県	2	5	1	0	1	1
福井県	2	7	2	0	1	0
山梨県	0	5	4	0	2	1
長野県	7	14	5	1	4	1
岐阜県	4	9	3	3	8	2
静岡県	3	7	4	2	4	2
愛知県	17	37	12	16	2	7
三重県	4	14	6	6	5	2
滋賀県	2	5	2	0	4	0
京都府	4	6	4	0	1	0
大阪府	9	39	23	2	9	5
兵庫県	25	16	10	3	4	3
奈良県	3	8	3	1	2	0
和歌山県	0	6	5	1	1	0
鳥取県	4	3	2	0	0	0
島根県	4	5	5	0	1	1
岡山県	0	5	0	2	0	2
広島県	1	7	7	1	1	1
山口県	5	7	3	0	1	0

	乳児院への措置			里親への措置		
	0歳児 (1か月 未満)	0歳児 (1か月 以上)	1歳以上 2歳未満	0歳児 (1か月 未満)	0歳児 (1か月 以上)	1歳以上 2歳未満
徳島県	3	7	3	1	3	1
香川県	0	5	2	4	2	1
愛媛県	1	8	5	3	1	1
高知県	3	2	2	1	0	0
福岡県	5	20	10	2	0	2
佐賀県	2	6	1	4	1	2
長崎県	1	8	3	3	0	0
熊本県	1	1	0	0	0	0
大分県	1	5	4	3	7	4
宮崎県	3	12	4	0	0	1
鹿児島県	10	17	9	5	6	1
沖縄県	1	6	0	0	2	6
札幌市	5	8	5	5	7	5
仙台市	5	4	6	0	2	0
さいたま市	0	8	0	0	4	0
千葉市	0	4	4	1	0	0
横浜市	9	28	11	3	2	2
川崎市	10	17	7	0	7	0
相模原市	4	2	3	1	1	1
新潟市	0	3	0	0	5	0
静岡市	0	4	2	0	1	1
浜松市	1	3	0	1	4	4
名古屋市	5	32	12	4	9	5
京都市	2	7	4	0	2	0
大阪市	28	51	28	1	7	8
堺市	5	2	3	0	6	5
神戸市	5	12	4	0	0	0
岡山市	3	5	2	0	2	1
広島市	1	7	1	0	0	0
北九州市	6	8	2	1	1	1
福岡市	0	12	4	7	6	1
熊本市	1	11	3	0	0	2
横須賀市	1	3	2	0	0	0
金沢市	0	3	1	0	2	2
合計	394	836	407	114	204	155

※家庭福祉課調べ

(19) 乳児院退所後の措置変更先（都道府県市別）（平成30年度）

（単位：人、％）

	乳児院からの措置解除児童数	乳児院からの措置変更児童数					
		里親（FH含）へ		児童養護施設へ		その他へ	
		児童数	割合	児童数	割合		
北海道	6	6	1	16.7%	4	66.7%	1
青森県	8	8	6	75.0%	2	25.0%	0
岩手県	15	15	5	33.3%	9	60.0%	1
宮城県	9	9	5	55.6%	4	44.4%	0
秋田県	7	7	4	57.1%	3	42.9%	0
山形県	11	11	8	72.7%	3	27.3%	0
福島県	9	9	7	77.8%	2	22.2%	0
茨城県	15	15	1	6.7%	12	80.0%	2
栃木県	12	12	0	0.0%	12	100.0%	0
群馬県	8	8	2	25.0%	4	50.0%	2
埼玉県	62	62	18	29.0%	32	51.6%	12
千葉県	23	23	9	39.1%	13	56.5%	1
東京都	127	127	37	29.1%	67	52.8%	23
神奈川県	27	27	10	37.0%	10	37.0%	7
新潟県	10	10	6	60.0%	4	40.0%	0
富山県	4	4	3	75.0%	1	25.0%	0
石川県	4	4	2	50.0%	1	25.0%	1
福井県	2	2	0	0.0%	1	50.0%	1
山梨県	1	1	0	0.0%	1	100.0%	0
長野県	6	6	3	50.0%	3	50.0%	0
岐阜県	8	8	6	75.0%	2	25.0%	0
静岡県	8	8	2	25.0%	6	75.0%	0
愛知県	47	47	18	38.3%	23	48.9%	6
三重県	15	15	4	26.7%	8	53.3%	3
滋賀県	6	6	4	66.7%	2	33.3%	0
京都府	10	10	1	10.0%	6	60.0%	3
大阪府	33	33	3	9.1%	29	87.9%	1
兵庫県	31	31	7	22.6%	20	64.5%	4
奈良県	6	6	0	0.0%	5	83.3%	1
和歌山県	4	4	0	0.0%	4	100.0%	0
鳥取県	8	8	2	25.0%	5	62.5%	1
島根県	6	6	2	33.3%	4	66.7%	0
岡山県	1	1	1	100.0%	0	0.0%	0
広島県	14	14	2	14.3%	11	78.6%	1
山口県	8	8	0	0.0%	7	87.5%	1

	乳児院からの措置解除児童数	乳児院からの措置変更児童数					
		里親（FH含）へ		児童養護施設へ		その他へ	
		児童数	割合	児童数	割合		
徳島県	3	3	0	0.0%	3	100.0%	0
香川県	3	3	0	0.0%	1	33.3%	2
愛媛県	15	15	6	40.0%	7	46.7%	2
高知県	9	9	3	33.3%	5	55.6%	1
福岡県	10	10	1	10.0%	8	80.0%	1
佐賀県	4	4	1	25.0%	3	75.0%	0
長崎県	6	6	0	0.0%	2	33.3%	4
熊本県	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0
大分県	7	7	5	71.4%	1	14.3%	1
宮崎県	11	11	2	18.2%	7	63.6%	2
鹿児島県	12	12	4	33.3%	7	58.3%	1
沖縄県	6	6	3	50.0%	3	50.0%	0
札幌市	9	9	8	88.9%	1	11.1%	0
仙台市	10	10	4	40.0%	6	60.0%	0
さいたま市	10	10	6	60.0%	3	30.0%	1
千葉市	5	5	0	0.0%	4	80.0%	1
横浜市	22	22	4	18.2%	13	59.1%	5
川崎市	12	12	4	33.3%	5	41.7%	3
相模原市	6	6	3	50.0%	3	50.0%	0
新潟市	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0
静岡市	3	3	0	0.0%	1	33.3%	2
浜松市	2	2	1	50.0%	1	50.0%	0
名古屋市	27	27	7	25.9%	18	66.7%	2
京都市	9	9	3	33.3%	4	44.4%	2
大阪市	44	44	13	29.5%	27	61.4%	4
堺市	8	8	0	0.0%	8	100.0%	0
神戸市	17	17	5	29.4%	11	64.7%	1
岡山市	11	11	7	63.6%	3	27.3%	1
広島市	7	7	0	0.0%	7	100.0%	0
北九州市	10	10	0	0.0%	9	90.0%	1
福岡市	6	6	4	66.7%	0	0.0%	2
熊本市	7	7	3	42.9%	3	42.9%	1
横須賀市	7	7	0	0.0%	6	85.7%	1
金沢市	4	4	1	25.0%	3	75.0%	0
合計	893	893	277	31.0%	503	56.3%	113

※家庭福祉課調べ

(20) 措置児童の保護者の状況

(単位：人)

区分	乳児院		児童養護施設		里親	
父母有り（養父母含む）	1,639	(54.2%)	9,920	(36.7%)	1,142	(21.2%)
父のみ（養父含む）	79	(2.6%)	2,866	(10.6%)	416	(7.7%)
母のみ（養母含む）	1,240	(41.0%)	12,302	(45.5%)	2,656	(49.3%)
両親ともいない	53	(1.8%)	1,384	(5.1%)	919	(17.1%)
両親とも不明	8	(0.3%)	359	(1.3%)	222	(4.1%)
不詳	4	(0.1%)	195	(0.7%)	27	(0.5%)
総数	3,023	(100.0%)	27,026	(100.0%)	5,382	(100.0%)

※児童養護施設入所児童等調査結果（平成30年2月1日現在）

(21) 家族との交流状況

(単位：人)

	総数	交流あり			交流なし	不詳
		電話・メール ・手紙	面会	一時帰宅		
里親	5,382 100.0%	227 4.2%	925 17.2%	359 6.7%	3,782 70.3%	89 1.7%
児童養護施設	27,026 100.0%	2,438 9.0%	7,772 28.8%	9,126 33.8%	5,391 19.9%	2,299 8.5%
児童心理 治療施設	1,367 100.0%	76 5.6%	449 32.8%	538 39.4%	218 15.9%	86 6.3%
児童自立 支援施設	1,448 100.0%	93 6.4%	452 31.2%	493 34.0%	199 13.7%	211 14.6%
乳児院	3,023 100.0%	102 3.4%	1,672 55.3%	425 14.1%	651 21.5%	173 5.7%
ファミリーホーム	1,513 100.0%	128 8.5%	435 28.8%	258 17.1%	559 36.9%	133 8.8%
自立援助ホーム	616 100.0%	143 23.2%	72 11.7%	56 9.1%	292 47.4%	53 8.6%

※児童養護施設入所児童等調査結果（平成30年2月1日現在）

(22) 家族との交流の頻度 ((21) における「交流あり」の頻度別内訳)

(単位：人)

		里親	児童養護施設	児童心理 治療施設	児童自立 支援施設	乳児院	ファミリーホーム	自立援助ホーム
【電話・メール・ 手紙】	総数	227 100.0%	2,438 100.0%	76 100.0%	93 100.0%	102 100.0%	128 100.0%	143 100.0%
	月1回以上	37 16.3%	487 20.0%	14 18.4%	31 33.3%	30 29.4%	18 14.1%	55 38.5%
	年2回～11回	118 52.0%	1,431 58.7%	46 60.5%	48 51.6%	58 56.9%	68 53.1%	69 48.3%
	年1回ぐらい	71 31.3%	501 20.5%	16 21.1%	11 11.8%	13 12.7%	42 32.8%	18 12.6%
	不詳	1 0.4%	19 0.8%	- -	3 3.2%	1 1.0%	- -	1 0.7%
【面会】	総数	925 100.0%	7,772 100.0%	449 100.0%	452 100.0%	1,672 100.0%	435 100.0%	72 100.0%
	月1回以上	175 18.9%	1,833 23.6%	101 22.5%	178 39.4%	960 57.4%	92 21.1%	19 26.4%
	年2回～11回	559 60.4%	5,000 64.3%	298 66.4%	247 54.6%	608 36.4%	265 60.9%	41 56.9%
	年1回ぐらい	189 20.4%	930 12.0%	49 10.9%	27 6.0%	97 5.8%	78 17.9%	11 15.3%
	不詳	2 0.2%	9 0.1%	1 0.2%	- -	7 0.4%	- -	1 1.4%
【一時帰宅】	総数	359 100.0%	9,126 100.0%	538 100.0%	493 100.0%	425 100.0%	258 100.0%	56 100.0%
	月1回以上	159 44.3%	2,769 30.3%	224 41.6%	175 35.5%	346 81.4%	110 42.6%	18 32.1%
	年2回～11回	178 49.6%	5,949 65.2%	296 55.0%	300 60.9%	77 18.1%	129 50.0%	34 60.7%
	年1回ぐらい	18 5.0%	395 4.3%	18 3.3%	18 3.7%	2 0.5%	19 7.4%	4 7.1%
	不詳	4 1.1%	13 0.1%	- -	- -	- -	- -	- -

※児童養護施設入所児童等調査結果 (平成30年2月1日現在)

(23) 定員規模別児童福祉施設数（平成30年10月1日現在）

（単位：か所）

種別 認可定員	乳児院		児童養護施設		児童心理治療施設		児童自立支援施設		母子生活支援施設	
	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
総数	139	100.0%	606	100.0%	50	100.0%	58	100.0%	229	100.0%
20人以下	66	47.5%	6	1.0%	4	8.0%	1	1.7%	190	83.0%
21～30	34	24.5%	81	13.4%	17	34.0%	8	13.8%	28	12.2%
31～40	22	15.8%	128	21.1%	14	28.0%	7	12.1%	6	2.6%
41～50	8	5.8%	160	26.4%	13	26.0%	14	24.1%	5	2.2%
51～60	3	2.2%	90	14.9%	2	4.0%	10	17.2%	-	-
61～70	3	2.2%	54	8.9%	-	-	5	8.6%	-	-
71～80	2	1.4%	43	7.1%	-	-	2	3.4%	-	-
81～90	1	0.7%	19	3.1%	-	-	3	5.2%	-	-
91～100	-	-	8	1.3%	-	-	1	1.7%	-	-
101～110	-	-	8	1.3%	-	-	0	0.0%	-	-
111～120	-	-	2	0.3%	-	-	2	3.4%	-	-
121～150	-	-	7	1.2%	-	-	4	6.9%	-	-
151人以上	-	-	-	-	-	-	1	1.7%	-	-

※家庭福祉課調べ

※母子生活支援施設の定員については世帯数

(24) 里親申込の動機

総数	児童福祉への理解から	子どもを育てたいから	養子を得たいため	その他	不詳
4,216	1,759	1,299	453	617	88
100.0%	41.7%	30.8%	10.7%	14.6%	2.1%

※児童養護施設入所児童等調査（平成30年2月1日現在）

(25) 登録期間

総数	5年未満	5年～9年	10年～14年	15年以上
4,216	1,845	1,224	611	531
100.0%	43.8%	29.0%	14.5%	12.6%

※児童養護施設入所児童等調査（平成30年2月1日現在）

(26) 委託児童数

総数	1人	2人	3人	4人	不詳
4,216	3,208	789	166	42	11
100.0%	76.1%	18.7%	3.9%	1.0%	0.3%

※児童養護施設入所児童等調査（平成30年2月1日現在）

(27) 里親の年齢

	総数	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	いない	不詳
里父	4,216	11	203	964	1,140	1,345	10	528
	100.0%	0.3%	4.8%	22.9%	27.0%	31.9%	0.2%	12.5%
里母	4,216	28	251	1,207	1,374	1,251	10	82
	100.0%	0.7%	6.0%	28.6%	32.6%	29.7%	0.2%	1.9%

※児童養護施設入所児童等調査（平成30年2月1日現在）

(28) 里親の職業

		社会福祉事業従事者	宗教家	教員	専門・技術	管理	事務	販売	農林・漁業	単純労働	サービス	その他の就業者	就業していない	不詳	いない
里父	4,216	178	448	110	675	223	341	178	121	236	288	467	399	24	528
	100.0%	4.2%	10.6%	2.6%	16.0%	5.3%	8.1%	4.2%	2.9%	5.6%	6.8%	11.1%	9.5%	0.6%	12.5%
里母	4,216	297	280	75	256	39	257	107	67	37	274	540	1,876	29	82
	100.0%	7.0%	6.6%	1.8%	6.1%	0.9%	6.1%	2.5%	1.6%	0.9%	6.5%	12.8%	44.5%	0.7%	1.9%

※児童養護施設入所児童等調査（平成30年2月1日現在）

(29) 年間所得

総数	平均所得金額
里親家庭	594.4万円
一般家庭	551.6万円

※児童養護施設入所児童等調査（平成30年2月1日現在） ※一般家庭は「平成30年国民生活基礎調査」

(30) 住宅所有状況

総数	自家		借家		その他	不明	不詳
	一戸建て	集合住宅	一戸建て	集合住宅			
4,216	3,034	389	254	438	52	1	48
100.0%	72.0%	9.2%	6.0%	10.4%	1.2%	0.0%	1.1%

※児童養護施設入所児童等調査（平成30年2月1日現在）

(31) 就業状況（平成31年3月1日現在） ※家庭福祉課調べ

委託里親数	里親の構成	里親の就業状況		
		4,542 (100%)	夫婦世帯 3,959 (87.2%)	共働き
一方が働いている	1,721			(37.9%)
どちらも働いていない	298			(6.6%)
ひとり親世帯 583 (12.8%)	働いている		375	(8.3%)
	働いていない		208	(4.6%)

(32) 里親の一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）の実施状況（平成30年度実績）

受入先種別	受入施設等数	延利用回数	実施延日数
乳児院	58	227	577
児童養護施設	155	465	1,593
里親	441	1,062	2,726
その他	33	129	496
合計	687	1,883	5,392

※レスパイト・ケアを利用した里親
世帯数・・・681世帯

※家庭福祉課調べ

(33) 児童相談所の里親担当職員と里親委託等推進員の配置状況（平成31年4月1日現在：家庭福祉課調べ）

		児童相談所の体制			
		児童相談所数	里親担当職員		
			専任	兼任	
全 国		215	631	166	465
1	北 海 道	8	8		8
2	青 森 県	6	39	1	38
3	岩 手 県	3	5	1	4
4	宮 城 県	3	7		7
5	秋 田 県	3	4	1	3
6	山 形 県	2	6		6
7	福 島 県	4	7		7
8	茨 城 県	3	11		11
9	栃 木 県	3	13	3	10
10	群 馬 県	3	6		6
11	埼 玉 県	7	31		31
12	千 葉 県	6	12	7	5
13	東 京 都	11	28	15	13
14	神 奈 川 県	5	10	8	2
15	新 潟 県	5	33	5	28
16	富 山 県	2	7		7
17	石 川 県	2	2	2	
18	福 井 県	2	7	2	5
19	山 梨 県	2	4	1	3
20	長 野 県	5	37	9	28
21	岐 阜 県	5	7		7
22	静 岡 県	5	11	3	8
23	愛 知 県	10	60		60
24	三 重 県	6	16	2	14
25	滋 賀 県	3	4		4
26	京 都 府	3	8		8
27	大 阪 府	6	7		7
28	兵 庫 県	5	10		10
29	奈 良 県	2	4	1	3
30	和 歌 山 県	2	6		6
31	鳥 取 県	3	3		3
32	島 根 県	4	6		6
33	岡 山 県	3	3	3	

		児童相談所の体制			
		児童相談所数	里親担当職員		
			専任	兼任	
34	広 島 県	3	7		7
35	山 口 県	6	7	7	
36	徳 島 県	3	7		7
37	香 川 県	2	5	2	3
38	愛 媛 県	3	3	1	2
39	高 知 県	2	6		6
40	福 岡 県	6	6	6	
41	佐 賀 県	2	4		4
42	長 崎 県	2	8	6	2
43	熊 本 県	2	7	3	4
44	大 分 県	2	7	6	1
45	宮 崎 県	3	3		3
46	鹿 児 島 県	3	10	4	6
47	沖 縄 県	2	5	5	
48	札 幌 市	1	3	2	1
49	仙 台 市	1	3		3
50	さいたま市	1	11	10	1
51	千 葉 市	1	5		5
52	横 浜 市	4	8	8	
53	川 崎 市	3	11	5	6
54	相 模 原 市	1	3	3	
55	新 潟 市	1	2	2	
56	静 岡 市	1	4		4
57	浜 松 市	1	5	5	
58	名 古 屋 市	3	9	6	3
59	京 都 市	2	3		3
60	大 阪 市	2	15	5	10
61	堺 市	1	4	3	1
62	神 戸 市	1	3	3	
63	岡 山 市	1	5	2	3
64	広 島 市	1	4	3	1
65	北 九 州 市	1	3	3	
66	福 岡 市	1	7		7
67	熊 本 市	1	3		3
68	横 須 賀 市	1	3	2	1
69	金 沢 市	1	5		5
70	明 石 市	1	5		5